

第一節 鎌倉時代の彼杵庄

一 彼杵庄における武士団の形成

はじめに

『新編 大村市史』第一巻の「古代編」第二章第二節及び第三節で詳細は述べたが、本項ではその一端を序章として簡潔に述べたい(1)。

武士の起こりは、平安時代の承平・天慶年間(九三二～四七)に東西呼応したかのように、二つの大きな内乱「承平・天慶の乱」を契機とすることができる。この乱の首謀者である関東地方を基盤とした平将門、瀬戸内海に国司として赴任し土着した藤原純友が初期武士の台頭として捉えることができる。

特に藤原純友は、元の伊予掾という地方の律令官人が反乱し、律令国家に与えた影響は大きい。また、平将門の反乱を鎮定した平貞盛、押領使藤原秀郷、藤原純友の乱を鎮定した追捕使小野好古、橘遠保、藤原忠文、大蔵春実も初期武士であり、いよいよ武士の力が必要という時代の幕開けとなったといえる。時代に武士の必要性を痛感させたのは、何も国内の勢力においての戦いだけでなく、寛仁三年(一〇一九)に中国大陸北方の「女真族」によって、対馬国や杵岐国をはじめとする北部九州地方が襲撃された「刀伊の入寇」によっても示された。「女真族」に対して大宰権帥藤原隆家を筆頭に、その指揮下、藤原助高、大蔵種材以下の府官や志摩郡の住人文室忠光、怡土郡の住人多治久明、更に大神守宮、財部延、源知らが特に戦功があった。源知は水軍松浦党である。また、大蔵種材などのように、異国からの侵攻に際しても在地で武士が活躍し、恩賞を与えられた者の中から、土着し成長を遂げる者が現れる。中世武

士の多くが功労者と縁があることから、刀伊の入寇が鎮西武士団の勃興の一端を担ったといえる。

その後、長元九年（一〇三六）に肥前国神崎郡の「神崎御庄」が院領庄園となり、長承二年（一一三三）には伊勢平氏の棟梁平忠盛が鳥羽法皇の院司としての信任を受け、肥前国神崎庄の預所となり、宋商・周新の船が来航した際に院宣と称して、庄園内での大宰府の臨検を排除した。この頃、日宋貿易は民間で活発化し、日宋貿易は朝鮮半島の高麗を含めた三国間で行われ、博多には宋人が居住し、越前国の敦賀まで宋船が来航している。平忠盛は肥前国神崎庄を知行し、独自に交易を行って舶来品を院に進呈し、また日宋貿易につながる海上交通ルート・瀬戸内海の高麗を鎮定し近臣として認められる。

一方、河内源氏の源為義は検非違使などを歴任し、嫡男の源義朝は鳥羽院や後白河院の近臣として勢力を増し、やがて武家の棟梁は源氏と平氏に集約される。保元元年（一一五六）七月に皇位継承問題や摂関家の内紛により朝廷が後白河天皇方と崇徳上皇方に分裂し、双方の武力衝突に至った政変「保元の乱」を経て、平治元年（一一六〇）十二月九日、院近臣らの対立により発生した政変「平治の乱」が勃発し、藤原信頼方の源義朝が後白河院方の平清盛に敗れることとなり、源氏勢力が没落してしまった。

この間、保元三年（一一五八）には大宰大貳平清盛が博多に港を築いて日宋貿易を本格化させ、社寺勢力を排除して瀬戸内海航路を掌握すると、航路の整備や入港管理を行い、また宋船による厳島参詣を行っている。

仁安二年（一一六七）平清盛は武家で最初の太政大臣となり、ますます日本と宋との交易を盛んにし、西日本、取分け九州地方は平氏政権の支配下となり、武士団も平氏の勢力下におかれた。しかし、平家全盛を快く思わない関東を中心とした各地の武士団が蜂起し、後白河天皇の第三皇子、以仁王は令旨を発して源氏に平氏打倒の挙兵を促したことにより、反平氏の動きが一層広がった。特に源義朝の遺児で、平清盛によって伊豆の蛭ヶ小島に流されていた源頼朝が妻政子の父北条時政の力を得て挙兵したことは特筆できる。更に、治承五年（一一八一）に平清盛が病死したことは、平氏の弱体化を決定的なものとした。

その後、信濃源氏の源義仲（木曾義仲）が以仁王の遺児北陸宮を奉じ挙兵し、都へ入り平氏を追い出し、連年の飢饉と平氏の狼藉によって荒廃した都の治安回復を期待されたが、治安維持の失敗と大軍が都に居座ったことによる食糧事情の悪化、皇位継承への介入などにより後白河法皇と不和となる。法住寺合戦に及んで法皇と後鳥羽天皇を幽閉して征東大將軍となるが、源頼朝が送った源範頼・義経の軍勢により、粟津の戦いで討たれた。

清盛亡き後、平氏は西下し、元暦二年・寿永四年（一一八五）長門壇ノ浦で平氏は滅亡した。同年八月十四日に改元され、文治元年（一一八五）十一月に源頼朝は各地に守護・地頭を設置し、九州には鎮西奉行を設置した。最近の学説では、文治元年の源頼朝による各地の守護・地頭の設置をもって鎌倉幕府が成立したと考えられている。やがて、源頼朝は文治五年（一一八九）、陸奥平泉を本拠とした奥州藤原氏（四代藤原泰衡）を滅ぼし、奥州を平定する。翌建久元年（一一九〇）に頼朝は上洛、後白河法皇に拝謁し、権大納言右近衛大将に任命されるが、即両職を辞す。そして、建久三年（一一九二）、源頼朝は朝廷から征夷大將軍に任命され、鎌倉時代の本格的な幕開けとなる。

■ 一・ 彼杵庄

一・ 彼杵庄の成立

飛鳥時代の大化の改新で土地と人民は国家のものという方針が出され、これにしたがって、戸と呼ばれる家族ごと口分田が与えられ、その田の収入から税が取られた。この仕組みは一般的に班田收受法という。

ところが、朝廷が開墾を進めたにも関わらず、段々と口分田が不足し、この制度はうまく運用できなくなった。その改善策として、奈良時代の養老七年（七三三）に三世一身法が出されたのに続き、天平十五年（七四三）に朝廷は開墾した土地の私有を認め、更に開墾を進めた。墾田永年私財法の確立である。この制度によって、国内の神社や寺院は盛んに田を開き、貴族もこれに倣った。こうしてできた私有地を庄園という。そして各地に庄園が成立した。平安時代になり、朝廷による地方支配がゆるんでくると、地方豪族が国司の許可を受けて広い庄園を持つようになった。また、十世紀の半ば頃から、藤原家などの摂関家の権力が強くなると、国司からの支配を逃れるため、地

方の豪族が開墾した庄園を摂関家へ寄進して、庄園の権利を守るようになった。

現在の太田市域を中心とした東西両彼杵郡にも庄園があったことが分かっている。その中に京都の真言宗御室派総本山の仁和寺の庄園があった。貞観八年（八六六）に肥前国の藤津郡・高来郡両郡の郡司が、彼杵郡の小領主とともに新羅と組んで対馬を占領しようとする事件があった。これは未遂に終わったが、郡司たちの庄園は没収され、皇室領となった。後に、宇多天皇が光孝天皇のために建てた仁和寺の領地として寄進され、彼杵・高来・藤津郡にあった仁和寺領の始まりとされる²⁾。

やがて、彼杵郡全体が彼杵庄となる。

彼杵郡から彼杵庄に変わった経緯は明らかではないが、主に開墾により得られた田地が庄園に転化していったものと考えられる。

鎌倉時代末期の史料であるが、河上宮造營の費用を徴収するためにつくられた肥前一国の惣田数の注文である、正応五年（一二九二）八月十六日付河上宮造用途支配惣田数注文には肥前国の国衙が掌握していた肥前の惣田数の明細が記されている。

長崎県下に属する庄園と公領は次のようになっている。

一 庄園分

宇野御厨庄 三百丁

伊佐早庄 二百五十三丁

彼杵庄 四百十二丁五反

千々岩庄 三十丁

髪白庄 四十丁元四十三丁五反三丈

山田庄 二百四十丁

高木有間庄 八十丁

串山庄 二十丁

一 公田分

高木東郷 二百五十四丁

同西郷 八十三丁

右記にあるように彼杵庄は県下最大の庄園である。その庄域は、現在の大村市・東彼杵郡三町（東彼杵町・川棚町・波佐見町）を中心に佐世保市の一部を含む東・西彼杵郡にわたり、五島灘に浮かぶ平島・江島を含む西海市全域、長崎半島（野母半島）の西部全域（長崎港側）を中心とした長崎港外の島嶼にまで及ぶ長崎市域の大半、大村湾、角力灘沿岸地域（長崎市琴海・時津町・長与町・諫早市多良見町大草・伊木力・佐瀬）に開けた散在庄園といえる。大体九州庄園は一般的に国衙機構と結びついた寄進地系庄園が多いとされているので、この過程のなかで郡全体が庄園化され、いわゆる「郡庄」が成立したのである。彼杵庄も肥前国彼杵郡が一括して庄園化したものといえる。

一方、諫早市を中心に、長崎市東部の橘湾に面した海岸沿いに開けたのが伊佐早庄であった。伊佐早庄は公領（肥前国衙領）から、豊前国八幡宇佐宮（現宇佐神宮へ宇佐八幡宮）領を経て、鎌倉時代末期には京都の仁和寺（真言宗御室派総本山）の塔頭である仏母院領となっている③。

彼杵庄についての史料の初見は、外山幹夫によって見出された「福田文書」文治二年（一一八六）八月十三日、源頼朝下文写である。同文書、治承四年（一一八〇）十一月二十八日、惣政所僧某・公文僧某定職補任状写によると、生手（老手）・手隈両村の住人の平包守が、定使職に補任された。

「福田文書」の惣政所僧某・公文僧某定職補任状写を書き下すと左のとおりである。

下す 生手・手隈住人など 定め遣す 定使職のこと

平包守

右、くだんの人を定使職に定め遣わす所也てへれば、住人等彼の命に随い、限り有る御年貢物など一事いじょう懈怠なく勤仕せしむべきの状、仰する所くだんの如し、

治承四年十一月二十八日 公文僧(在判脱カ)

惣政所僧(在判脱カ)

平包守が惣政所僧某・公文僧某兩人から、生手・手隈両村の定使職に任命されたことを示すものである。補任した兩人の実名は記載がないが、共に彼杵庄の庄官と思われる。平包守が補任された、生手・手隈両村の定使職とは、恐らくは彼杵庄の下級庄官職と考えられ、老手・手隈両村の年貢徴収などの実務を行う下級庄官と思われる。「福田文書」の中では、生手村は、老手村とも表記されている。生手村は鎌倉初期に福田村と改称される。ほぼ今日の福田本町に当たり、同じく手隈村は、ほぼ今日の手熊町に当たる。この治承四年時点には既に彼杵庄が成立していたと推測できる。

彼杵庄の成立は「福田文書」によって、従来、彼杵庄についての史料とされた「東福寺文書」建長二年(一二五〇)十一月の九条道家領処分状案から、少なくとも六四年以上も早く、平安時代末期まで遡ることは可能となった(4)。

二・領家の変遷(5)

九条家は藤原氏の中樞であった五摂家のひとつである。藤原兼実が鎌倉時代のはじめに創設した家で、京都の九条通りに邸宅を構えたことから九条殿といった。兼実は関白藤原忠通の六男である。長子でもないのにどうして藤原氏の棟梁ともいふべき氏長者になったか。

九条兼実の出現までの摂関家の変遷を辿ってみる。

保元の乱(一一五六年)は、皇室や藤原摂関家の争いに武家勢力を巻き込んだといわれる。その時の摂関家の当主は忠実であった。彼はおっとりした長男の忠通より、才気溢れた次男の頼長の方に目をかけた。忠通と頼長の対立は公室内の対立とも絡みあって乱となった。

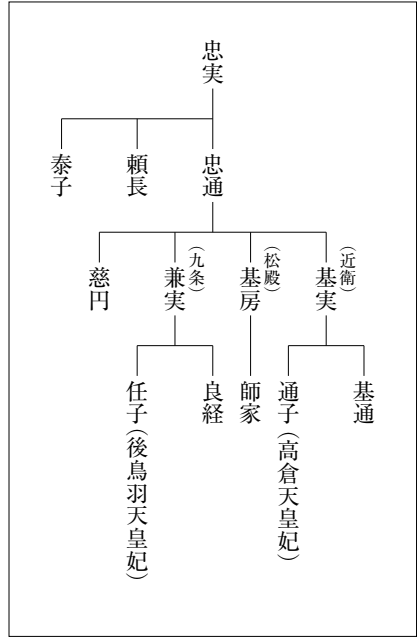


図1-1 摂関家系図

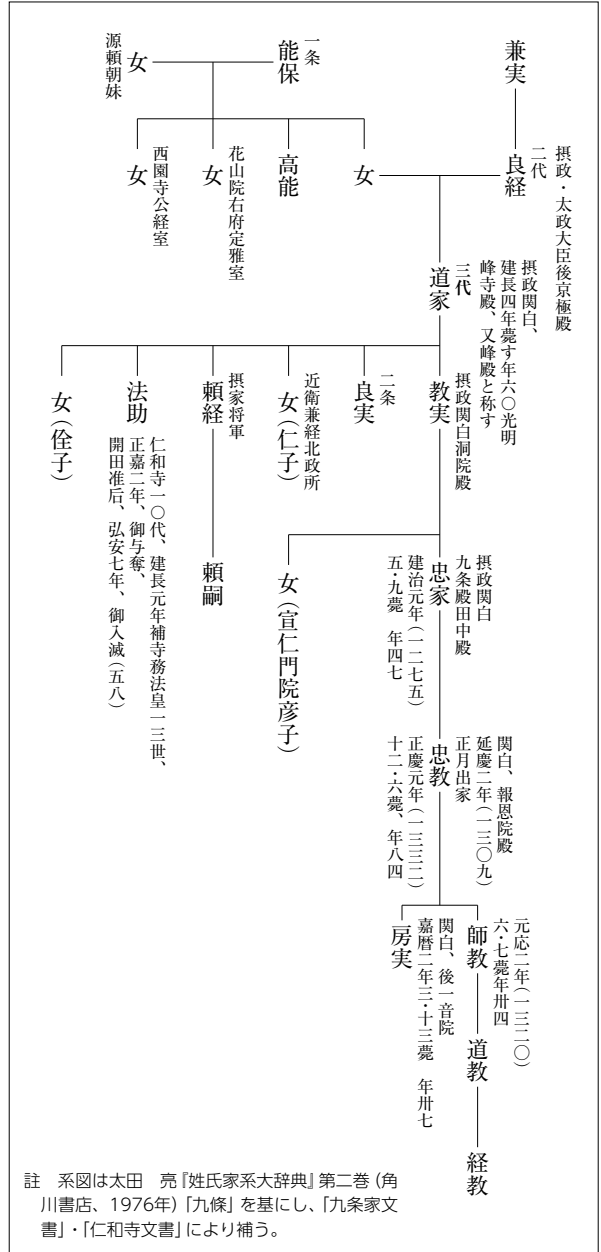
法皇の近臣を解官した。次いで後白河院政を停止した。摂関家は再び長男の家(後の近衛家)に戻った。源平争乱の最中、基通は京都に留まっていた、安徳天皇の跡をついだ後鳥羽天皇の摂政となった。平家滅亡後、源頼朝と源義経の不和と院の動きは頼朝と院との間に亀裂を生じさせる。元暦二年(一一八五)、兼実は右大臣のまま内覧に宣下され、この間の機運を捉えた兼実は頼朝政権に近づき、文治二年(一一八六)に藤原基通に代わって摂政となり、藤原氏長者となった。これで九条家創始の基ができあがったのである。

後白河法皇の崩御後、朝幕関係は融和した。建久三年(一一九二)源頼朝は征夷大將軍に任じられたが、兼実は摂政から閑白となり建久七年(一一九六)までその地位にあった。

兼実の跡目は二代九条良経、三代九条道家と受け継がれる。道家の母は源頼朝の妹智だった一条能保の嫡女であり、この関係からも道家の子頼経、孫頼嗣は摂家將軍として鎌倉に下向している。

建長四年(一二五二)に摂家將軍は廃され、翌年に道家も没し、執権は北条時頼で皇族から將軍を迎える所謂、

後白河天皇と忠通の勝利に帰し、摂関家忠通系が安泰になる。一一五九年の平治の乱で、平清盛の政権が確立すると院政の主導権を握っていた後白河法皇との対立がでてきた。一一六六年、忠通の長子基実(妻は平清盛の娘・盛子)が没するとその跡は二男の松殿基房が摂政・閑白となった。法皇は基房と接近し、長男基実の妻(白河殿)の遺領を没収して基房に与えた。更に、基房の子師家に目をかけ、八歳にして中納言になるという状況になった。清盛は治承三年(一一七九)閑白に基実の子基通を任じ、



註 系図は太田 亮『姓氏家系大辞典』第二巻(角川書店、1976年)「九條」を基にし、「九条家文書」・「仁和寺文書」により補う。

図1-2 九条家系図

親王将軍が出現する。このような雰囲気を感じてか、九条道家は建長二年(一二五〇)初度惣処分状を出している。竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第十卷(東京堂出版 一九七六)によると、鎌倉故右大将家頼朝卿、没官領二十箇所を以て姉妹二位入道能保卿妻室に伝与す、その後、宣旨を申し下し諸子に付属す。

とあり、即ち能保卿の妻に与えられた所領は高能、道家の母、花山院右大臣定雅室、西園寺公経室に分け与えられたが、主人が死んだ後は一期分として九条家に戻っている。

これによると九条家領として頼朝以来、鎌倉幕府から与えられた庄園は三つのタイプに区分される。

(一) 始祖兼実に与えられたもの

(二) 頼朝の妹であった一条能保の室に与えられたもの

(三) 政子・義時・泰時の計らいとして九条家によせられたもの

これらは関東伝領地とされる庄園であり、九条家領は大部分が没官領で形成されていたと見ることができ。更に、九条頼経(入道大納言)が関東に撰家將軍として下向したので、尼二品(平政子)・義時朝臣(二代執権)・泰時朝臣(三代執権)等相計って与えた所領がある。

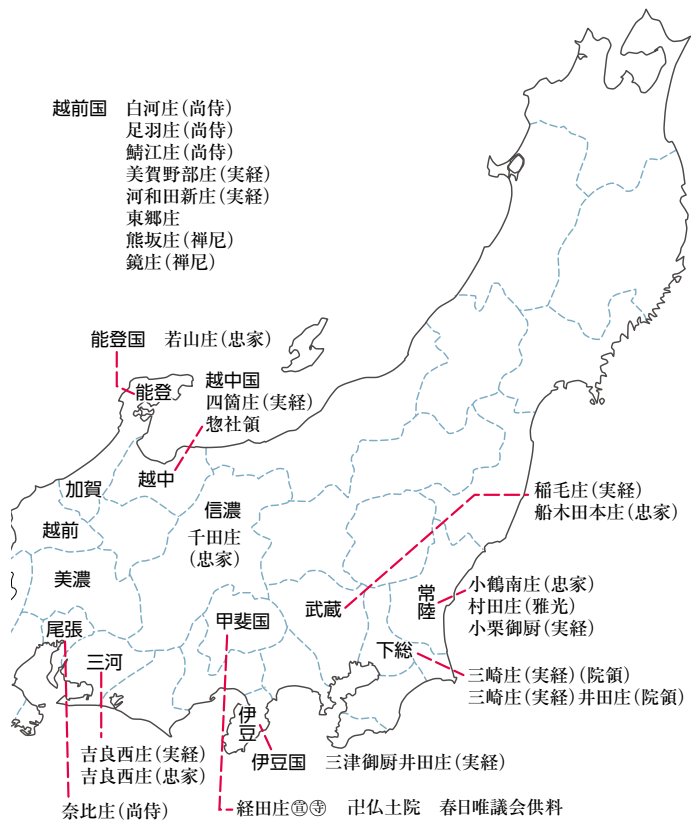
九条家は創設間がないとはいえ、藤原氏本来の私領はないのであろうか。「道家初度処分状」の近衛北政所(藤原仁子)の条に讃岐国託問庄のことが挙げられている。それによれば、

この庄園は有仁朝臣が地主の譲を得て庄園としての手続をとり、年貢を装束料に充てるため差上げる。予(私)は家領はない。わずかの相伝の所領は諸子に分与してしまった。志としてほんの一カ所しかないが、同族のよしみで心安く思うからである。

とある。託問庄は仁子の乳母の関係で有仁が地主から譲りうけ、本家職を仁子の装束料として寄進したものである。道家は娘の仁子に対し多くの所領を譲れないことをわびている。「予もと自ら家領なく」とはいつても「わずかの相伝の所々」はあったわけである。

ところが、尚侍殿(藤原詮子道家の娘)、前撰政一条実経、右大臣忠家の頃には「自_レ關東_ニ伝領地、当時、領所ハ皆給恩ナリ」という文が挿入されている。これは頼朝や北条氏から与えられたもので、領所は皆給恩とあるから、鎌倉御家人の所領の上に設定された本家職又は領家職である。

九条家の庄園(圖1-3)は全国にわたっている。庄園成立も複雑なので、ここで述べる余裕はない。詳しくは永原慶二「公家領庄園における領主権の構造」に述べてある。



- | | | |
|--|--|--|
| 伊勢国 五真加加里御厨
山郷庄(実経)
富田御厨(実経)
和田庄(禪尼)
林西庄(忠家)
己明照寺 | 伊賀国 浅宇田庄
大内東庄(実経)
大和国 河北庄(実経)
己安位寺
紀伊国 井上本庄(実経)
三栖庄(実経)
井上新庄(忠家) | 近江国 小幡位田(実経)
大江庄(実経)
伊香古庄(実経)
美濃国 衣斐庄(禪尼)
世保庄(尚侍)
石田庄(禪尼)
古橋庄(実経)
郡戸庄(忠家) |
|--|--|--|

() は分与者名

「道家初度処分状」では「彼杵庄」はどうなっているか。

宣仁門院(藤原彦子) 洞院撰政(九条教実)長女

泉涌寺新御堂 四条院御墓所

寺領

(石川郡)
河内国石川庄

(兒湯郡)
日向国平群庄

ママ
已上二箇所 (利子内親王)
式乾門院被寄付之

甲斐国経田庄

件庄者、四条院崩御之後、彼国任「先規」、没後御事奉仕、便以^{オモカ}件所^ヲ新立 被寄付供僧護摩用途也

西山草庵 屋々門等見指図

家領

(肥前国彼杵郡)
肥後国彼杵庄

という譲状がある。ここに出る肥後国が肥前国の誤記であることは、後の史料によって明らかである。宣仁門院は四条天皇(一二三二)―一二四二)の女御であった。したがって石川・平群・経田の三庄は四条天皇と関係した所領として新たに寄進されたので、家領としては彼杵庄があるだけである。ここには何ら注記がなく、彼杵庄が藤原家の根本私領か、平家没官領か、承久の没官領かの決め手はない。しかし平安時代から撰関領との関係が深いことから、没官領の上に九条家領彼杵庄が成立したというわけではなく、むしろ撰関家領の系統を引くといえる。

建長二年(一二五〇)に彼杵庄は九条道家から孫の宣仁門院(四条天皇妃藤原彦子)へ譲られ、後に宣仁門院から九条忠教へ相伝される。建長七年(一二五五)には、九条道家を根本壇越、円爾弁円を開基として東福寺を建立。臨濟禪及び真言密・天台密を兼学する禅密兼修の道場とし、九条家の菩提寺とした。文永元年(一二六四)頃、彼

杵庄の自家職が仁和寺となる。領家職は九条家のままであった。正応六年（一二九三）は彼杵庄は、九条忠教から関白九条師教に譲られる。師教は元応二年（一三三〇）六月七日に三四歳で薨じている。

この後、彼杵庄の伝領は、徳治三年（一三〇八）正月一日、九条忠教讓状并置文（忠教は道家の曾孫右大臣忠家の子）によると、九条忠教から大納言九条房実（九条家）に帰った。

この房実も嘉暦二年（一二三二）三月に三七歳で薨じたので、忠教は孫の道教に譲与することになった。

その後、鎌倉時代末期の嘉暦四年（一二三九）七月三日には、東福寺領肥前国彼杵庄御下知御教書訴陳以下目録によると、この段階では東福寺領となまっていることが分かるが、建武三年（一三三六）八月二十四日、左大将九条道教家政所注進当知行目録案によると、

肥前国彼杵庄 領家職

地頭中分也

とあって、彼杵庄は再度九条家領となり存在していたことが分かる。同年、足利尊氏が室町幕府を開き、九条道教を少弐貞経の後任として肥前国彼杵庄小地頭職に就任させている。元中二年（一三八五）正月十三日の征西將軍官令旨写によると、この時、彼杵庄領家職は三条中納言入道跡であったものが、阿蘇惟政に宛行われている。恐らく南北朝動乱の渦中であって、領家職は有名無実化しており、実際には彼杵庄を知行しない状態ではなかったかと考えられる。

ところが九条経教（道教の子）遺識の応永三年（一三九六）四月付の家領当知行分によると、彼杵庄は勿論、その他の九州庄園もなくなっている。南北朝の動乱の中で消滅したと考えられる。

彼杵庄の領主は従来存在していた田とともに山林原野を開墾して所領を広げていき、開発領主として、その所領を九条家へ寄進して、保護を求めた。庄園制の中で捉えたと寄進を受けた庄園の領主は領家と称し、この庄園が更に上級の貴族や有力な神社や寺院に寄進された時、上級の領主は自家又は本所と称した。彼杵庄は平安時代の院政

関係者の主導によって成立したと考えられる王家領庄園であり、鎌倉幕府の鎮西奉行として九州へ下向した東国御家人天野氏が惣地頭職を保持していたことからみて、院―平家関係者の連携によって支配が行われていた可能性が高い。そして、十三世紀前半になると彼杵庄の領家は九条家に属するようになり、本家は仁和寺、領家は九条家という領有構造が形成された。十三世紀第三四半期以降、宣仁門院の死去に伴い、彼杵庄の庄園領主権は、本所―仁和寺、本家―九条家、領家―東福寺という形に分散した。

この彼杵庄にも武士団が形成され、活動を展開した。

三、彼杵庄惣地頭職天野氏の足跡

彼杵庄内の武士団の足跡を述べる前に、彼杵庄の惣地頭職について説明する必要がある。

『吾妻鏡』文治二年（一一八六）十二月十日条には、

今日 藤原（天野）遠景為鎮西九國奉行人 又給所々地頭職等云々

とある。書き下し文にすると、

今日 藤原遠景鎮西九國奉行人となる また所々に地頭職等を給わると云々

ということになる。

藤原遠景とは、伊豆国御家人の天野遠景のことで、この日鎌倉幕府の九州統治の責任者である鎮西九國奉行人に任じられ、所々に地頭職等を給わることになったという意味である⁽⁶⁾。

清水 亮は天野遠景が「鎮西九國奉行人」⁽⁷⁾九國地頭職と「所々地頭職」⁽⁸⁾庄郷地頭職を保持し、両者は峻別されるものであったと判断している⁽⁹⁾。清水によると、従来の天野遠景の研究は天野遠景を九州の広域軍制官とみなし、その側面から鎌倉幕府の九州支配における彼の権限を検討していることにあるとする。清水は、天野遠景が多く庄郷地頭職⁽¹⁰⁾惣地頭職を保持していたことが、彼の九州統治を考える上で無視できない要素を含んでいるとして、天野遠景を通じた初期鎌倉幕府の九州現地支配の実態は、遠景の九州の広域軍政官としての地位と庄郷地頭職⁽¹¹⁾惣

地頭職保持者という二つの性格の関わり合いを検討することで明らかになると予想しているが、天野遠景の九州広域軍政官としての職務行使の実態を、彼の庄郷地頭職獲得過程と結節させて論じた研究は管見の限り見出せないとしている⁸⁾。

外山幹夫の研究によれば、鎮西九国奉行人とは、鎮西奉行・鎮西守護・宰府守護なども称される。ただ、この文治二年(一一八六)十二月十日に任じられたと即断するには問題があると清水は指摘する。実は同書の文治二年二月二十八日条によると、既にこの時点で、彼は肥前国神崎庄の武士の乱行を停止させるよう幕府から命じられている。これをもって、彼が既にこの時鎮西奉行に任じられたとみる考えもあるが、彼が文治元年(一一八五)十一月に鎮西九国の国地頭に就任し、その後文治二年十二月十日に、彼は鎮西惣追捕使¹⁾鎮西守護²⁾鎮西奉行に切り替えられたとする理解もあるとしている⁹⁾。

天野遠景が給わったとする所々の地頭職についてどう解釈するかが課題となる。以下、清水の研究からみていくこととする¹⁰⁾。

九州における天野氏の所領は、筑前国・筑後国・肥前国といった北九州地域に偏在している。しかも、元は平氏の所領であり、平氏滅亡後に平家没官領になった地である。肥前国の政治状況を踏まえて、鎮西奉行天野遠景は肥前国・筑後国を中心に平家方人所領の搜索・没官を積極的に行い、地頭職を獲得したと考えられる。天野遠景が子息に継承させることができた所領は彼杵庄、佐嘉御領、藤津庄の三つであり、河副庄もその可能性が高いとされる。これらの所領の特徴は、いずれも肥前国に集中していることがいえる。遠景の庶子が名字の地とした藤津庄は、遠景以降も天野氏に伝領された所領とみてよいとする。このうち佐嘉御領については、遠景の子息へ直接伝領されたとはいえないが、再三天野氏の手に渡っていることから、天野氏の本主権が主張されうる所領であったという推測が可能である。

そして、遠景の子孫が地頭職を保持していた彼杵庄、遠景の庶子が名字の地とした藤津庄は、遠景以降も天野氏

に伝領された所領とみてよい。

これら四カ所の所領は、玄界灘・有明海に面した肥前西部(藤津庄・彼杵庄)と国府のあった佐嘉郡内(佐嘉御領内末吉名・河副庄)という、肥前支配・海上交通に極めて重要な地域に所在している。天野遠景の所領にせよ、彼の子息らに伝領された所領にせよ、鎮西における天野氏所領には、本所の属性及び地域性、という二つの点で偏在性を指摘できる。

九州における天野氏所領の偏在性はどのような理由によって形成されたのであろうか。天野氏の所領が肥前の交通・行政上の要地であり、かつ院と関わりの深い所領という特徴を持っていることからみて、当然、平氏政権期の肥前のあり方が問題となる。

ここで注目したいのは、肥前が対宋貿易の拠点として著名であったという点である。既に指摘されているように、後院領であり、平忠盛が預所職を保持していた肥前国神崎庄は対宋貿易の拠点であった。当然、神崎庄は、院・平氏双方の貿易拠点であったといえる。

もっとも肥前では、神崎庄のみが院の拠点として重視されるべきではない。天野氏の所領となった彼杵庄は大村湾に面した海上交通上の要地であり、同じく藤津庄は河副庄とともに有明湾沿岸の庄園である。これらの所領のほとんどは王家領であったから、院の貿易拠点となっていた可能性が高い。後述するが、藤津庄では院の命令を受けて平正盛が同庄下司平直澄を討伐しており、正盛期前後には、既にこの地域に何らかの権益を得た可能性も想定できる。天野氏の得た所領は、平家と院が結託して獲得した王家領庄園の預所職・下司職に前身を見出すのが妥当と思う。

飯田久雄は、平氏が九州で獲得した所領に開発私領は皆無であり、院領の預所職を中心に所職を獲得していったと指摘している⁽¹⁾。肥前は、平氏の支配が順調に進行した国であり、平家関係者の所職が広範に展開していた可能性が高い。当然、天野氏の獲得した権益も、前代の所職のあり方に規定されていたとみなしうる。

肥前国と薩摩国の関係性は、『新編 大村市史』第一巻の古代編第二章第三節第一項でも触れた¹²⁾が、肥前国と薩摩国の政治的な共通点としてまず指摘できるのは、両国とも、保元(一一五六～五九)から平治年間(一一五九～六〇)という比較的早い段階で、国内の有力在地領主が平氏によって追討されているという事実である。清水によると、肥前国においては元永年間(一一一八～二〇)の藤津庄下司平直澄の反乱が平正盛によって鎮圧され、平治年間から永暦年間(一一六〇～六一)に起こった日向通良の反乱が、清盛の命令を受けた平氏の有力家人平家貞によって鎮圧されている¹³⁾。森本正憲は、平直澄の反乱に国衛政庁が加担していたこと、日向通良も有力在庁であり、一国棟梁的な動向を示す武士団が肥前国にも存在していたこと、そして日向通良の反乱は、国衛に対する肥前国武士団の最後の反乱であったことを指摘している¹⁴⁾。

また、薩摩では保元年間に阿多忠景の反乱が起こり、忠景が数年にわたり薩摩国を「一国惣領」という状況に至っていた。この反乱も、平家貞の派遣によって忠景が鬼界ヶ島に逃れ、忠景の「一国惣領」は終焉を迎える。このうち、薩摩国では、治承・寿永内乱期に平忠度が薩摩守に補任されたのみでなく、島津庄目代に平家の有力家人平盛俊が就任していた。また、日向通良の反乱後、永万元年(一一六五)には平清盛の政所職員であった大江盛親が肥前守となっており、肥前国では平氏の勢力が浸透しやすい状況が形成されていた。

以上の状況を勘案すれば、肥前・薩摩は、有力在地領主が平氏によって庄迫・追討された結果、平氏一門の影響力が強く及んだ地域であったとみなされる。平氏政権期の肥前については、平氏の影響力が強く、有力な在地領主がいなかった。そのため、治承・寿永内乱の戦後処理過程では、平氏の基盤とみなされ、没官行為が早期に行われた、という二点を肥前国・薩摩国の共通点として取り敢えず指摘したい。

天野遠景と彼杵庄、藤津庄両庄との関係は「福田文書」弘安六年(一一八三)「関東裁許状写」の相論の一方の当事者である天野景朝が提出した建仁三年(一一〇三)十月五日付の「遠州禪門」(北条時政)の下知案に、

彼杵・藤津庄地頭職事、右件職者、^(天野遠景)民部入道蓮栄被補任了、庄内小地頭御家人等事、任故右大将家御時例、^(源頼朝)

蓮栄可令奉行也、小地頭等(被従カ)可従被所勘也、

とある。書き下し文にすると、

彼杵・藤津庄地頭職のこと、右くだんの職は、民部入道蓮栄補せられ了んぬ、庄内の小地頭・御家人等の事、

故右大将家の御時の例に任せて蓮栄奉行せしむべき也、小地頭等は所勘に従うべき也、

となる。

彼杵・藤津庄(惣)地頭職は民部入道蓮栄が補任された。庄内の小地頭・御家人等の件については源頼朝時代の例にならつて蓮栄が奉行すべきである。小地頭等は蓮栄の所管に従うべきである。という意味になる。

外山幹夫は、ここに記される「民部入道蓮栄」とは、恐らくは「民部入道蓮景」の誤記であろうとし、天野民部丞遠景入道蓮景を指すものと考える。彼は彼杵、藤津両庄の惣地頭職に任じられたと考える。この彼杵・藤津両庄惣地頭職の補任は、『吾妻鏡』文治二年(一一八六)十二月十日条に見る天野遠景の鎮西奉行補任に付随して、所々に地頭職を給わつたことを裏付けるものである¹⁵⁾。

彼杵庄・藤津庄両庄内の小地頭・御家人は天野遠景の支配下に入ったことになるが、鎮西奉行としての公的権限によるものではなく、鎮西奉行就任に伴い、給与された惣地頭としての私的権限によるものとする事ができる。惣地頭職は、鎌倉幕府が九州に限定し設置した広域な所領を知行するもので、有力な東国御家人が補任されるものであった。その広域にわたる所領内に存在する現地出身の地頭は小地頭と呼ばれた。

■二、彼杵庄内における武士団の形成と展開

武士の発生は、律令国家体制の崩壊と密接な関係有している。これまでみてきたとおり、公地公民制度の破綻から庄園制の誕生に伴い、都から国司として国衙に赴任した貴族が任期を過ぎても在国し、富と武力を集積したり、あるいは国衙の下級貴族や下級官人も都へ帰っても昇任を望むことができないことを理由に在庁化したりすることに よつて、地方へ土着した者が武士となつていく。あるいは在地の有力官人である郡司が山林原野を開墾し、自らの所

領として、合せて武力を蓄え武士化した場合もあり、多様であった。特に九州の場合は、中国大陸や朝鮮半島と境を接していたために「刀伊の入寇」など異国からの侵攻に際して、それを武力で撃退した大宰府の下級官人（武官）の真価が発揮され、それが土着化して武士へと繋がっていった点も鎮西武士団の勃興を考える上で重要である。

各地で発生した武士には、それまで支配していた所領所職を鎌倉幕府によって安堵され、鎌倉御家人となる者やまた武士であつても鎌倉幕府と御家人関係を結ばずに、いわゆる非御家人のままの者もいた。鎌倉御家人となつた武士は、鎌倉幕府の庇護（御恩）を受けることによつて、古代からの庄園領主や周囲の在地土豪との闘争で有利な立場を得る反面、御家人役（奉公）を負担しなければならなかつた。

当項では、現在の太田村市域を中心に江戸時代の太田藩領域における中世武士団の形成と展開について述べたいが、個々の武士団の研究は中世史料の残存状況から、未だ瀬野精一郎の『長崎県史』古代・中世編の論考や『鎮西御家人の研究』を越える研究成果がなく、本稿はこれらを中心に適宜引用していきたい。

一、太田村市域

まず、太田村氏の存在が指摘できる。太田村氏については、早く瀬野精一郎の先行研究があり、以下、瀬野の研究を記す¹⁶⁾。

『東妙寺文書』正応二年（一二八九）三月十二日蒙古合戦勲功地配分状によれば「一人肥前国藤津庄太田又二郎家信」とあることから、藤津庄（佐賀県藤津郡）を本貫地とする肥前国御家人であつたことが分かる。瀬野精一郎はそれが鎌倉時代末期に彼杵庄太田村に本拠を移し、以後近世大名として発展したものと考えている。「青方家譜引用文書」嘉元四年（一二〇六）四月十一日肥前国守護代平岡為政書下案によれば、太田太郎家直は多久小太郎とともに青方四郎入道高家の放火狼藉に関する陳情提出の催促を命じられており、同年四月十六日太田村家直はこれを高家に求められている。家直については『北肥戦誌』に、モンゴル襲来に備えて石築地を構築した者として太田太郎家直とみえる

ほか、『歴代鎮西要略』に「正安元年十一月廿四日肥前国大村太郎家直所賞数回之功、加封肥前内神崎庄内崎村」とあり、「東妙寺文書」文保二年（一一三二）七月二日鎮西御教書に、肥前国神崎庄櫛田宮造管用途の次第を注進すること命じられた者に大村太郎家直なる者がある。「深堀家文書」文保二年十一月二日鎮西探題御教書に、白石次郎入道とともに深堀時仲と戸町俊基跡との相論の裁許を沙汰付すべきことを命じられた者に大村彦太郎があり、これは「正慶乱離志裏文書」にみえる大村彦太郎純世のことと思われる。このほか同裏文書に子息純童丸（純実）、弟と思われる大村平太郎、大村孫九郎入道盛純、大村五郎太郎、大村十郎入道・大村青池小三郎入道などの名がみえる。

以上が瀬野による大村氏の論考であるが、その後、外山幹夫による「福田文書」の発掘により、大村氏の研究が進展する。

外山¹⁹は、「福田文書」一一一 関東裁許状写に肥前国彼杵庄内の御家人が京都大番役を勤仕したことを示す記述の中から、大村七郎太郎の存在を明らかにした。嘉禎三年（一一三七）十二月廿九日には既に彼杵庄に大村七郎太郎と名乗る大村氏が存在したことが明らかとなり、瀬野による、大村氏が鎌倉時代末期に彼杵庄大村に本拠を移したという説と相容れない。

更に外山は「深堀家文書」に収載される建武元年（一一三三）十月十七日付の「大友貞載書下案」によって、彼杵大村太郎の存在を指摘している。これらを総合すると、現在の大村市域には鎌倉時代中期頃には既に大村氏が存在していたと考えられる。大村氏については、本章第一節第三項及び第二章第三節を参照されたい。

秋月氏は、前田家尊経閣文庫所蔵「東福寺文書」元応二年（一一三〇）□月二十七日肥前国彼杵庄文書目録「同庄今富□□領主秋月九郎吉純分」、「正慶乱離志裏文書」に「大村一分領主今富秋次九郎次郎入道」という者がみえ、現在の大村市今富町に居住していたものと推定されるが、他に所見はない¹⁸。

今富氏は、外山¹⁹によると、前掲「福田文書」に京都大番役を務めた肥前国彼杵庄御家人として、今富次郎・子息三郎・同四郎が登場することから、御家人の家系とする。瀬野²⁰によると、「正慶乱離志裏文書」に、今富十郎

入道道明幸・今富又次郎入道とみえるので、大村市今富町に居住していた在地土豪と推定される。「深堀家文書」建武元年（一三三四）十月十七日大友貞載書下案に、今富彦三郎入道・同十郎入道の名がみえる。江戸時代、今富氏は大村藩士の家系に列することとなる。

武松氏は、「東福寺文書」元応二年（一三三〇）□月二十七日肥前国彼杵庄文書目録案に「同村（大村）一分領主武松七郎入道」とみえるところから、大村市竹松町を本拠とした在地土豪であったことが分かる。同元応二年三月十二日鎮西探題御教書「正慶乱離志裏文書」にも武松七郎入道の名がみえる²¹。

田崎氏は、「正慶乱離志裏文書」に「今富田崎次郎入道」とあるところから、大村市今富町を本拠とする在地土豪と思われるが、他に所見がなく詳細は不明である²²。

二・東彼杵町域

永岡氏は、「東福寺文書」元亨二年（一三三二）十二月二十五日鎮西探題裁許状に地頭永岡四郎法師法名眼覚とみえ、彼杵庄雜掌如月と惣檢以下について相論している。「正慶乱離志裏文書」にも永岡四郎入道とみえるが、本拠地については不明である²³。

『日本三代実録』貞観八年（八六六）七月十六日条に新羅人と共謀して、対馬国を奪取しようとした者の中に藤津郡郡領（郡司）葛津貞津、高来郡擬大領（郡司）大刀主とともに彼杵郡の永岡藤津の名がみえるが、中世の永岡氏の系統化どうかは不明である。この永岡藤津については、『新編 大村市史』第一巻の原始編第四章第五節及び古代編第二章第一節第二項²⁴を参照されたい。

彼杵氏の出自及び平安時代における足跡は、『新編 大村市史』第一巻の古代編第二章第三節第一項²⁵を参照されたい。中世においては「東福寺文書」鎮西探題裁許状に、彼杵庄雜掌と領家代一度惣檢について相論した者に彼杵次郎入道行連があり、「正慶乱離志裏文書」に彼杵弥太郎、同弥三郎、同弥六、同七郎、同四郎左衛門妻などの名がみえる。その本拠地は不明であるが、東彼杵町を本貫地とした在地土豪と推定される²⁶。

千綿氏は、前掲「福田文書」に京都大番役を勤めた肥前国彼杵庄御家人として、千綿太郎が登場することから、御家人の家系とする。「東福寺文書」正和三年（一一三一）四月十二日鎮西探題裁許状「当庄一分小地頭千綿九郎入道鎮西」とみえ、彼杵庄雑掌と領家一度惣検について相論している。これにより東彼杵町千綿浦を本拠としていたことが分かる。「正慶乱離志裏文書」にも千綿九郎入道鎮西の名がみえる²⁷。

江串氏は、「楠木合戦注文」正慶二年（一一三三）元弘三（三月十七日）に江串三郎入道が後醍醐天皇の第一皇子、尊良親王を奉じて一族を率いて挙兵したことが分かる。江串氏は、東彼杵町里郷を本貫地とする在地土豪であったことは疑いない²⁸。

世戸氏は、「正慶乱離志裏文書」に「世戸又五郎、同七郎」とみえ、東彼杵町瀬戸郷を本拠とした在地土豪と思われる²⁹。

三、川棚町域

河棚氏は、川棚町を本貫とする氏族であり、源氏を姓としている。「東福寺文書」永仁七年（一一九九）六月二十六日の鎮西探題裁許状と「橋中村文書」正中二年（一一三五）八月二十九日の鎮西探題裁許状に河棚氏の者が記載される。また「東福寺文書」正和四年（一一三五）七月二十七日鎮西探題裁許状によれば、彼杵庄雑掌と領家代一度惣検以下について相論した者に河棚一方領主又六入道道性なる者がおり、「正慶乱離志裏文書」にも同人の名がみえる。河棚氏が川棚町付近に居住した在地土豪であったことは疑いない。「正慶乱離志裏文書」には、これ以外には河棚浦一分領主源五郎入道道永、同浦一分領主三位房跡、同浦一分領主河棚七郎盛俊、河棚十郎次郎盛明などの名がみえる³⁰。

中山氏は、川棚町中山郷と波佐見町中山郷を本貫とする氏族であり、源氏を姓としている。「東福寺文書」元応二年（一一三〇）□月二十七日の肥前国彼杵庄文書目録案には「同庄河棚浦一分領主中山四郎入道永心」と記載される³¹。

河内氏は、前田家所蔵「東福寺文書」正和四年（一一三五）七月二十二日鎮西探題裁許状に「当庄河棚村一分領主河内弥五郎入道観盛」とみえるところから、川棚町川内郷を本拠とした在地土豪であったことが分かる。入道観盛

は彼杵庄雜掌と領家代一度惣檢について相論し、年貢済物は結解を遂げ究済すべしとの裁許が出されており、「正慶乱離志裏文書」にも河内弥五郎入道とみえる³²⁾。

四・波佐見町域

波佐見氏は、「青方文書」正安三年（一三〇一）六月十九日鎮西探題御教書案に波佐見左衛門太郎とみえるのを初見として、しばしばその名がみえ、青方氏と上五島狩俣島（南松浦郡若松町若松島）の押領について相論している。波佐見左衛門太郎は青方能高の子息で親平と名乗り法名を真仏と号しているが、波佐見氏を継いだものと思われる。「正慶乱離志裏文書」に波佐見彦次郎・波佐見次郎忠平・波佐見四郎・波佐見一童丸など名がみえる。波佐見町付近を本貫地とする在地主豪であったと思われる³³⁾。太田 亮は波佐見氏を橘姓内海氏の氏族としている³⁴⁾。

横大路氏は、瀬野は現在の佐賀県の御家人とし、「河上神社文書」に横大路次郎入道西迎が記載され、「深堀家文書」には横大路次郎入道とある³⁵⁾。太田は波佐見氏（内海氏）と関係性を指摘する³⁶⁾。

五・佐世保市域

宮村氏は、佐世保市宮地区（城間町他）を本貫とする氏族であり、藤原姓宇都宮氏の系統と考えられる。この宮地区は江戸時代、宮村として大村藩領であった。「東福寺文書」永仁七年（一二九九）六月二十六日の宮村諸次郎通兼と記し、嘉暦二年（一三二七）十月十六日の鎮西探題御教書に使節遵行の使節として、宮村彦次郎入道を記す³⁷⁾。江戸時代、宮村氏は大村藩士の家系に列することとなる。

六・長崎市域

長崎氏は、深江浦とも称していた永崎浦、現在の長崎港周辺の長崎市中心部を本貫とする氏族である。江戸時代、長崎氏は大村藩士の家系に列し、大村藩で編纂された「新撰土系録」の長崎氏系譜³⁸⁾によると、桓武平氏とする。

従来は長崎小太郎重綱が鎌倉時代前期の貞応年間（一二二二～二四）に肥前国彼杵郡深浦に下向し同地に居住したとする。

「深堀家文書」正嘉二年（一二五八）十二月二十六日彼杵惣検地頭代後家尼請文によれば、正嘉二年から四〇余以前の鎌倉時代初頭に戸町浦と永崎浦の境界について、戸町俊長と相論した者に永崎本主四郎俊信なる者が存在したことが判明している。したがって、永崎氏は長崎市付近に居住した平安時代以来の開発領主の子孫と考えられ、名字の表記も永崎から長崎へと変化したと思われる³⁹。

長崎氏は前掲「福田文書」に京都大番役を勤めた肥前国彼杵庄御家人として、長崎小太郎が登場するので、御家人の家系とすることができる⁴⁰。

戸町氏は、丹治比（丹治）を姓とした氏族で、丹治比（丹治）姓を称した氏族は、全国各地に散在して繁栄しているが、戸町氏は肥前丹治比（丹治）氏の系統と考えられる。いどこから来住したものか明らかではない。平安時代末期までに、長崎半島（野母半島）南部の長崎港側に、丹治比一族が広く繁栄分布したのが戸町氏の出自と思われる。

「深堀家文書」によると、鎌倉時代初期、永崎浦と戸町浦の境界をめぐって永崎本主四郎俊信と戸町浦の戸町俊長が争っていることが見え、前掲「福田文書」には京都大番役を務めた肥前国彼杵庄御家人として、戸町藤次が登場することから、御家人の家系である。

その後、建長七年（一二五五）に鎌倉幕府から深堀能仲が肥前国彼杵庄戸町浦の地頭職に補任される。幕府は戸町氏の地頭職を改易し、深堀氏を地頭職に補任したのである。戸町氏は地頭職を改易されたとはいえ、彼杵庄惣地頭天野氏の代官として戸町浦の所領をめぐって戸町氏と深堀氏との間には相論が起き、長期に渡るが、戸町氏は杉浦を本拠に定める。「深堀家文書」文保二年（一二二八）五月二十九日和与状によれば、香焼・大浦、末嶋・中嶋、影呂宇嶋及び杉浦の三分の二を戸町俊基の子息俊能法師（法名西俊）、同孫俊光が知行することになっている。また「正慶乱離志裏文書」に戸町諸二郎・戸町又三郎入道の名がみえる⁴¹。

浦上氏は、長崎市浦上地区を本貫とする氏族である。前掲「福田文書」に京都大番役を務めた肥前国彼杵庄御家人として、浦上小大夫（太夫か）が登場することから、御家人の家系である⁴²。

福田氏は、「福田文書」によると、平安時代末期に平包守(兼盛)が肥前国彼杵庄生手(老手)・手隈両村の定使職(庄官)に補任され、現在の長崎市福田本町と手熊町に下向した氏族で包守(兼盛)の子包貞が鎌倉幕府から、同両村の地頭職に補任される。その後、包貞の弟包信が鎌倉幕府から同両村の地頭職に補任され、名字を福田に改めた。御家人の家系であり、「正慶乱離志裏文書」に福田又五郎入道、同三郎とみえる(43)。福田氏は江戸時代、大村藩士の家系に列することとなる。

楡くま氏は、長崎市式見町を本貫とする氏族であり、楡・志幾見とも記す。姉川正義氏所蔵、元弘三年(正慶二、一三三三)七日楡禪性軍忠状案に「肥前国彼杵庄福田郷楡平次入道禪性」、「深堀家文書」暦応五年(興国三、一三四二)四月日深堀時広訴状に放火狼藉の与力人として「楡平次入道、楡七郎平次入道子息、同又三郎、同平五」の名がみえる(44)。

神浦氏は、「正慶乱離志裏文書」に神浦源藤次とみえ、長崎市神浦地区に居住していた在地土豪と推定される(45)。

七・諫早市域

伊木力氏は、諫早市多良見町伊木力地区を本貫とする氏族であり、藤原氏を姓とする。「正慶乱離志裏文書」に伊木力三郎入道了覚の名があり、「深堀家文書」にある貞和四年(正平三年 一三四八)六月十日一色道猷書下に、伊木力兵衛二郎が登場する(46)。

八・長与町域

長与氏は、長与町を本貫とする氏族である。弘安八年(一二八五)「豊後国凶田帳」に「飯田郷恵良本村十六町三段小肥前国御家人長与右馬次郎家経」とあり、肥前国御家人であったことが分かるが、この豊後国の所領は蒙古合戦勲功賞として給付されたものである。家経については「河上神社文書」永仁二年(一二九四)七月十五日源相政・小野高意連署奉書によると、河副新合名頭長与左衛門尉家経なる者が河上座主弁髪と理趣院地藏菩薩供米について相論していることが分かるが、同一人物と思われる。また「東福寺文書」永仁七年六月二十六日鎮西探題裁許状

に、使節として長与次郎左衛門尉家綱なる者の名がみえる。「正慶乱離志裏文書」に長与浦名主民部次郎、長与左衛門三郎入道、長与覚道房、長与民部次郎などの名がみえ、「深堀家文書」正中二年（一三三五）十二月一日彼杵雜掌藤原致澄契約状によると、深堀時綱の借用銭に関する和談に長与民部次郎が口入していることが分かる⁴⁷。江戸時代、長与氏は名字を長井氏として大村藩士の家系に列することとなる。

九、時津町域

時津氏は、時津町を本貫とする氏族であり、丹治氏を姓とする。前掲「福田文書」に京都大番役を務めた肥前国彼杵庄御家人として、時津四郎とあり、御家人の家系とすることができる。「正慶乱離志裏文書」に「時津弥七郎入道、時津彦九郎、同七郎太郎、同六郎入道」などとみえる⁴⁸。

馬場氏は、「正慶乱離志裏文書」に時津馬場七郎入道とみえ、時津町に居住した在地土豪であったことが分かる⁴⁹。

十、西海市域

田河氏は、「東福寺文書」元応二年（一三三〇）□月二十七日肥前国彼杵庄文書目録案に「同庄雪浦□□□三嶋一方領主田河彦太郎」、「正慶乱離志裏文書」に「田河彦太郎雪浦井馬手嶋領主」とあることから、大瀬戸町雪浦地区を領した在地土豪であったことが分かる⁵⁰。田河氏は、江戸時代、田川氏（嫡流は安田氏）として、大村藩士の家系に列することとなる。

面高氏は、「正慶乱離志裏文書」に、面高弥四郎入道・面高九郎入道とみえ、西海町面高地区に居住した在地土豪と思われるが、他に所見はない⁵¹。

小佐々氏は、「東福寺文書」正和三年（一三一四）十二月二十二日鎮西探題裁許状に「当庄日那浦小佐々守童丸」とみえ、彼杵庄雜掌と領家代一度惣検について相論しているが、日那浦については不明である。「正慶乱離志裏文書」にも小佐々三郎入道とみえるが、その本貫地、北松浦郡佐々町小佐々に居住した小佐々氏との関連等についても不明である⁵²。



写真1-1 松原郡内百町(郡の現風景)

二 御家人所領としての松原

なお、江戸時代、大村藩士の家系に列する小佐々氏は、近江国から近江源氏の佐々木満信等が室町時代の応永年間(一三九四～一四二八)に現在の佐世保市小佐々町に下向し、小佐々氏を称し、その後、小佐々定信が応仁元年(一四六七)に現在の西海市西海町多以良内郷に下向したとする⁵³⁾。

(満井録郎)

大村市の北方、郡川右岸に広い水田が広がっている。北は松原八幡神社の台地である。八幡神社の石段を海岸に向かって降りると松原の湊でもある。砂浜の北端に鹿島という陸繋島がある。この北側の船繋場が餅の浜に続いている。この浜一帯は久津の浜といって、戦国時代の合戦で敗れた者たちが船を用意して戦場離脱を図った。

郡川北岸に小高い丘があつてその北側に、東西一^{キロメートル}、南北一^{キロメートル}に広がる水田はこの丘を天然の要害にしており、丘の山手側(東側)付近には黄金山古墳があった。その間には、広い水田を埋め立て鉄道が延びている。ほぼ一〇〇^{メートル}の直線コースである。もう一本、国道三四号線が走っている。この両側は見渡す限り水田であつたが、今は工場敷地や住宅が増えてきた。東西、南北一〇〇^{メートル}の水田を考えると一〇〇町である。

郡川北岸は旧地名を福重村、その北が松原村であつた。明治以前のこととはよく分らないが、福重のことを郡と呼んでいた。「日向記」⁵⁴⁾という古記録がある。「日向記」は戦国時代の永祿年間(一五五八～七〇)に日向^{おひな}^{おひな}飲肥^{おひな}の大名伊東氏の家臣落合兼朝が書いた伊東氏の足跡を記した重要な史料である。これに「肥前国松

原郡内百町」という記述がある。肥前国には松原郡という郡名がなく、現在地がどこなのかはつきりしなかった。彼杵郡内に松原村があり、しかも同村には名家伊東氏が居住している。したがって、松原郡とは現在の太宰府市松原・郡地区と考えられているが、徴証がないという理由で否定されてから久しい。

松原の伊東家は代々松原に居住し、八幡神社の別当を務めた松原の名家である⁵⁵。宮崎県南部、日南市の飫肥という所は伊東氏の城下町である。伊東氏はここを中心とした飫肥藩主家で鎌倉時代以来、連錦と今日まで続いている。伊東氏は元は「工藤(くどう)」と称した。宮殿の修理・造営及び採材を司った木工寮(もくくりょう)の二等官である木工助(もくくのすけ)を務めた藤原為憲を祖とする家柄である。松原の伊東氏はこの系統とされる。「曾我兄弟の仇討」の仇で知られる関東御家人工藤祐経の家系でもある。

源頼朝は平家を滅ぼして鎌倉に幕府を開いたが、武力は強くても行政は別の能力を必要とした。武に対する文である。祐経もその一人で鼓の名手でもあり、征夷大將軍である源頼朝から信頼されていた。頼朝は自分たちの片腕となつて働く京都下りの武士たちのため、全国二四カ国(実際は二六カ国)を自分で書き出して、京都大番の武士の中から選べた。この中に「肥前国松原郡内百町」があり、祐経がそこを選んだことから、その管理のために関東から伊東氏が派遣され、松原伊東家が始まったと考えられる。一説には伊東氏が松原下向に際して、鎌倉の鶴岡八幡宮の御分霊を松原に祀ったことが松原八幡神社の創建とされる⁵⁶。

松原は鍛冶屋で著名で、もとは鹿児島から日向へ移った刀鍛冶の子孫が松原に移住し、八幡神社で刀を作った伝わっており、松原の伊東家との因縁もあるのであろうか。

最後に「日向記」⁵⁷の一文を記してみたい。

始て日向國地頭職井廿四ヶ國に所領賜事

祐経大將殿の勤仕他に異なりし故にや、建久元年正月、日州一面の地頭職を賜、其御下文に云、

下「工藤左衛門尉祐経」、可レ令早領地日向國地頭職事、右為勲功之賞所所宛行也者、守先例可致沙

汰_レ之状如_レ件、

建久元年正月廿六日

源朝臣頼朝御判

又肥前國大田庄の地頭に被_レ補、御下文に云、

下_三藤左衛門尉祐經_一、可_レ令_三早領_二地肥前國大田庄地頭職_一事、右為_二勲功之賞所_一、所_二宛行_一也者、守_二先例_一可_レ致_二沙汰_一之状如_レ件、

建久元年三月廿八日

源朝臣頼朝御直判

祐經彌威勢重く成て、大将殿より日本國中に所領一所宛と約束にて、二十餘ヶ國迄下し給る、其在所を注に、

山城國宇多卅五町

大和國石縣七十五町

和泉國牟桑原卅町

和泉國諸小路百五十町

摂津國木田八十町

河内國楠郡内菘田百卅町

紀伊國田鍋郡内_{村間廿五町}

周防國三田三十町

長門國御元七十五町

石見國稻用三百町

伊勢國荻原

尾張國松葉庄七十五町

甲斐國白根七十町

伊豆國伊藤七十五町

相模國曾我里七十五町

遠江國早河三百五十町

陸奥國鞭指庄三百五十町

越前國篠原七十五町

丹波國久米田三十町

加賀國須海三百町

筑前國秋月庄七十五町

筑後國廣河百町

表1-1 工藤祐経が源頼朝から賜った20余ヵ国所領の内、現在地が比定できる所領(肥前国松原郡内以外)

	所領名	現在地
1	山城国宇多	京都市右京区宇多野
2	石見国稲用	島根県大田市長久町稲用
3	甲斐国白根	山梨県中巨摩郡白根町
4	伊豆国伊藤(伊東庄)	静岡県伊東市中部から伊豆市中伊豆町
5	相模国曾我里 (旧曾我庄・曾我郷→旧曾我里六ヵ村)	神奈川県小田原市曾我大沢、上曾我、曾我谷津、曾我岸、曾我原、曾我別所
6	筑前国秋月庄	福岡県朝倉市秋月(旧甘木市秋月)
7	筑後国広河(広川庄)	福岡県広川町の大半、筑後市北東部、一部八女市の西部
8	日向国泉庄	宮崎県延岡市南部
9	日向国田島(田島庄)	宮崎県宮崎市佐土原町上田島・下田島
10	日向国児湯郡	宮崎県川南町、木城町、新富町、高鍋町、都濃町、西米良村
11	日向国富田庄	宮崎県日向市日知屋・細島一帯
12	日向国諸県郡	宮崎県西諸県郡高原町、小林町、野尻町、えびの市、宮崎市、東諸県郡国富町、綾町、北諸県郡三股町、都城市、鹿児島県志布志市、曾於市、曾於郡大崎町

- 【註】 1は 林屋辰三郎・村井康彦・森谷尅久編 日本歴史地名大系第27巻『京都市の地名』(平凡社 1979年) 参照
 2は 山本 清編 日本歴史地名大系第33巻『島根県の地名』(平凡社 1995年) 参照
 3は 磯見正義編 日本歴史地名大系第19巻『山梨県の地名』(平凡社 1995年) 参照
 4は 「静岡県の地名」編集委員会編 日本歴史地名大系第22巻『静岡県の地名』(平凡社 2000年) 参照
 5は 鈴木棠三・鈴木良一編 日本歴史地名大系第14巻『神奈川県の地名(オンデマンド版)』(平凡社 2004年) 参照
 6、7は 有馬 学・川添昭二編、有馬 学監修、川添昭二編集顧問 日本歴史地名大系第41巻『福岡県の地名(オンデマンド版)』(平凡社 2004年) 参照
 8～12は 野口逸三郎編 日本歴史地名大系第46巻『宮崎県の地名』(平凡社 1997年) 参照

豊前国企救郡内板井五
 内大佐江
 肥後国赤木三十町
 内三十町
 肥前国板間卅五町
 内百町
 同国児湯郡二百四十町同国富田庄八十町
 同国諸縣郡三百町
 合三千八百餘町を下し賜けり、
 この史料から分かることは、第一に建久元年(二一九〇)三月二十八日に工藤祐経が源頼朝から日向国(現宮崎県)一面の地頭職と肥前国杵島郡大田庄(太田庄。現武雄市、大町町、江北町、白石町内にあった庄園)の地頭職を賜ったことである。
 第二に全国二六ヵ国三三ヵ所(三八〇〇余町)の所領を賜ったことである。この内、肥前国松原郡内以外で現在地が比定できるものは表1-1のとおり八ヵ国一二ヵ所である。
 特に上記表1-1の内、2の石見国稲用は、同地の貴船山には鎌倉屋敷という地名が残り、鎌倉期の地頭伊東祐

盛の居城跡と伝えられる。「日向纂記」によれば、伊東氏はこれ以降、稲用氏を名乗り、その後、日向国に移ったという話が残っている(58)。4の伊豆国伊藤は田方郡伊東庄であり、伊東氏本貫の地である(59)。5の相模国曾我里は「吾妻鏡」建久元年(一一九〇)九月七日条には伊東祐親の孫の曾我十郎祐成が、日常は継父の曾我祐信に従って「曾我荘」に住んでいたと記されている。曾我氏の居館があったとされる場所があり、「曾我庄」の中心だったとされる(60)。

(満井録郎)

三 御家人体制と在地領主の動向

■一 御家人諸氏と京都大番役

一 京都大番役と先行研究

京都大番役とは、元応元年(一二三九)から元亨二年(一二三二)頃に成立した、鎌倉幕府関係の訴訟手続の解説書「沙汰未練書」には「一 大番トハ 諸国地頭御家人等、内裏警固番役也」とある(61)。

京都大番役は、鎌倉幕府の御家人役の一つであり、主として京都の御所内裏や院御所諸門の警固に当たった。内裏大番役・大内大番役などとも呼ばれた(62)。

御家人役とは、鎌倉幕府の御家人が、幕府に対して勤仕の業務を負った役である。御家人役は幕府の軍事力の基礎をなし、戦時には出陣の業務、平時に義務付けられたのが、京都大番役で、ほかには鎌倉の警固に当たる鎌倉大番役、京都市中の警固に当たる篝屋番役、蒙古襲来に備えて御家人に課した沿岸警固に当たる異国警固番役などの軍役があった。

また、財政上では京都と鎌倉間の伝馬、逋夫、内裏、寺社、幕府の修造費用の負担などが、公認された所領(公田)に応じ割り当てられた。

御家人役は幕府の侍所から、各国守護を通じて国ごとに御家人に割り当てられ、御家人役の催促は、謀反人と殺

害人の検断とともに各国守護の三大権限(大犯三箇条)の一つであった。貞永元年(一二三二)に編纂された鎌倉幕府の基本法典「御成敗式目」に、所領を失った御家人には御家人役は課さないと定めている⁶³。

京都大番役の発生の時期や事情については明らかにされていないが、古代における衰退した衛士上番の制度に変わり、平安時代後期には諸国の武士が交替上番して内裏の警固に当たったと思われる、既に大番の呼称も用いられていた。

平氏が滅亡した、文治元年(一一八五)に源頼朝の軍が京都に入ると、内裏・院御所の警固、市中の警備などについてもその管掌するところとなった。しかし、大番役は公役としての性格からはじめのうちは御家人以外の武士でも勤めていたが、頼朝はこれを御家人の勤仕すべき第一の奉公義務としてとりあげ、非御家人の勤役を排除した。大番役勤仕のため在京中の御家人の統制には当初京都守護が当たったが、その権限はさして強くなかった。承久三年(一二二二)の承久の乱後、設置された六波羅探題はその統制を強化し、以後在京の大番衆は六波羅探題・守護の統轄下に置かれることとなった。また鎌倉の侍所は御家人の統制機関として大番役の結番・賦課は勿論、大番役に関する訴訟についても管掌し、六波羅探題と緊密な連絡をとっていた。

勤仕の手続としては、まず幕府が勤仕せしめんとする守護又は有力御家人に対して勤仕期日の半年ないし一年ほど前に催促状を出す。これを受けた守護(有力御家人)は更に国内の御家人や一族に何日まで上洛すべき旨の指令を伝えた。この大番催促は守護の職権の第一とされていた。また幕府で六年間分ほどの勤番表を作成し、それに基づいて順次勤仕せしめることもあった。

大番役の番頭となった守護たちは御家人や市中の警備を分番担当したのである。このように一般に国単位で数回ずつ、御家人が一定期間勤番する定めであったから、大番役は国役・守護役などとも称した。そして勤仕終了後守護は各御家人宛に勤仕終了の証明書である覆勘状を発行したが、それは御家人であることを示す証拠として重用された。しかし、主として東国の有力御家人の場合には守護とは別に催促を受け一族で勤仕する例もあった。勤仕期

間については『承久軍物語』に前代三年であったのを源頼朝が六カ月に短縮したとあるが定かではない。史料にあられる限り、勤仕期間は三箇月ないし六箇月であり、その周期は大体一〇年に一回ほどで、全く勤番しなかったものもいたくらいである。

御家人が一旦勤仕するとなると長期間の滞京であり、その経費は自己負担であったから、御家人役の随一としてその勤仕を名譽とする反面、口実を設けて免除を受けようとする動きもあった。勤仕の実状については当時の公卿の日記にも見え、京都市中の治安維持に重要な役割を果たしていたことがうかがえる。幕府も大番衆の遅参や勤仕の忌避などについては、一箇月故なく不参すれば二箇月余分に勤めさせるとか、勝手に老齡や出家などを理由に代官を差し出してはならないとか、種々罰則・禁令を定めるなど、勤仕の督励に努めた。

一時的に諸国御家人の大番役を止めて、在京人に代行させたり（在京人の大番役は免除されていた）、元寇に伴う異国警固番役の創設以来、同役を勤仕する鎮西及び一部西国御家人の大番役は免除したりするなどのことはあったが、原則として鎌倉時代を通じて全国御家人の所役とされていた。

大番役の勤仕を命ぜられた御家人が領内の百姓に所役を賦課するため、荘園領主・荘官らとの間にしばしば相論が起こり、幕府も文応元年（一二六〇）には、大番役の場合、百姓の負担は段別銭三〇〇文、五町別に官駄一疋・人夫二人と定め、これ以上の負担をかけてはならぬと定めている。

以上と関連して御家人の負担軽重などの社会経済史上の問題や、諸国の御家人が長期間にわたり京都に滞在することから、中央の文化の地方伝播、地方文化の交流など、文化史上の影響も大きかった。建武政府も内裏大番役の制度を設け、諸国武士の勤役としたが、一部を実施したのみで終わり、室町幕府ではこの制度を設けなかった⁽⁶⁴⁾。

伊藤邦彦は、自著『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【論考編】所収 第二部「第五章 鎌倉幕府京都大番役覚書」で京都大番役について、

史料制約もあって、その成立や御家人の具体的勤仕形態等なお明らかでない部分が多く、研究状況も、テーマの知名度に比して、活発とは言い難い。

とする。

続いて、伊藤は同書で、京都大番役の先行研究について、

学説史を顧みると、百年前の三浦周行「武家制度の発達」(『統法制史の研究』岩波書店、一九二五年、所収。成稿一九〇四〜〇五年)における啓蒙的研究に始まり、五十年前の五味克夫「鎌倉御家人の番役勤仕について」(『史学雑誌』六三・九／一〇 一九五四年)によってひとまず大成される。瀬野精一郎が、そのいわば補遺編とも言うべき「京都大番役勤仕に関する一考察」(『東京大学史料編纂所所報』九、一九七五年)において、「それ以後五味氏の論考を凌駕する論文が発表されたのを知らない」(一八頁)と評した労作であった。以来、既に半世紀が経過するが、主要な専論としては、瀬野前掲論文(以下同じ)のほか、飯田悠紀子「平安末期内裏大番役小考」(御家人制研究会編『御家人制の研究』、吉川弘文館、一九八一年、所収)、三田武繁「京都大番役と主従制の発展」(『北大史学』二九、一九八九年(のち、「京都大番役と主従制の展開」と改題・加筆して『鎌倉幕府体制成立史の研究』、吉川弘文館、二〇〇七年、に所収)、高橋慎一郎「京都大番役と御家人の村落支配」(『日本歴史』五七五、一九九六年)等を数えるに過ぎない。

としている⁶⁵(※引用文中の註は直接、京都大番役に関係したものであるため、筆者が省いた)。勿論、この伊藤の自著『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【論考編】所収 第二部 「第五章 鎌倉幕府京都大番役覚書」そのものが京都大番役について最新の研究成果であり、同書所収の〔附表〕鎌倉幕府京都大番役勤仕一覧は、各御家人の京都大番役について一覧表にしたもので、これまでの研究にはない成果であることから労作と言える。

二、「阿蘇日保夫氏所蔵文書」にみる肥前国御家人の京都大番役

京都大番役の先行研究者の一人、瀬野精一郎は執筆論文「京都大番役勤仕に関する一考察」において、京都大番

役の内容、形態、変遷などについて、

「統法制史の研究」に収録されている三浦周行氏の論稿、牧健二氏の「撰関家の大番役及び大番領の研究」(史林一七の四)などがあるが、この問題について、最も詳細に論じられたものとしては、五味克夫氏による「鎌倉御家人の番役勤仕について」(一)(二)(史学雑誌六三編九号、十号)がある。五味氏はその中で鎌倉御家人の諸番役について、関係史料を博搜され、その制度の内容、実態、変遷について詳論されており、それ以後五味氏の論考を凌駕する論文が発表されたのを知らない。

と述べている。

続いて、当論文の意義について、

ただその中で京都大番役に限って言えば、五味氏が論及されなかった問題として、各国鎌倉御家人の勤仕の網羅的検出がある。このことは制度内容の究明に重点を置かれたことにもよるが、五味氏自身「一体鎌倉時代の武家文書の中で、大番役に関する史料はその数きわめて乏しいのであるが、特徴的なことはその史料が全国的に散在しているということである。即ち北は陸奥国より、南は薩摩国に至る間の多数の国及び御家人が結番次第、催促状、覆勘状等の直接史料、及び訴訟文書、讓状、田地売券等の間接史料によって大番役の賦課をうけ、又は勤仕したことを明らかにしている。そしてこれによっても大番役が全国御家人の勤仕すべき所役であったことが推測される訳である」と述べられているごとく、全国的各国御家人の京都大番役勤仕の時期を検出することは非常に難作業であることがわかる。事実これまでそのような試みが行われた形跡もない。筆者も今全国的各国御家人の京都大番役勤仕の時期について網羅的に検出する準備もないが、断片的史料によって、各国別御家人が京都大番役を勤仕した時期がわかるものについては逐次確認しておく必要がある。これから紹介する肥前国御家人の京都大番役勤仕の覆勘状を掲げられた表に見えない。その理由は無年号文書であるため、年代の比定がなされていなかったためと思われる。京都大番役勤仕が確認された場合、大日本史料では綱文を樹

てて引用されているが、この文書無年号文書であるため大日本史料にも引用されることがなく省略されている。したがって無年号文書の年代推定が可能となれば、当然綱文が樹てらるべき史料である。

そこでまず肥前国御家人の京都大番役勤仕覆勘状の年代比定の考証からはじめることにする。と述べている(6)。

そして、瀬野精一郎は、同論文において、肥前国御家人が京都大番役を勤仕したことを示す無年号覆勘状二通を紹介している。一通は現在九州大学文学部国史研究室所蔵の「来嶋文書」に存在している「正月四日 大嶋二郎殿宛 前豊前守覆勘状」である。もう一通は公益財団法人松浦史料博物館所蔵の「石志文書写」に収録されている「正月四日 石志二郎殿宛 前豊前守覆勘状」である。

瀬野は、前者は原本であり、後者は写本しか残っていないが、その内容形式から考えて、肥前国守護武藤(少弐)資能が同時に発給した京都大番役勤仕完了を証明した覆勘状であることは疑問の余地はないとしている。

瀬野によると、前者の大嶋二郎とは「来嶋文書」文永七年(一二七〇)九月十五日沙弥乙啓書状に見える「肥前国御家人大嶋次郎通綱」と同一人物であり、石志二郎とは「石志文書」貞応元年(一二二二)十二月廿三日肥前国守護所下文案の「石志次郎潔」、同延応元年(一二三九)十月廿四日肥前国守護武藤資能用途銭請取状案に「肥前国御家人石志次郎分」とあることから肥前国御家人石志次郎潔であったことが分かるとしている。

これによって瀬野は、肥前国守護武藤資能が京都大番役勤仕が命じられ、肥前国御家人を率いて京都大番役を勤仕し、覆勘状を京都で発給したものと考え、その時期については、

肥前国御家人が京都大番役を勤仕したことを示す微証としては、石志文書貞応元年十二月廿三日の肥前国守護所下文案に「而去年冬之比京都大番役可勤仕之由依令申、為父之代官为上洛、以去正月六日罷向今津之処、父所劳承及大事之由、同十四日帰松浦、同十八日父忝出家、件日夕方潔以我手書法師、令書手継天称讓状、見可加判之由、雖令大望不及加判、爰同十九日忝入道死去」とあることにより、石志次郎潔の舎弟山本四郎見が

貞応元年に父石志四郎^{かた}孝の代官として、京都大番役勤仕のため上洛を企だて、父孝の重病により筑前国糸島郡今津より引返えしたことが知られる。この貞応元年の肥前国御家人の大番役勤仕に関する傍証史料は他に存在しない。

とし、貞応元年(一一三二)だと示唆する(※引用文中の誤字は筆者が改めた)。

瀬野はこのほか肥前国御家人が京都大番役を勤仕したことを知る史料として「阿蘇品保夫氏所蔵文書」を紹介している。

内裏北門左ヲ堅ル前ニ一ヶ国ノ衆扣、

大番肥前衆之分 安貞元年八月一日

一番 於保次郎大輔 二番 成道寺

三番 岸川 四番 法成寺

五番 尼寺 六番 国分

七番 大財 八番 田所次郎

九番 綾部 十番 牛原

十一番 神辺 十二番 園部

十三番 佐留志 十四番 別府

十五番 たるみの平太 十六番 ちかの与三郎

十七番 大村小太郎 十八番 花木

十九番 湯江 廿番 平

廿一番 白石 廿二番 西川

瀬野によると、この史料は「多久文書」を近世に写したものと考えられ、形式的には疑点も残るが、結番されて

いる者はいずれも肥前国御家人ないしは在地武士としてほかの史料にも見える諸家であり、安貞元年の肥前国御家人の京都大番役結番注文を写したものとも考えられる。もしこの推定に誤りなしとすれば、肥前国御家人が少なくとも貞応元年（一二二二）、安貞元年（一二二七）に京都大番役を勤仕したことになる。ところが先の無年号の二通の覆勘状はそのいずれの場合のものでもないとする⁶⁷。

この「阿蘇品保夫氏所蔵文書」の中にある「内裏北門左ヲ堅ル前ニ一ヶ国ノ衆扣」は、安貞元年（一二二七）八月一日時点、京都御所内裏の北門を警固する一カ国の衆の控えとして、京都大番役を務めた肥前衆つまり肥前国御家人計二人の名簿であることが分かる。

各御家人の家系について分析を試みたい。

一番 於保次郎大輔とある於保氏は、肥前国在庁官人の系譜を引き、肥前国府に近接する高木（現佐賀市）を本拠とした高木氏と同族で、佐嘉御領於保郷（現佐賀市大和町於保）を本拠とした氏族である。太田 亮も於保氏は、高木氏流の肥前の豪族であり、高木、草野等と同族であると伝えられている。「大友文書」建久六年（一二九五）八月二十五日肥前国御家人交名に小保次郎と見え、「竜造寺文書」嘉禄二年（一二二五）二月日佐嘉御領内小地頭等申状案に安松於保二郎宗益が他の佐嘉御領内小地頭と共に連署しており、「多久文書」正安二年（一二〇〇）八月二十五日高木家定請文案に肥前国御家人於保四郎入道代宗秀、同七月二十五日千葉胤繁進状案に肥前国御家人於保四郎種宗と見え、於保氏は肥前国執行職、於保地頭職を文治年間に安堵されたと推測されている⁶⁸。

二番 成道寺とあるが太田は、城道寺氏を挙げており、肥後飽田郡にこの寺（城道寺）があり、また肥前に成道寺庄があるとし、この氏は後者から起こり、高木氏の一族、関白藤原道隆の後胤筑前守貞永の子孫としている⁶⁹。

三番 岸川とある岸川（河）氏については、「竜造寺文書」嘉禄二年（一二二五）二月日佐嘉御領内小地頭等申状案に貞清名小地頭として岸河太郎種季と見え、「青方文書」嘉元二年（一二三〇）六月二十五日鎮西探題御教書案に人名が確認される⁷⁰。太田によると、菅原姓として、大村藩に岸川氏がいると紹介しており、「河上神社文書」文保二

年(二三一八)三月に岸河次郎四郎種安が見え、この血統としている²¹⁾。

四番 法成寺とあるが、肥前国御家人の中に法浄寺氏がある。「高城寺文書」永仁六年(二一九八)三月十一日右衛門尉某書下に、肥前国御家人法浄寺太郎入道心蓮後家尼持妙代導蓮が同国御家人於保四郎入道心教と鋤崎田地彦町について相論しており、この田地は心蓮の舍弟法浄寺四郎右馬入道蓮行が建治二年(一二七六)閏三月二十五日に心教から買得して死去したため心蓮が相伝知行していたところ、心教が徳政と称して刈田狼藉をしたらしいとされる。なお蓮行・心蓮・持妙はいずれも御家人を称している。なお「多久文書」正和元年(二二二二)十二月八日右兵衛尉奉書案にも法浄寺太郎尚康が刈田の事を訴え、於保八郎入道・国分又次郎入道等に実否を尋問し請文を進めることを命じているところから、国府周辺に本拠を有した御家人であったと思われる²²⁾。

五番 尼寺とある尼寺氏については、太田によると、美濃国に尼寺庄があるが、尼寺氏と関係があるかどうか不明とする。「河上神社文書」の嘉暦二年(二二二七)及び永徳四年(二二八四)に尼寺甲斐守等が記載するといふ²³⁾。いずれにしても詳細は不明であるが、古代、肥前国の国府の政庁国衙に付随する国分寺や国分尼寺から考えて、国分尼寺が置かれた地を本拠とし、姓とした氏族と推測できる。

六番 国分とある国分氏は、「多久文書」文治四年(二一八八)三月十三日大宰府下文案によれば、藤原季永が文治三年(二一八七)九月十六日関東下文によって肥前国国分寺地頭職を安堵されており、更に建久五年(二一九四)二月二十五日將軍家政所下文によって再確認されている。その後この地頭職は季俊―季益^(尊光)―忠俊^(順光)―季高^(淨光)―長季―季朝と相伝されており、代替りごとに將軍家政所下文による安堵を受けている。忠俊の時代から国分氏を称しており、宮崎宮領朽井村地頭職(現佐賀市大和町)をも兼有するようになっていた。国分氏が地頭職を有した国分寺・朽井(久池井)は国衙、国分寺、同尼寺などが存在する枢要の地であった。長季と庶子中津隈六郎判官代寂妙妻尼明了が異国警固番役勤仕の方法をめぐって相論したことは著名である²⁴⁾。太田によると、国分氏は藤原姓高木氏の血統で、佐嘉郡國分から起こるとして、高木氏の一族として、『歴代鎮西要略』に「太宰大貳の仲子を三郎大夫季平と

云ふ。子孫肥前國に繁茂す。國分氏、長瀬氏、富崎氏の先祖也」としている⁷⁵。

七番 大財とある大財氏については、「竜造寺文書」嘉禄二年(一二二六)二月日佐嘉御領内小地頭等申状案に福益名の小地頭として大財五郎宗光と見える。現在佐賀市神野に大字名として大財の地名がある⁷⁶。

八番 田所次郎とある田所氏については、「河上神社文書」正和四年(一三一五)五月二日鎮西探題裁許状に名が見え⁷⁷、太田によると佐賀文書纂、蒙古戦勲功神崎庄配分に「彼村田所四郎兵衛入道子息重成」とあることを紹介している⁷⁸。

九番 綾部とある綾部氏については、肥前国三根郡綾部(現佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀、旧中原町)を本拠としており、弘安八年(一二八五)九月晦日「豊後国因田帳」に「下倉成名十六町肥前国御家人綾部小次郎道明後家善阿女子」と見える。また「比志島文書」弘安八年閏十二月二十八日岩門合戦勲功人注文に綾部右衛門三郎重幸なる者が筑前国乙犬丸三分一筥崎執行成員跡の配分を受けている⁷⁹。

十番 牛原とある牛原氏については、管見による限り不明である。

十一番 神辺とある神辺氏については、管見による限り不明であるが、肥前国神辺荘(現佐賀県鳥栖市神辺町)が存在することから同地を本拠とし、姓とした氏族と推測できる⁸⁰。

十二番 園部とある園部氏については、管見による限り不明である。

十三番 佐留志とある佐留志氏については、「河上神社文書」元徳二年(一二三〇)十二月十日鎮西探題御教書、同正慶元年(一二三三)七月二十九日鎮西探題御教書、「実相院文書」元徳二年閏六月十日鎮西探題裁許状案に見え⁸¹、太田によると、肥前国杵島郡佐留志邑から起こった氏族であるとする。この地に堤雄神が鎮座すると貞観紀に所載しているとしている。「河上神社文書」元徳二年十二月文書に佐留志新太郎入道が見え、正慶元年十二月の文書にも見えるとし、相当の豪族としている⁸²。

十四番 別府とある別府氏については、「櫛田神社文書」元亨三年(一二三三)十一月五日鎮西探題裁許状に見える

83)が、詳細は不明である。

十五番 たるミの平太とあるたるミ氏については、管見による限り不明であるが、太田によると、樽美氏は大村藩に存在するとしている84)。

十六番 ちかの与三郎とある値嘉氏については、肥前松浦氏一族で宇野御厨内小値賀嶋(現小値賀町)を本拠とする氏族である。宇野御厨執行松浦源四郎大夫直の養子松浦十郎連を祖とするとされており、連は宇野御厨内小値賀嶋を寿永三年(一一八四)二月七日直から譲られ、文治四年(一一八八)三月八日関東下文によって安堵されたが、小値賀嶋の本主尋覓と相論して敗れている。値嘉氏は宇野御厨内に所領所職を有しており、「山代文書」寛元二年(一二四六)四月二十三日関東裁許状の中で肥前国御家人を証人として尋問しているが、その中に値嘉余三健なる者の名が見える85)。

十七番 大村小太郎とある大村氏については、第二章第三節を参照されたいと思うが、大村小太郎については、次の三で考察したい。瀬野は、大村氏は鎌倉時代初期は藤津庄(現佐賀県鹿島市・藤津郡)を本拠としていたが、後期には彼杵庄(現大村市・東彼杵郡他)に勢力を伸張している。大村又太郎家信が正応二年(二二八九)三月十二日の蒙古合戦勲功地配分により、神崎庄田地三町屋敷の孔子配分を受けた以外、御家人と判定する確たる所見はないとする86)。

十八番 花木とある花木氏については、太田によると、藤原姓高木氏の血統で、日向国諸縣郡花木邑から起こるとしている。『歴代鎮西要略』に「大宰大貳季貞の末子實遠・日向に在りて花木氏を始む。」とある87)。

十九番 湯江とある湯江氏については、管見による限り不明であるが、太田によると、大藏姓の名族として大藏系図に「来生宗綱の子種元(湯江四郎)」を挙げている。肥前国の者かどうかは不明である88)。

廿番 平とある平氏については、平姓と見るのか、平という名字と見るのか不詳で平を称する氏族は多数いると想定でき、どの氏族なのか特定できないため、管見による限り不明である。

廿一番 白石とある白石氏については、肥前国杵島郡白石（現佐賀県杵島郡白石町）を本拠とする御家人で、『竹崎季長絵詞』に「ひぜんのかにの御けん（に脱カ）しろいし六郎みちやすちんより大せいにてかけしに、もうこのいくさひきしりそきて、すそはらにあかる、むまもいられすして、いてきのなかにかけいり、みちやすつゝかさりせは、しぬへかりしみなり」と文永の役における白石通泰の活躍が述べられている。第一章第二節第一項を参照されたい。「比志島文書」弘安九年（一二八六）閏十二月二十八日蒙古合戦勲功人交名注文に白石六郎左衛門尉通武が見え、筑前国佐野次郎丸を配分されており、同じく岩門合戦勲功賞として白石美野又次郎通継が肥前国松浦庄内甘木邑兵庫馬三郎能範跡の配分を受けている。また「尊経閣文庫所蔵文書」永仁七年（一二九九）六月二十六日鎮西探題裁許状に「以同国御家人橘薩摩三郎左衛門入道慈蓮・白石左衛門次郎通朝、尋問難渋実否」とあり、「仁和寺文書」延慶二年（一三〇九）九月十六日鎮西探題御教書案には仁和寺南院領肥前国杵島郡南郷莊一分地頭白石六郎左衛門次郎通朝法師が所務を妨し、下地中分を行っていることが分かる⁸⁹。

廿二番 西川とある西川氏については、太田によると、藤原秀郷の子孫とする結城氏の血統として、肥前の名族にして、大村藩士の系統の中に結城親光の庶嫡で結城六郎藤原親秀に続く西山次郎秀氏がいることを紹介している⁹⁰が、詳細は不明である。

以上、各氏族について分析を試み、由緒等が不明な氏族も見られるが、おおむね現在の佐賀県側の御家人が京都大番役を勤仕していたことが分かる。

瀬野は、以上二家のうち、既に他の史料によって御家人であることが判明している家は、於保氏・法浄寺氏・国分氏・綾部氏・値嘉氏・大村氏・白石氏の七氏であり、鎮西探題の使節であることが確認されている家は、岸川氏・田所氏・佐留志氏・別府氏などであるとしている。

このほか御家人であることが判明した家以外の家で地頭職を有していることが明らかである家として、大財氏・岸河氏を挙げている⁹¹。

注目すべきは「阿蘇品保夫氏所蔵文書」の中の「内裏北門左ヲ堅ル前ニケケノ衆扣」に「大村小太郎」という大村氏を名乗る者が記されている点である。この史料を発掘し学界に初めて発表したのは、瀬野であり、「京都大番役勤仕に関する一考察」という論題で、『東京大学史料編纂所報』第九号 昭和四九年・一九七四（東京大学史料編纂所編 昭和五十年三月）に発表された。以後、瀬野は同論文を自著『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書（吉川弘文館 昭和五十年二月二十一日 第一刷発行 昭和六十年一月十日 第二刷発行）の第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人（二）肥前国御家人の抽出」に所収し、その後、同じく瀬野の自著『鎌倉幕府と鎮西』（吉川弘文館 二〇一一年（平成二十三年）三月一日 第一刷発行）の「京都大番役勤仕に関する一考察 一 肥前国御家人の京都大番役勤仕 二 西国御家人による京都大番役勤仕の方法」に所収した。にもかかわらず、「阿蘇品保夫氏所蔵文書」の中の「内裏北門左ヲ堅ル前ニケケノ衆扣」という史料あるいは同史料に記す「大村小太郎」については、この瀬野の研究以外に肥前国大村氏について論じた論文や書籍等の先行研究では管見による限り、取り上げられることがなかった。特に中世大村氏について論じた基本的な先行研究書である外山幹夫の自著『中世九州社会史の研究』の「第一部 第一章 第一節の一、二」にも一切触れていないのは不可解と言うほかない。なお、同章は、『九州中世社会の研究』②に初出されている。

「大村小太郎」と名乗る者については、近世肥前大村藩主となる大村家が江戸時代に編纂した大村氏の系譜には一切登場しないことから、大村小太郎なる者を同家の先祖とすることは現時点ではできない。この点については次の項で述べたい。

三・「福田文書」にみる肥前国御家人の京都大番役

「福田文書」とは、平安時代末期の治承四年（一一八〇）十一月二十八日に平包守（兼盛）が肥前国彼杵荘老手・手隈両村の定使職（荘官）に補任され、現在の長崎市福田本町及び手熊町に下向したことにより始まる家系の福田氏に関する文書で、長崎市在住の郷土史家故福田忠昭が所蔵していた史料である。同氏没後「福田文書」は四女福田

貞子が襲蔵し、同氏が「福田文書」について外山幹夫に報じたことにより、外山が昭和五十九年（一九八四）一月二十日に同氏宅を訪れ、実見に至り⁹³、その後、外山が「福田文書」を校訂及び活字化して、自著『中世九州社会史の研究』（吉川弘文館 昭和六十一年四月十日 第一刷発行）の中で「付録 福田文書」として発表した史料である。勿論、自著『中世九州社会史の研究』の中の論考にも「福田文書」を使用している。

この「福田文書」に肥前国彼杵庄内の御家人が京都大番役を勤仕する立場にあったことを示す記述がある。弘安六年（一二八三）十二月一日に駿河守平朝臣（北条業時）と相模守平朝臣（北条時宗）が連署した関東裁許状写に引かれた嘉禎三年（一二三七）十二月廿九日の関東御教書案⁹⁴には、

如嘉禎三十二年二月廿九日関東御教書案者、肥前国彼杵庄御家人等者、自故大將家時^{（右脱カ）御脱カ}、令勤仕京都大番以下所^{（畢カ）}役了、而今富次郎・子息三郎・同四郎・大村七郎太郎・先富三郎・戸町藤次・千綿太郎・時津四郎・長崎小太郎・浦上小大夫等以新儀^{（太カ）}以致之、範経申之、事实者甚無道也、

とある。書き下し文にすると、

嘉禎三十二年二月廿九日関東御教書案の如くんば、肥前国彼杵庄御家人等は、故大將家の時より、京都大番以下所^{（右脱カ）御脱カ}役を勤仕せしめらんぬ、しかるに今富次郎・子息三郎・同四郎・大村七郎太郎・先富三郎・戸町藤次・千綿太郎・時津四郎・長崎小太郎・浦上小大夫等新儀^{（畢カ）}を以て之を致さ、範経之を申す、事实ならば甚だ無道なり、となる。

現代語訳すれば、以下のとおりである。嘉禎三年（一二三七）十二月廿九日の関東御教書案によれば、肥前国彼杵庄御家人等は、故右大將家つまり、源頼朝の時代以来、京都大番以下所役を勤仕してきた。しかし、今富次郎・子息三郎・同四郎・大村七郎太郎・先富三郎・戸町藤次・千綿太郎・時津四郎・長崎小太郎・浦上小大夫等が従来とは異なり、これ（京都大番以下所役）を勤仕していないことを某範経が申し立てている。調べて事実であつたら、大變道理に外れている。

これにより、肥前国彼杵莊御家人の今富氏、大村氏、戸町氏、千綿氏、時津氏、長崎氏、浦上氏の各氏が京都大番役を勤仕する立場にあったことが明らかとなる。

各御家人の家系について分析を試みたい。

今富次郎・子息二郎・同四郎・先富三郎(ママ)(今富三郎か)とある今富氏については、肥前国彼杵郡今富(現大村市今富町)を本貫とする氏族であり、大江氏を姓とする。「新撰土系録」卷之三十三の今富氏系譜によると、第五十一代平城天皇の皇子阿保親王を祖とする大江氏の系統である。「深堀家文書」建武元年(一三三四)十月十七日の大友貞載書下案によると、肥前国守護大友氏泰の使節遵行の使節の一人に今富氏が見え、彼杵一揆に際し応安五年(一三七二)南朝・文中元年)彼杵一揆連判状断簡写にも今富氏の名が見える(95)。

大村七郎太郎とある大村氏については、第二章第三節を参照されたいと思うが、大村七郎太郎については、後述したい。

戸町藤次とある戸町氏については、多治比(丹治)姓であり、多治・丹治・丹埤・丹比・丹地・丹治比・多治比更に「丹藤次」なども書くが、第二八代宣化天皇の皇子 上殖葉皇子かみつうえのはのみこを祖とする古代の氏族と考えられる。姓は真人。河内国丹比郡(現在の大阪府羽曳野市郡戸一带)を本拠とする。大化の改新後、左大臣 多治比嶋が出て、また奈良時代には遣唐押使を務めた中納言 多治比県守、更には遣唐大使を務めた中納言 多治比広成らが出て栄えたが、以後藤原氏に押され、振るわなかった。多治比氏からは遣唐押使、遣唐大使などを務めた者や大宰府の官人となった者を輩出しているので対外関係に通じた家系とも言える。平安時代末期までに、長崎市を含む彼杵郡西部(長崎県西彼杵郡)に、丹治比一族が広く繁栄分布するようになったと考えられる。同氏は、全国各地に散在して繁栄しているが、この肥前丹治比氏が、いっどこから来住したものか明らかではない。肥前丹治比氏のうち、長崎市から長崎(野母)半島西部一帯にかけて広く活躍した一派に、戸町氏があった。同氏は、恐らくは丹治比氏の惣領家に位置するものであったとみられる。戸町は、ときに「戸八」の字をあてることもある。平安時代末期における戸町氏

の所領は肥前国彼杵庄戸町浦であった。平安時代末期における戸町氏の所領は、今日の長崎市戸町地区を除く長崎市南部（長崎市に合併した旧香焼・三和・野母崎各町を含む）を包含する広大なものであった。そして、平家全盛時代には、恐らく平家方に属していたものとみられる。「深堀家文書」によると、鎌倉時代初期、永崎浦と戸町浦の境界をめぐって永崎本主四郎俊信と戸町浦の戸町俊長が争っていることが見え、建長七年（一二五五）三月二十八日、鎌倉幕府から深堀能仲が肥前国彼杵庄戸町浦の地頭職に補任される。幕府は戸町氏の地頭職を改易し、深堀氏を地頭職に補任したものであった。戸町氏は地頭職を改易されたとはいえ、彼杵庄惣地頭代官として戸町浦の所領をめぐって、戸町氏と深堀氏との間には相論が起き、長期にわたるが、戸町氏は杉浦を本拠に定める。「福田文書」によると、蒙古襲来に際して、弘安七年（一二八四）三月十日には福田四郎兼重のほか、戸町小三郎俊基・時津原次郎重用の三名の御家人が協力して、長さ五尋（約七・五メートル）の兵船一艘、梶一本、碇三個、苦一〇帖をそれぞれ製造し、梶取・水主一五人を提供するよう幕府から命じられ、勤めている。「楠木合戦注文」には、戸町諸二郎が登場する。彼杵一揆に際し、正平十八年（一二六三）北朝・貞治二年（一二七二）彼杵庄南方一揆連判状断簡写や応安五年（一三七二）南朝・文中元年（一二七二）彼杵一揆連判状断簡写等にも戸町氏が見える⁹⁶。

千綿太郎とある千綿氏については、『大村郷村記』第三卷「第十八 千綿村」の由緒之事に「一 當村往古千綿太郎地頭なりと云」とあることから、肥前国彼杵郡千綿村（現東彼杵町千綿宿郷一带）を本貫とする氏族である。「楠木合戦注文」にも千綿氏の名が見える⁹⁷。

時津四郎とある時津氏については、肥前国彼杵庄時津村（現時津町）を本貫とする氏族であり、丹治氏を姓とする。また、「福田文書」によると、蒙古襲来に際して、弘安七年（一二八四）三月十日には福田四郎兼重のほか、戸町小三郎俊基・時津原次郎重用の三名の御家人が協力して、長さ五尋（約七・五メートル）の兵船一艘、梶一本、碇三個、苦一〇帖をそれぞれ製造し、梶取・水主一五人を提供するよう幕府から命じられ、これを務めている。「楠木合戦注文」や彼杵一揆に際し正平十八年（一二六三）北朝・貞治二年（一二七二）彼杵庄南方一揆連判状断簡写等に名が見える⁹⁸。

長崎小太郎とある長崎氏については、肥前国彼杵郡深江浦（長崎浦。現長崎市）を本貫とする氏族である。「新撰士系録」巻之十の長崎氏系譜によると、桓武天皇を祖とする桓武平氏の流れで、平清盛の子重盛の子孫長崎小太郎重綱が鎌倉時代前期の貞応年間（一二三二～一二三四）に肥前国彼杵郡深江浦に下向し同地に居住したとする。また、桓武平氏の系統で鎌倉幕府得宗北条氏の被官の長崎氏の子孫とする説もある。しかし、「深堀家文書」によると、鎌倉時代初期には既に永崎浦と戸町浦の境界をめぐって永崎本主四郎俊信と戸町浦の戸町俊長が争っており、その後、永崎氏という名字で史料に見当たらないが、平安時代以来、長崎市付近に居住した開発領主の系統で、長崎の地名から長崎氏を結びつけた後世の仮託とされる。つまり、最初は永崎氏だったが後世、名字表記を長崎氏に変更したもので、元々長崎市付近を本貫として、他所から下向したのではないとするものである。彼杵一揆に際し、正平十八年（一二三六）北朝・貞治二年（一二三二）彼杵庄南方一揆連判状断簡写、応安五年（一二三二）南朝・文中元年（一二三二）彼杵一揆連判状断簡写等に長崎氏の名が見える⁹⁹。

浦上小大夫（太カ）太とある浦上氏については、肥前国彼杵郡浦上村（現長崎市浦上地区）を本貫とする氏族である。彼杵一揆に際し、正平十八年（一二三六）北朝・貞治二年（一二三二）彼杵庄南方一揆連判状断簡写、応安五年（一二三二）南朝・文中元年（一二三二）彼杵一揆連判状断簡写等に浦上氏の名が見える¹⁰⁰。

以上、各氏族について分析を試み、由緒等が不明な氏族も見られるが、現在の太田市、東彼杵町、長崎市、時津町というおおむね近世の大村藩領を本拠とする御家人が京都大番役を勤仕する立場であったことが言える。

問題は太田七郎太郎が後年の肥前大村藩主大村氏に連なる者かどうかである。外山は瀬野のいう大村家信から家直に世代が進むにつれて、藤津荘から彼杵荘に移住したとする説に対して、この弘安六年（一二八三）十二月一日の関東裁許状写に引かれた嘉禎三年（一二三七）十二月廿九日の関東御教書案に記す大村七郎太郎を取り上げ、他の彼杵荘内の御家人と共に、同荘内の御家人として記されていることから、彼杵荘内の大村に居住したとみるべきで、時代的には大村家信以前のことであり、したがって瀬野がいうような鎌倉時代末期ないし南北朝時代初期に彼

杵荘に移住したといえる状況とはなっていないとする。この外山の再考はもつともであるが、外山は自著⑩において「さきの大村氏各系図において確認できない大村七郎太郎という者」と記述している。さきの系図とは、三点で、A、近世大村藩関係者の手になる大村氏系図つまり「藤原姓大村氏世系譜」⑩や「寛政重修諸家譜」等になる。B、太田 亮の提示した「大村氏系図」(『姓氏家系大辞典』第一卷「大村項」所収)、C、河野忠博実見「大村氏系図」(『鍋島文書』)である⑩。実は、Aの大村氏系図の冒頭に記される親澄の名乗りが「藤原姓大村氏世系譜」と「寛政重修諸家譜」によると七郎太郎とある。このことから、外山が自著で述べた「さきの大村氏各系図において確認できない大村七郎太郎という者」という記述は誤りであり、単なる見落としということになる。

そもそも、寛永十九年(一六四二)に肥前大村藩主大村家から幕府御系図奉行太田備中守資宗に宛てられた大村氏系図草案他同時代相当に作成された系図⑩4及び寛永二十年(一六四三)に完成した江戸幕府編纂の「寛永諸家系図伝」大村氏系譜⑩5では、藤原鎌足から純友までの間の当主一〇代、純友から純御(郷)までの間の当主一〇代が紛失としてあり、遡ることが可能な大村家当主は純御(郷)までとなっており、勿論、七郎太郎を名乗った親澄は記されていない。文化九年(一八一二)に完成した江戸幕府編纂の「寛政重修諸家譜」大村氏系譜⑩6に寛永十九二十年には紛失したとする鎌足から純友までの間の当主一〇代、純友から純御(郷)までの間の当主一〇代の名が埋められ、現在使用されている大村氏系図が完成したとみられる。うがった見方をすれば、近世、大村氏系図編纂に際し、「福田文書」弘安六年(二二八三)十二月一日の関東裁許状写に引かれた嘉禎三年(二二三七)十二月廿九日の関東御教書案を参照して、寛永十九二十年の時点では記されなかった七郎太郎を先祖として加えたと推測することもできる。大村藩主大村氏の家系に直接あるかどうか不明であったとしても、「福田文書」に記される大村七郎太郎は実在した人物である。

なお、「寛政重修諸家譜」大村氏系譜⑩7の親澄の項には、

七郎太郎 民部 丹後守

頼經將軍につかへ、京都の大番及び諸役をつとむ。(後略)

とある。頼經將軍とは、関白九条道家の子、九条頼經(一一二一八〜五六)のことである。九条頼經は、鎌倉幕府三代将軍源実朝の死後、初代将軍源頼朝の遠縁として、鎌倉に迎えられ、嘉禄二年(一二二六)に鎌倉幕府四代将軍となった人物である。頼經は寛元二年(一二四四)に將軍職を子の頼嗣に譲った¹⁰⁸。九条頼經が將軍職在世中に仕え京都大番を勤仕したことからすれば、この七郎太郎を名乗る大村親澄は「福田文書」弘安六年(一二八三)十二月一日の関東裁許状写に引かれた嘉禎三年(一二三七)十二月廿九日の関東御教書案に記す大村七郎太郎と年代的に符合していることが分かる。

近世大村藩編纂の「大村記」¹⁰⁹には、

一大村七郎太郎、喜貞^{禎カ}三年十一月廿九日、關東御教書案者、肥前國彼杵庄御家人、京都大番以下諸役を令「勤仕」、右之證文熊野先祖福田十郎太郎、大村六郎左衛門證文之内に有り、とある。

内容は、大村七郎太郎が京都大番以下諸役を勤仕してきたことを記しており、わずかな誤記が認められるものの「大村記」の編者は、「右之證文熊野先祖福田十郎太郎、大村六郎左衛門證文之内に有り、」という記述から、「福田文書」弘安六年(一二八三)十二月一日の関東裁許状写に引かれた嘉禎三年(一二三七)十二月廿九日の関東御教書案を実見していたことが分かる。熊野とは、熊野家のことであり、同家は、大村藩士福田氏嫡流の家系である。「大村記」の中において大村家歴代を説明する項に大村七郎太郎を記載していることから「大村記」の編者は大村七郎太郎を大村藩主大村氏の家系にある者として認識しており、当該期の大村藩及び大村藩士も同様の認識を持っていたと推測される。

更に、同じく大村藩編纂の「郷村記」福重村 由緒之事¹¹⁰には、

一今富往古今富氏知行す、喜禎三丁酉年十二月十九日、關東の御教書に、肥前國彼杵庄御家人等ハ、右大將

家の時令勤仕京都大番と有之、右人數大村七郎太郎丹後守親澄、小字七郎太郎・時津四郎・長崎小太郎・浦上小大夫・同三郎・戸田藤次・今富次郎・同三郎・同四郎なり、(後略)

とある。

内容は、今富は大昔から今富氏が領していた。喜禎三丁酉年十二月十九日の関東の御教書に、肥前国彼杵莊御家人等は右大将の時つまり源頼朝の時代、京都大番を勤仕してきたとある。右人數つまり勤仕した人々は大村七郎太郎・千綿太郎・時津四郎・長崎小太郎・浦上小大夫・同三郎・戸田藤次・今富次郎・同三郎・同四郎と記している。「郷村記」に記載される喜禎三丁酉年十二月十九日の関東の御教書とは、日付や人名表記が僅かに異なるが、「福田文書」弘安六年(一一八三)十二月一日の関東裁許状写に引かれた嘉禎三年(一二三三)十二月廿九日の関東御教書案のことであり、元号の「喜禎」は「嘉禎」の誤記であり、人名の「戸田藤次」は「戸町藤次」の誤記とすることができるとある。

このことから「郷村記」を編纂した大村藩士は、この「福田文書」を実見していたことが分かる。更に注目すべきは「郷村記」の編者が「福田文書」に記す大村七郎太郎は大村藩主大村氏の家系にある丹後守親澄小字七郎太郎つまり、大村親澄であると割注で明示している点である。したがって当該期の大村藩及び大村藩士は「福田文書」に記す大村七郎太郎を大村藩主家の家系にある者として認識していたことになる。

また、瀬野が明らかにした「阿蘇品保氏所蔵文書」の中の「内裏北門左ヲ堅ル前二一ヶ国ノ衆扣」[⑪](#)に記す大村小太郎も奇しくも九条頼経が將軍職在世中に京都大番役を勤仕していることが分かる。安貞元年(一二二七)は九条頼経が鎌倉幕府四代將軍となった嘉祿二年(一二二六)の翌年となるからである。いずれにしても、大村小太郎、大村七郎太郎という二人の肥前国御家人を同一人物とすることはできないが共に京都大番役を勤仕した若しくは勤仕する立場にあったことが明らかとなる。

「寛政重修諸家譜」大村氏系譜 [⑫](#) の親澄(七郎太郎 民部 丹後守)の父、忠澄の項には、

丹後守 丹後權守幸澄が二男。

(前略) 兄有馬遠江守經澄と、もに鎌倉將軍につかへ、京都の大番等をつとむ。(後略)

とある。親澄の父忠澄も京都大番役を勤仕したことを記す。大村氏と京都大番役の問題は大村藩主家大村氏の家紋の由緒とも連動している。

勝田直子¹³⁾によると、元禄十六年(一七〇三)に成った「大村記」卷之二「大村家歴代之事」の忠澄の譜に、家紋の由来と鎌倉時代の有馬経澄、大村忠澄兄弟の京都大番役勤務中の話を載せているとする。鎌倉時代の有馬経澄、大村忠澄兄弟が京都に勤務していたが、内裏火災の際に抜群の働きをした。それが天子様の御耳に入り特別拜謁を許された。時に甜瓜(まくわうり)の輪切を賜ったので、それを直衣の袖に受け、恐れ入り引退いた。ところが袖に付いた瓜の跡がいつまでも消えず残ったのを「これは吉兆の明しなり家紋にすべし」と、内裏に参内の人が口々に言うので、有り難く家紋として子孫に伝えることにした由。と紹介し、いかにも具体的に真実らしく書かれているのでたい話である。しかし、これをそのまま受取るわけにはいかないとしているが、これが大村氏の家紋「五つ木瓜」紋の由緒となるわけである。現時点で前掲の大村小太郎と大村七郎太郎が直接大村藩主家に連なるかどうか不明であるが、大村氏から京都大番役を勤仕した者を輩出したという口伝等が残っており、そこから出た話とすることも想定できる。

「福田文書」弘安六年(一二八三)十二月一日の関東裁許状写に引かれた嘉禎三年(一二三七)十二月廿九日の関東御教書案は外山の研究以外に瀬野らによる京都大番役を専論とした論文や書籍等の先行研究では管見による限り、取り上げられることがなかった。取り上げられていないのは不可解と言うほかなく、伊藤邦彦は、自著『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【論考編】所収 第二部 「第五章 鎌倉幕府京都大番役覚書」の〔附表〕鎌倉幕府京都大番役勤仕一覧には、瀬野が発掘した「阿蘇品保夫氏所蔵文書」の中の「内裏北門左ヲ堅ル前ニヶ国ノ衆扣」は記載しているが、外山が発掘した「福田文書」弘安六年(一二八三)十二月一日の関東裁許状写に引かれた嘉禎三年(一二三七)

十二月廿九日の関東御教書案については同「第五章 鎌倉幕府京都大番役覚書」の本文において取り上げられていない。なお、清水 亮は、彼杵莊惣地頭天野氏の権能を考察する上から、自著『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』の「第五章 鎌倉期九州の国御家人統制と惣地頭 第二節 彼杵莊惣地頭の権能と守護職権」¹¹⁴の中で、同文書をとり上げ分析を試みている。

四、深堀氏と京都大番役

伊藤邦彦は、自著『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【論考編】の中の〔附表〕鎌倉幕府京都大番役勤仕一覽¹¹⁵にて深堀氏の勤仕を表示している。

深堀氏は上総国印南庄深堀（現千葉県いすみ市深堀）を本貫とする氏族であり、桓武平氏三浦氏一族の上総国御家人である。そして、本貫地の地名深堀を名字とした。深堀氏の祖深堀太郎仲光は承久三年（一二二二）に承久の乱の勲功によって、摂津国吉井新荘内に地頭職を宛行われた。その替地として、深堀左衛門尉能仲が建長二年（一二五〇）に筑後国三池莊北郷内の地頭職を得て、再度替地として、建長七年（一二五五）三月二十八日、鎌倉幕府より深堀能仲が肥前国彼杵莊戸町浦の地頭職に補任される。しかし、深堀能仲自身は戸町浦には下向せず、代官を派遣した。鎌倉時代後期に深堀能仲の子時光が戸町浦に下向したと考えられる¹¹⁶。

〔附表〕鎌倉幕府京都大番役勤仕一覽から深堀氏の勤仕例を挙げる。

天福二年（一二三四）上総 深堀五郎〔能仲〕

嘉禎二年（一二三六）摂津 深堀五郎〔能仲〕

年欠（一二四二―四七？）摂津 ふかほりの左エ門

正嘉三年（一二五九）上総 深堀太郎〔跡力〕

文応元年（一二六〇）上総 五郎左衛門尉行光

文永五年（一二六八）上総 深堀太郎〔跡力〕

文永六年（一二六九）上総 左衛門太郎時光

以上の年次に深堀氏は京都大番役を勤仕しており、国名から、深堀氏が肥前国彼杵莊戸町浦に下向する前に勤仕したことが判明する。

（盛山隆行）

■二 鎌倉時代から南北朝時代における彼杵莊を中心とした御家人諸氏と使節遵行

一 使節遵行と先行研究

使節遵行とは鎌倉・室町幕府の指令執行手続で、幕府の指令を受けた使節が現地へ赴き、遵行（指令を執行）することからこの名称がある¹⁷。

多田 誠は、「鎌倉時代九州における使節遵行制度の変遷について」¹⁸で、

鎌倉時代、幕府、あるいは六波羅・鎮西探題が、終始訴訟—とくに土地に関する相論—の審議・裁許に追われていたことは、現存する膨大な文書・記録が如実に物語っている。こうした訴訟を処理するためには、被告人への弁明や出頭の催促、また係争地—論地—などの実地調査が当然必要となり、さらには場合によっては、洩る論人を強制的に出頭させたり（召進）、判決後も占拠し続ける敗訴人を排除し、論地を勝訴人に引き渡すという強制執行（沙汰付）も行わねばならなかった。そこで幕府・探題は、実際に現地へ赴く「使節」を適宜任命・派遣したりあるいは各国の守護等に命じたりすることで、こうした訴訟に係わる諸々の指令を執行（遵行）する機構を唱えた。これがいわゆる「使節遵行」である¹⁹。

としている（※引用文中の註番号は本稿に合わせるため変更し、註の内容については一部、筆者が補った）。

続いて多田²⁰は、

この使節遵行については、外岡慎一郎氏²¹をはじめ、佐藤鉄太郎氏²²・松井輝昭氏²³・増山秀樹氏²⁴による研究があるが、なかでも、六波羅探題に関して外岡氏が、鎮西探題のそれは増山氏・外岡氏が、派遣さ

れた使節の網羅的搜索をされており、両探題における使節遵行の実態が明らかにされつつある。以下結論を要約すると、まず六波羅探題では、当初は各国の守護代と、在京人による「両使」が使節遵行の任を担っていた。このうち特に前者に関しては、承久の乱の戦後処理が一段落した元仁（嘉祿年間（一二二四～二七）、六波羅探題が西国一般に対する統治機関へと転生したことにより、従来「幕府→守護→守護代」であった指令伝達ルートの一部を吸収して、「（幕府）→六波羅→守護代」という、守護を経由しない伝達ルートが開かれたことによる。しかし、その後建治三年（一二七七）に行われた六波羅探題の大幅な体制改革の結果、六波羅分国および北条氏一門の守護国にあつては両使、外様守護国にあつては守護が使節遵行にあたることを原則とする、「六波羅→守護・両使制」が成立したとされる⁽¹²⁵⁾。ところが鎮西探題では、九州土着の国御家人を使節に起用する例が圧倒的に多い。その理由については、在地社会に影響力を有するという意味で紛争解決能力を期待できる彼らに依存せざるをえなかった点を挙げておられる⁽¹²⁶⁾。

こうした先行研究を踏まえ、筆者はかつて六波羅探題設置以前の段階において、使節遵行がいかに制度化されていたのか検討を試みた⁽¹²⁷⁾。その結果、当該期の使節遵行は東国と西国で根本的に異なっており、東国では鎌倉から使節を派遣するのが原則であったのに対し、西国では京都守護が在京人を使節として派遣していたが、その一方で、守護が使節遵行を担う場合もあることを確認した。この筆者の見解は、外岡氏が提唱される「六波羅→守護・両使制」と整合する。

ところが同じ西国でも九州だけは少々特殊で、当初は天野遠景にはじまる鎮西奉行が使節遵行を担い、建久年間末の守護補任以降は各国の守護がそれを行っており、京都守護が直接関与した事例はない。すなわち六波羅探題設置以前の九州においては、最終的には守護が使節遵行を行っていたのに、それが六波羅管内となり、さらに後の鎮西探題のもとでは、九州土着の国御家人を起用するようになったのである。

としている⁽¹²⁸⁾（※引用文中の註番号は本稿に合わせるため変更し、註の内容については一部、筆者が補った）。

二、大村地方と関係がある御家人による使節遵行

①嘉元四年(一二〇六)四月十一日

大村地方と関係がある御家人による使節遵行の初見は管見による限り、『青方文書』に収載される嘉元四年(一二〇六)四月十一日付の「肥前國守護代平岡爲政書下案」⁽¹²⁹⁾に記す大村太郎(家直)と多久小太郎による使節遵行である。

この史料は嘉元四年(一二〇六)四月十一日に肥前國守護代で鎮西探題引付衆である平岡為政が大村太郎(家直)と多久小太郎に宛てた書状である。内容は肥前國松浦郡小値賀(現小値賀町小値賀島)と浦部(現新上五島町中通島)の地頭峯貞の代官峯長が青方四郎入道(高家)が放火狼藉をしていることを鎮西探題に訴えた。青方四郎入道(高家)は、今訴訟(別の訴訟か)のため、出頭している、この件の陳状(弁明状)が出せないと平岡為政へ返事をした。平岡氏は青方氏が全く勝手な言い訳であるとして今月二十日までは必ず釈明の書状を持参するように青方氏へ伝えるよう、使節として大村太郎と多久小太郎に命令している。

青方氏は藤原姓で、小値賀島地頭職を建久七年(一一九六)に安堵された僧尋覚の次男家高を始祖としている。家高は承元二年(一二〇八)七月尋覚の讓状によって浦部島の田島在家を相伝したが、家高の嫡男能高が違乱を行ったために尋覚は悔返して嫡男通高(改名して通澄)に全所領所職を譲り与えている。その後家高は小値賀島の地頭となった峯氏(後年の平戸松浦氏)の下沙汰職すなわち地頭代官の地位に甘んじていた。下沙汰職としての青方氏は下地は段歩たりとも所有せず、地頭に対する隷属性が極めて強く、地頭の命令に背けばたちまち解任される立場にあった。このようにして小値賀島の開発領主の子孫である青方氏は、領主権を松浦一族の峯氏に奪われ、地頭代官に転落していたが、中通島の青方(現新上五島町青方郷)に居住して、その在地性を利用して着々と領主権の回復に努めていた⁽¹³⁰⁾。

大村太郎(家直)とある大村氏については、第二章第三節を参照されたい。大村太郎が肥前國藤津郡の藤津荘

に居住する人物か肥前国彼杵郡の彼杵荘に居住する人物かどうかは不明であるが、この『青方文書』の嘉元四年（一二三〇六）四月十一日付の「肥前國守護代平岡爲政書下案」に宛名として、大村太郎と記され、同じく『青方文書』の嘉元四年（一二三〇六）四月十六日付の「大村家直書下案」¹³¹に平家直と記されることから、大村太郎は平家直と同一人物と判断され、大村氏は平姓を自称していたと推定される。なお、近世肥前大村藩主となる大村家が江戸時代に編纂した大村氏の系譜には一切登場しないことから、大村太郎なる者を同家の先祖とすることは現時点ではできない。ただし外山幹夫は、大村氏の始祖を平安時代後期の元永二年（一一一九）に平正盛（清盛の祖父）によって追討を受けた肥前国藤津荘莊司平清澄の子息平直澄としており、大村太郎（平家直）を平直澄の系譜に繋がる者との推定を持たせている¹³²。

多久小太郎とある多久氏は肥前国小城郡多久（現佐賀県多久市）を本拠とする氏族である¹³³。多久氏は『吾妻鏡』第四十の建長二年（一二五〇）の記事に多久平太なる者が記されるが、肥前国小城郡多久の者とは断定できない。蒲原信一郎氏所蔵の江戸期の記録（表紙がなく、書名不明）に記載された正応二年（一二八九）三月十二日付の文書「蒙古合戦勲功賞配分状」には多久五郎入道覚念という者が記され、『青方文書』の永仁七年（一二九九）四月二日付の「鎮西探題御教書」に肥前国御家人として多久弥太郎宗広が記される。このことから、鎌倉時代の当該期に肥前国小城郡多久に多久氏が存在していたことが判明する。また、多久氏の姓については、平姓、源姓、藤原姓など諸説があり、不明であるが、『青方文書』の嘉元四年（一二三〇六）四月十日付の「多久宗経書下案」に差出人の名として、平宗経と記され、同じく『青方文書』の嘉元四年（一二三〇六）頃の「青方覺念陳状案」に多久太郎宗経と記されることから、平宗経は多久宗経と同一人物と判断され、多久氏は平姓を自称していたと推定される¹³⁴。

『多久市史』第一巻によると、多久氏や大村氏が遠隔の五島地域の裁定に使節として用いられたことを考えると、両氏は有明海を通じた海上交通に利便のある、例えば命令一過何時も使える船などを持っていたことも考えられ、あるいは、五島を含む松浦地方との関係があったのかもしれないと記している¹³⁵。

ところで、肥前国守護代で鎮西探題引付衆である平岡為政が大村太郎と多久小太郎宛に書状を出した五日後の四月十六日、大村太郎は、平岡為政の命令を受けて、青方四郎入道(高家)にその旨の伝達を行っている。『青方文書』に収載される嘉元四年(一二三〇)四月十六日付の「大村家直書下案」¹³⁶によると、大村太郎は平家直の名で訴訟の被告である青方四郎入道(高家)に、平岡為政からの書下案(命令書)に原告の地頭代峯長からの訴状を添えて渡し、青方氏に陳状(弁明状)を出すことを求めている。同じく『青方文書』の嘉元四年(一二三〇)四月□日「大村家直書下案」¹³⁷は差出人は平とあり、名前部分と宛名は欠損しているが、大村太郎が青方四郎入道に対して、平岡為政からの書下(命令書)に原告の地頭代峯長からの訴状を添えて渡し、青方氏に平岡為政からの命令の履行を約束する文書(請文)を出すことを求めたものと考えられる。これによって、大村太郎は使節遵行に伴う使節を果たしたことが言える。大村太郎とともに使節に任命された、多久小太郎は四月十四日に青方四郎入道に対して、平岡為政からの書下(命令書)に原告の地頭代峯長からの訴状を添えて渡し、青方氏に平岡為政からの命令の履行を約束する文書(請文)を出すことを求めている¹³⁸。

②延慶二年(一二三〇)九月十六日

「仁和寺文書」に収載される延慶二年九月十六日付の「鎮西御教書案」¹³⁹に記す高木六郎と大村太郎による使節遵行である。

この史料は延慶二年九月十六日に鎌倉幕府の鎮西探題である北条政顕が前上総介という官途名で高木六郎と大村太郎に宛てた書状である。内容は山城国(現京都府)の仁和寺(真言宗御室派総本山)南院の所領、肥前国杵島南郷(現佐賀県杵島郡江北町大字下小田の南郷地区)の雑掌である堯深と同地莊園の一分地頭である白石左衛門次郎通朝(法名道融)との相論の詳細が記され、弘安十年(一二二八)十月五日と正応五年(一二九二)閏六月十六日の幕府が発した関東下知状が引かれてある。下知状には白石氏が年貢を納めず、所務を妨妨したので雑掌の堯深が白石氏を訴えた旨を記し、幕府は白石氏が所務を妨妨したか白石氏に対して尋問したが、白石氏から所務を妨妨していない旨

の請文が届いたので、幕府はその解決策として同地の折半ないし一対二などに分け両者の領有権を認め、互いに干渉と侵犯せぬようにとする下地中分をもって決着させることに決定した。その下地中分の命令を鎮西探題である北條政顕が高木六郎と大村太郎に使節として、堯深と白石氏の両者に伝えるよう命じたものである。

白石氏については、第一章第一節第三項一を参照されたい。

大村太郎とは年代的に見て、前掲『青方文書』の中に収載される嘉元四年（二三〇六）四月十一日付の「肥前國守護代平岡爲政書下案」に記す大村太郎（家直）と同一人物と考えられる。

高木六郎とある高木氏は肥前国在庁官人の系譜を引き、肥前国府に近接する高木（現佐賀県佐賀市高木瀬町）を本拠として姓としたが、「高城寺文書」文治二年八月四日源頼朝下文によって高木宗家は深溝北郷甘奈備峯地頭職を安堵されており、「大友文書」建久六年八月二十五日肥前国御家人交名注進状に高木大夫と見え、この注進者は肥前国押領使大監藤原宗家となっており、高木氏が肥前国における在地有力御家人であったことが分かる。その後、高木氏は鎌倉時代肥前国各地に所領所職の給付を受けており、その一族が肥前国一宮與止日女神社（河上神社）大宮司に就任している⁽¹⁴⁰⁾。太田によると、高木氏は平安時代の寛仁三年（一〇一九）に大陸の沿海州地方に住んでいた女真族が対馬、壱岐、北九州地方を襲撃した、いわゆる刀伊の入寇にて、女真族を撃退するのに活躍した大宰権帥藤原隆家を祖とし、曾孫文貞の時に高木を名字としたとする⁽¹⁴¹⁾。

③文保二年（二二二八）十一月二日

「深掘家文書」に収載される文保二年十一月二日付の「鎮西御教書」⁽¹⁴²⁾に記す大村彦太郎と白石次郎入道による使節遵行である。この史料は文保二年十一月二日に鎮西探題の北条随時が前遠江守という官途名でそれぞれ、大村彦太郎と白石次郎入道に宛てた書状である。これまで前掲の書状は、書状一通に使節二名の名を記して発給した文書であったのに対し、当文書は使節各一名に別に別に発給した文書（つまり二通）である。

当文書の内容に入る前に当文書と深い関係のある肥前国彼杵荘戸町内杉浦の来歴について触れたい⁽¹⁴³⁾。

なお、肥前国彼杵荘戸町浦を領した戸町氏については、第一章第一節第三項一を参照されたい。

建長七年(一二五五)三月二十八日、鎌倉幕府から深堀能仲が肥前国彼杵荘戸町浦の地頭職に補任される。深堀氏は、上総国印南荘深堀(現千葉県いすみ市深堀)を本貫とする氏族であり、桓武平氏三浦氏一族の上総国御家人である。そして、本貫地の地名深堀を名字とした。地頭職に任じられた深堀能仲自身は戸町浦には下向せず、代官を派遣した。戸町浦は、在地の戸町氏が地頭職を勤めていたが、幕府が戸町氏の地頭職を改易し、幕府の息がかかった東国御家人出身の深堀氏を地頭職に補任したものであった。戸町氏は地頭職を改易されたとはいえ、彼杵荘惣地頭代官の地位を確保し、永崎浦と戸町浦の中間の杉浦(相浦とも書く。現長崎市戸町、上戸町、新戸町を中心とした周辺)におり、同地と戸町浦の境界をめぐる、深堀氏は争論を展開する。

まず深堀行光が幕府に対し、戸町氏が杉浦を押妨狼藉したとして訴えたことから裁判に発展した。訴状を得た幕府は、正嘉元年(一二五七)閏三月三十日、六波羅探題に対し、戸町氏と深堀氏を同探題に召喚して対決させるように命じた(「深堀家文書」正嘉元年閏三月卅日付「関東御教書」⁽¹⁴⁾)。これによって六波羅探題は両者を召喚しようとした。深堀氏は召喚に応じたが、一方の戸町氏はその一年半後の正嘉二年(一二五八)十月になっても出頭しなかった。「深堀家文書」の正嘉二年十月二日付「六波羅御教書案」⁽¹⁵⁾には彼杵荘戸町浦地頭深堀行光は惣地頭代戸町氏が杉浦を押領・狼藉したとして訴えたが、惣地頭代は出廷しないうえに大勢を引き連れ、光行の代官眞清を打擲し、乗っていた船を押え取り、眞清を追い出した。このため、六波羅探題北条時茂は惣地頭代に重ねて参決(法廷に出頭し、対決すること)を促すよう肥前国守護武藤(少弐)資能に命じている。

同年十二月これに対して惣地頭代戸町氏の後家尼某は、杉浦は戸町浦と永崎浦の境にあったため、かつて戸町本主丹藤次俊長(戸町次郎俊長)と永崎本主永崎四郎俊信の間で相論となったが決着がつかず、両者から惣地頭に譲渡されてから四〇余年が過ぎており、戸町の本主からは関与しないことになっていると主張した。この後も戸町氏は数度の要請に対しても応じることがなく参決しなかったが、弘安六年(一二八三)深堀時仲は戸町浦内の香焼と

杉浦への戸町小三郎俊基による押領があると訴えている。

その後、戸町氏と深堀氏の相論は終息するどころか、他所に及ぶという拡大に向かった。深堀氏は、杉浦の他、香焼、大浦山、末島、中島、影呂宇島も戸町浦内であることから、これは自領であると強く主張した。これに対して戸町氏は、以上の深堀氏が主張している地域外にあっても、既に同氏は貝木、竹留、鹿尾、棹浦等の地をも知行しようとしているが、これはいわれがないと主張した。

結局、これは鎮西探題の計らいで文保二年（一一三二）五月二十九日に戸町氏と深堀氏の間には和（和解）が成立した。「深堀家文書」の文保二年五月二十九日付の「戸町西俊俊能同俊光連署和与状」¹⁴⁶によると、鹿尾、切杭、棹浦、貝木、竹留、高浜の地を深堀氏が、そして香焼、大浦山、末島、中島、影呂宇島を戸町氏がそれぞれ知行すること、そして杉浦については三分の一を深堀氏に、残る三分の二を戸町氏に付与することに決着した。そして、特に激論を招いた杉浦の配分について使節遵行によって決着を計ることになった。

それがこの文保二年十一月二日付の「鎮西御教書」に記す大村彦太郎と白石次郎入道による使節遵行である。鎮西探題北条随時が大村彦太郎と白石次郎入道を深堀弥五郎時仲（深堀能仲の孫）へ使節として派遣し、杉浦内の田畠、在家、山海の三分の一の領有を認めさせるとというのが当文書の内容である。先に正嘉元年（一二五七）に相論が勃発してから実に六一年後のことであった。

外山幹夫は、ただこの和与に至る経緯などについてみると、いささか特異なものがあるとする。そもそも鹿尾以下の下地が戸町浦の内であるとすれば、当然当地の地頭である深堀氏の所領であって、戸町氏が領有を主張する根拠はないはずであり、しかるにこの地に対し、戸町氏の知行が認められることになった理由は、恐らくは彼杵莊惣地頭代官としての立場によるものであろうとする。ところが肝心の惣地頭天野氏は、この相論に当たって自らは全く登場していない。ここでは惣地頭天野氏を描いて、その代官戸町氏が前面に出て深堀氏と相論し、しかも、これに對して鎮西探題が明確な裁許をせず、前述のような形で双方の和与が成立するところは尋常ではない。東国御家人

天野氏の彼杵莊惣地頭のもと、その代官に西国御家人戸町氏が就任し、彼杵莊の一角である戸町浦小地頭に東国御家人深堀氏が補任されているという異例な事態が、こうした情況を生み出したものと考えられている¹⁴⁷。

大村彦太郎は、先の大村太郎（平家直）との関係は不明で、近世肥前大村藩主となる大村家が江戸時代に編纂した大村氏の系譜には一切登場しないことから、大村彦太郎なる者を同家の先祖とすることは現時点ではできない。

白石次郎入道の白石氏については、第一章第一節第三項一を参照されたい。

④ 正中二年（一三三五）十二月十三日

「大川文書」に収載される正中二年十二月十三日付の「關東御教書案」¹⁴⁸に記す守護代親政と當國御家人の横大路小次郎入道西迎による使節遵行である。

この史料は正中二年（一三三五）十二月十三日に鎌倉幕府の執権である北条高時が相模守という官途名で、そして連署である北条貞顕が修理権大夫という官途名で、武蔵修理亮つまり、鎮西探題の北条英時に宛てた書状である。

当史料の内容¹⁴⁹は、豊前国宇佐宮神官で前擬少宮司の愛輔（今は死者とある）とその子息の身輔と前輔が宇佐宮の所領の一つ肥前国大豆津別符（現雲仙市瑞穂町域と推定）をめぐる、安楽寺寺官卿で当別符預所である法眼の賢叡と相論した。神領興行下知が正和二年（一三一三）九月十六日付で下され、この下知状を発給したのは、当時の鎮西探題北条政顕であるが、敗訴人側つまり安楽寺寺官卿で法眼の賢叡はこれを承引しなかつたらしい。その後、英時の代に至って勝訴人側は使節による沙汰付を要請し、肥前国守護代の親政と横大路小次郎入道西迎を使節として派遣した。ところが、敗訴人の賢叡は本所下文を帯びているので避り退かずと称し、また現地では預所代官や神人等が城郭を構えて使節の入部を拒む有様であった。しかし、当別符は本所進止地である故、鎮西探題では独自の裁断が困難と判断し、その旨を先の両使の請文とともに注進して幕府の裁断を仰いだ。そして発給されたのが当史料である。

ここで幕府が示した裁断は、（一）再び使節を派遣して社家に沙汰付すること、（二）敗訴人賢叡と顕猷の両名につ

いては預所職を改易しよう本所に申し入れること、の二点である。この裁断により、初度の使節派遣で敗訴人側が沙汰付を拒否した場合、その彼等に対して何らかの制裁を加えていたことが判明する。ところが、この案件は論所が本所信止地であり、しかも敗訴人は本所下文を帯びる預所でもあったため、幕府や探題は彼等に直接制裁を加えることができなかった。そこで、本所に彼等の所職を改易を要請する、いわば間接的な制裁措置を講じたものと考えられる。

守護代親政については管見による限り不明である。

横大路小次郎入道西迎とある横大路氏は、瀬野精一郎は肥前国有力御家人で、鎮西探題の使節として活躍しているが、「竜造寺文書」嘉禄二年（一二二六）二月日佐嘉御領内小地頭等申状案に国富名小地頭として横大路太郎兼持がいるとして、佐賀県の氏族とする¹⁵⁰。太田は、横大路氏と肥前国彼杵庄波佐見村との関係性を指摘している¹⁵¹。

さて、右の案件は、探題の要求どおり預所賢叡と頭猷が改易され、一応の決着がついたようである。しかしその一方で、訴人である宇佐宮神官身輔と前輔は、大河幸継（法名幸運）とも当地をめぐる争っていた。この件については次の⑤の使節遵行に繋がっていく。

⑤ 嘉暦二年（一二二七）十月十六日

「大川文書」に収載される嘉暦二年十月十六日付の「鎮西探題御教書案」¹⁵²に記す矢俣彌藤太と宮村彦次郎入道による使節遵行である。

この史料は嘉暦二年十月十六日に鎌倉幕府の鎮西探題である北条英時が修理亮という官途名で矢俣彌藤太と宮村彦次郎入道に宛てた書状である。

前掲④、正中二年（一二三五）十二月十三日で触れた相論は、そもそも、嘉元二年（一二〇四）五月十日、大河幸長が拝領した豊前国長谷村（現大分県豊後大野市、旧大分県大野郡犬飼町大字長谷）の田地の替地として、それを相続した藤原氏女に大豆津村田畠在家が宛行われたことに端を発する。同年十一月二十三日、藤原氏は養子幸継に

譲与し、ここに大豆津村は幸繼が知行することになった。ところが前述の賢叡と顕猷の後任者である預所の増慶が当地を押領したとして相論となり、元亨三年(一三二三)十一月五日、幸繼を勝訴とする鎮西下知状が下された。一方、宇佐宮神官身輔と前輔側は、前掲の正中二年(一三二五)十二月十三日の関東御教書を賜っており、錯綜した状況が現出した。それ故たびたびの沙汰付使節派遣にもかかわらず、幸繼は全く避り退こうとしなかったため、探題は改めて両者を召決して審議することになった。幸繼側は当別符の一円知行を主張するも史料によって、鎮西探題は幸繼の替地相当分を除き、残りはすべて宇佐宮神官のものと裁断を下し、この指令は矢俣彌藤太と宮村彦次郎入道の両使に下された。しかしそれでもなお、幸繼側は一円知行を主張して使節の入部を拒み続けたようである¹⁵³。

大河氏は肥前国高来郡西郷伊福・大河(現雲仙市瑞穂町)を本拠とした氏族で御家人の家系でもあり綾部氏の一族とする¹⁵⁴。

矢俣彌藤太とある矢俣氏は、肥前国高来郡山田莊(現雲仙市吾妻町)を本拠とした氏族で鎌倉御家人であったと思われる。「比志島文書」弘安九年(一二八六)閏十二月二十八日付の「蒙古合戦勲功地配分注文」によれば、矢俣兵衛衛跡信成子息が薩摩国鹿兒嶋郡司職内十分一矢上孫三郎跡の配分を受けている¹⁵⁵。なお、太田によると、正平十六年(一二二六)九月の「河上神社文書」に矢俣越前太郎なる者が見えたとする¹⁵⁶。

宮村彦次郎入道とある宮村氏は、肥前国彼杵郡宮村(現佐世保市南風崎町・城間町・萩坂町・宮津町・奥山町・瀬道町・長畑町)を本貫とする氏族であり、藤原を姓とする。「東福寺文書」永仁七年(一二九九)六月二十六日の鎮西探題裁許状に宮村諸次郎通兼と記し、嘉暦二年(一三二七)十月十六日の鎮西探題御教書に使節遵行の使節として、宮村彦次郎入道を記す。瀬野精一郎は、鎮西探題等から使節遵行の使節を委任された者は、有力な在地御家人であったという判定をもつて肥前国御家人を分析した結果、使節に委任されているが、完全に御家人として確定できなかった氏族を明らかにしている。その中に宮村氏が入っていないが、宮村氏は使節に委任されているので、瀬野の論からすると宮村氏を入れても良いのではないか¹⁵⁷。「楠木合戦注文」には宮村諸次郎を記す。また、「新撰士



写真1-2 時津町子々川郷

系録」卷之二十の宮村氏系譜¹⁵⁸によると、「大織冠鎌足公之裔宇都宮彌三郎後胤」とする。つまり、藤原鎌足の後裔であり、下野国河内郡宇都宮（現栃木県宇都宮市）を本貫とする宇都宮彌三郎の後胤とするものである。宇都宮氏は平安時代中期の関白藤原道兼（藤原道長の兄）の曾孫宗円を初代とする。宇都宮氏は源頼朝に属し、南北朝期には足利尊氏に従い、下野・常陸などの地を領した。九州の関わりでいうと宗円の孫信房が鎌倉時代初期、豊前国城井郡の地頭職となり、子孫は筑後守護として南北朝時代に活躍した。城井・佐田氏などは宇都宮氏の系統に属する¹⁵⁹。

ところで、その後、鎮西探題北条英時は翌嘉暦三年（一三三二）十二月二十六日付の御教書によって、大膳弥太郎と矢俣彌藤太を使節に任じ、全く命に服しない大河幸継に対して、所帯をことごとく没収するという厳しい処罰で臨んだ。ところが幸継側は、それでもなお城郭を構えて避り退こうとはしなかった。そこで九月二十九日、その城郭を破却して沙汰付を遂行しよう使節に命じている。しかし幸継側の抵抗は厳しく、多勢を率いて使節との喧嘩も辞さぬ勢いであった。これは、及び腰の使節を叱咤し、敗訴人側との武力衝突をも厭わぬよう厳命したものと解される。つまり英時は、所職改易と所領没収でもなお抵抗する敗訴人に対して初めて、使節による強制排除を実施したのである。多田實道（多田 誠）は使節遵行における強制執行の例として挙げている¹⁶⁰。

⑥ 建武元年（一三三四）十月十七日

「深堀家文書」に収載される建武元年十月十七日付の「大友貞載書下案」¹⁶¹に記す彼杵大村太郎、塚崎後藤又次郎、同後藤彦三郎、有間彦五郎入道、日宇弥五郎入道、大村三郎入道、早崎五郎藏人入道、今富彦三郎入道、同十郎入道、庄山又次郎以下近隣の輩による使節遵行である。

この史料は、建武元年十月十七日に大友貞載が左近将監という官途名で、守護代つまり肥前国守護代齋藤遍正に宛てた書状である。

これは鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇による建武政権成立直後の建武元年（一三三四）十月、肥前国戸町浦地頭深堀孫太郎入道明意及び同子息深堀弥五郎已下の者が、彼杵庄日波村（現時津町日並郷）と鹿皮村（現時津町子々川郷）の両村に乱入し、放火刃傷已下の狼藉を行った。これに対し、被害地の肥前国彼杵庄南方地頭御代官の賢法は、これを肥前国守護大友氏泰にたびたび訴えた。これを受けた大友氏泰は、名代大友貞載に対し、その処置を命じた。そのため大友貞載は、肥前守護代齋藤遍正に、近郊の領主である大村太郎已下の者を伴い現地に臨み、明意らの乱妨を停止させ、代官を庄家支配に当てさせ、実検の上申書及び狼藉人などについて直ちにこれを報告させよ。かつまた、上洛の上、これを明確にするため、関係者に伝え、加害者の名簿を提出させよと命じた。

当該期の日波村と鹿皮村の両村の状況は不明であるが戸町浦から遠隔の地に深堀氏が赴き乱暴を行うというのはこれまでになかった新しい動きである。被害者の南方地頭代官は肥前国守護大友氏泰に訴え、これを受けた氏泰は兄で自らの名代大友貞載に処置を命じた。貞載はまた、肥前国守護代にこれを遵行した。この際、彼杵大村太郎、塚崎後藤又次郎、同後藤彦三郎、有間彦五郎入道、日宇弥五郎入道、大村三郎入道、早崎五郎蔵人入道、今富彦三郎入道、同十郎入道、庄山又次郎以下近隣の輩といったかなり広域にわたる領主を動員して事件の処理に当たらせようとしており、当時としては大きな衝撃的イベントであったことを現している¹⁶²。

肥前国守護代齋藤遍正の齋藤氏は太田によると豊後国齋藤氏は当国の豪族にして、大友氏に属す、その重臣であるとしている¹⁶³。

彼杵大村太郎、大村三郎入道は近世肥前大村藩主となる大村家が江戸時代に編纂した大村氏の系譜には一切登場しないことから、大村太郎、大村三郎入道なる者を同家の先祖とすることは現時点ではできない。但し、彼杵大村太郎とあるので、この大村太郎は当該期彼杵荘を本拠とし、居所としていたことが言え現在の太田市域に存在した

と考えられる。彼杵大村太郎が前掲①嘉元四年(一三〇六)四月十一日と②延慶二年(一三〇九)九月十六日の大村太郎と関係があるか否かは不明である。しかし、外山幹夫は、この彼杵大村太郎を前掲①嘉元四年(一三〇六)四月十一日の大村太郎(平家直)と同一人物としており、大村太郎(平家直)は太田が提示した大村氏系図と河野忠博が実見したとする「鍋島文書」に収載する大村氏系図に見える「大村又二郎家信」の子と考えている。更に彼杵大村太郎と記されていることは、大村太郎が彼杵荘内の大村と深く関わっていたことを推測している¹⁶⁴。

塚崎後藤又次郎、同後藤彦三郎とある後藤氏は、墓崎(塚崎)後藤氏あるいは後藤墓崎(塚崎)氏を称し、肥前国長嶋荘内墓崎(塚崎)村(現佐賀県武雄市)を本拠とする氏族で藤原姓を称した御家人の家系である。「後藤家文書」寛元五年(一二四七)二月十四日付「將軍家安堵下文」により、墓崎氏は親父直明の仁治三年七月二日配分讓状にまかせて、長嶋荘内墓崎村地頭職を安堵されており、「山代文書」弘安五年(一二八二)三月二日肥前国守護北条時定書下によれば、肥前国御家人墓崎後藤三郎入道浄明(氏明)はたびたび蒙古合戦証人を申請しており、墓崎後藤十郎宗明法師子息五郎頼明は弘安四年(一二八二)の蒙古合戦勲功賞として、正応二年(一二八九)三月十二日神崎荘田地三町屋敷一宇畠地一段の孔子配分を受けている¹⁶⁵。

有間彦五郎入道とある有間氏は、肥前国高来郡有間(現南島原市南有馬町・北有馬町)を本拠とした氏族で、島原半島に所領所職を有した御家人の家系である。肥前有間(有馬)氏の出自については、近世有馬氏が編纂した系譜では平安時代、平将門とともに承平・天慶の乱(九三五～四一)を起こして鎮定された伊予掾藤原純友の子孫であるとされる。つまり、藤原純友の二男直澄の玄孫遠澄の子幸澄の長男経澄が有間氏、次男忠澄が大村氏の家系にあるとして、両氏を同族とする考え方である。これについては、第二章第三節を参照されたい。中世の『深江文書』で有馬氏が平姓を称していることにより、平安時代後期の元永二年(一一一九)に平正盛(清盛の祖父)によって追討を受けた肥前国藤津荘莊司平清澄の子息平直澄を祖とする考え方もある。最も古い有間荘の領主として史料上確認される人物は、経澄の子、有間朝澄であり『深江文書』宝治元年(一二四七)六月五日付の「有間朝澄讓状案」に、(有

間)「左衛門尉平朝澄」と見える。有間氏を称しているが、鎌倉時代末期までは有間と記し、南北朝時代から有馬と改め、有馬氏を称した¹⁶⁶。

日宇弥五郎入道とある日宇氏は、肥前国彼杵郡日宇村(現佐世保市日宇町)を本貫とする氏族であり、藤原氏を姓としている¹⁶⁷。「東福寺文書」元応二年(一二三二)の肥前彼杵庄文書目録案に「同村一分領主日宇小次郎入道」と記載され、大村にも所領を有していたことが分かる。「楠木合戦注文」にも日宇氏の者が記され、「深堀家文書」に収載される元徳二年(一二三三)十一月十三日付の「鎮西探題御教書案」には日宇弥五郎入道覚心の名があり、同一人物と考えられる。「新撰土系録」卷之五十三の日宇氏系譜¹⁶⁸によると、日宇氏初代として、日宇與左衛門を挙げ、日宇村より宮村に来て住したとある。

早崎五郎藏人入道とある早崎氏について、外山は高木郡南部の早崎氏¹⁶⁹としているが、太田の研究¹⁷⁰や瀬野精一郎の研究¹⁷¹には肥前国の御家人や在地領主など武士の家系として早崎氏の存在を見出すことはできない。外山が早崎氏を高木郡つまり高来郡のことと思われるが同郡南部の氏族としている根拠は、単純に早崎半島(瀬詰崎)や早崎瀬戸(早崎海峡・瀬詰ノ瀬戸)がある南島原市口之津町早崎名¹⁷²という地名の存在から想起したものと考えられる。早崎五郎藏人入道及び早崎氏の存在は現時点では不明である。

今富彦三郎入道、同十郎入道とある今富氏は、第一章第一節第三項一を参照されたい。

庄山又次郎とある庄山氏は管見による限り不明である。

⑦ 暦応四年(一二四二)五月二十日

「深堀家文書」に収載される暦応四年五月廿日付の「一色道猷書下」¹⁷³に記す大村太郎と長与民部二郎入道による使節節行である。この史料は暦応四年五月二十日に室町幕府初代九州探題の一色道猷(範氏)が沙弥の名でそれぞれ、大村太郎と長与民部二郎入道に宛てた書状である。当文書は使節各一名に別に発給した文書(つまり二通)である。

深堀孫太郎入道明意の遺領をめぐっての争いに際して、九州探題一色道猷は、南北朝動乱の最中にもかかわらず、



写真1-3 長崎市平山町・竿浦町

私事で問題を起こすのは誠に遺憾である。直ちに日宇弥五郎入道（長与民部二郎入道宛宛文書中に記載）とともに現地に臨み、狼藉を止め、探題の下に出頭し、両者を対決させよ。もし無視するのであれば、その旨誓文をもって報告せよとしている¹⁷⁴。これは次の⑧の使節遵行に繋がっていく。

大村太郎と日宇弥五郎入道は年代的にみて前掲⑥の「深掘家文書」に収載される建武元年（一三三四）十月十七日付の「大友貞載書下案」に記す彼杵大村太郎、日宇弥五郎入道と同一人物と考えられる。

長与民部二郎入道とある長与氏は、肥前国彼杵郡長与村（現長与町）を本貫とする氏族であり、地頭御家人の家系である。蒙古襲来に際し、勲功があり、「豊後国凶田帳」に見える肥前国御家人長与右馬次郎家経の家系にあると思われる。また、「東福寺文書」永仁七年（一二九九）六月二十六日の鎮西探題裁許状に使節として長与次郎左衛門尉

家綱が登場する。また「楠木合戦注文」には長与浦名主民部次郎、長与左衛門三郎入道、長与覚道房、長与民部次郎などが登場する¹⁷⁵。長与氏の家系については、「新撰士系録」卷之二十六の長井氏系譜¹⁷⁶には平安時代末期の源平争乱時に平家方の武将として活躍した齋藤實盛の子孫永井長門守平家泰を初代とする。第二章第二節を参照されたいが、この永井長門守平家泰とは、官途名と名前から、「福田文書」に収載される南北朝時代の正平十八年（一三六三）彼杵庄南方一揆連判状断簡写に記す「同所ノ」長門守家泰と同一人物と推定される。「大村郷村記」第四卷「第二十六 長與村」舊來地頭之事¹⁷⁷には、「長與村は往古より長與家代々の領地なり、長與の元祖は上方の者成る由、何の比にや當國に來り、長與村の地頭と成り、在名を以氏とし、代々此所に住す、始祖長門守家泰、（後略）」とある。前掲「新撰士系録」長井氏系譜でも永井長門守平家泰を系譜上は初代としているが、先に述べたように長与村には、既に家泰以前にも長与氏の存在が認められ、御家人と

しての活動が確認される。長与氏は、戦国時代から近世初頭の長与軍助純親が名字を長井に改め、大村藩士の家系として存続した。

⑧ 暦応五年（一三四二）三月二十日

「深堀家文書」に収載される暦応五年（一三四二）四月 日付の「深堀時広申状并具書案」⁽¹⁷⁸⁾によれば、深堀三郎五郎時広の言上の内容として、同年三月十一日と二十二日に一族の深堀五郎次郎時元及びその弟孫五郎清時、更にその与力人河原源六と同弟又六、伊佐早四郎、樞平次入道以下の者が戸町浦内の平山澤浦（現長崎市平山町周辺）に乱入し、苜麦をした上、刃傷狼藉を行った。これについて、深堀時広は初度の放火狼藉がされた十一日後に九州探題に訴えた。早速、探題府の侍所であり探題一色道猷配下の小俣道刺は長与民部二郎入道と小宮三郎の兩人を使節として対応を図った。これは恐らく探題の一色道猷が配下の小俣道刺に命じたものと考えられる。「深堀家文書」に収載される暦応五年（一三四二）三月二十日付の「小俣道刺書下」⁽¹⁷⁹⁾である。これは、暦応五年（一三四二）三月二十日に九州探題侍所の小俣道刺が沙弥の名で、長与民部二郎入道と小宮三郎にそれぞれ宛てた書状である。当文書は使節各一名に別に発給した文書（つまり二通）である。

この兩人については「深堀家文書」に収載される暦応五年（一三四二）四月 日付の「深堀時広申状并具書案」⁽¹⁸⁰⁾の中に、

二通 兩使 一方 長与民部次郎入道定勝

一方 小宮三郎通廣 等請文 正文奉行所在之、

とあり、長与民部二郎入道と長与民部次郎入道定勝、小宮三郎と小宮三郎通廣は共に同一人物であったことが分かる。しかも、同史料には、実際に長与氏と小宮氏兩人が戸町浦内の平山澤浦を訪れ、放火狼藉の検分を行ったと記している。

長与民部次郎入道定勝とある長与氏は前掲⑦を参照されたい。

小宮三郎通廣とある小宮氏は太田¹⁸¹によると、藤原姓日向氏の一族とする。肥前国長嶋荘（現武雄市）を領した日向太郎通良、肥前権守幸通の弟を小宮三郎とする。当該期の小宮三郎とは別人と考えられる。日向太郎通良は、平安時代末期の平治元年（一一五九）に大宰大貳平清盛と肥前国衙に対し、杵島地方を中心に反乱を起こし、清盛の重臣筑後守平家貞に追討された。太田は、小宮通経の子、二右衛門三郎景広が肥前国高来郡福田村（現諫早市福田町）の地頭職を賜り、下向し、景広の弟左衛門五郎が伊佐早田結村（現諫早市飯盛町里の田結地区）の地頭職を賜ったとする。また、小宮氏が時代が下って徳川時代（近世）、大村藩に家系が存在したと指摘している。

三、当該期における使節遵行の意義

多田¹⁸²によれば、

そもそも九州における当初の使節遵行は、各国の守護に命じる制度であった。それが六波羅探題の設置により、同探題が管内の守護代に直接指令を下す制度を新たに創出した結果、ここに関東の指令は守護、六波羅のそれは守護代という、使節遵行上の原則が確立する。しかし武藤氏の守護国だけは例外で、同氏のいわゆる「府守護所」は律令制度の機構である大宰府と一体化していたために六波羅探題もこれには介入できなかつたとみえ、関東と同じく守護武藤氏本人に使節遵行を命じていた。また大宰少貳でもある武藤氏は、大宰府の機構を掌握していたがために自己の守護国以外での使節遵行をも命じられることになった。ところが、蒙古襲来を契機とする訴訟制度改革とともに、こうした使節遵行制度も改革がなされることになる。すなわち弘安九年（一二八六）の鎮西談議所設置以降、関東・六波羅探題の使節遵行命令はすべて、この鎮西談議所に下されるようになったのである。そこでこの鎮西談議所においては、関東・六波羅の指令を執行するための使節遵行制度が確立された。それが、①守護に命じるという従来の制度を踏襲した方法と、②各国の在地御家人を適宜指名・派遣するという、談議所が新たに創出した方法なのである。

とする。

続いて、多田(18)は、

すなわち当初の守護に命じる制度から、鎮西探題では九州土着の国御家人を基盤とする制度へと変質しているという問題についてである。この疑問は、鎮西探題における使節遵行制度の淵源を、右の②に求めれば水解除る。つまり、九州土着の国御家人を基盤とする鎮西探題の使節遵行制度は、鎮西談議所が創出した結果を継承・発展させたものと考えられるのである。

としている。

多田の論は実に卓見である。前掲「二、大村地方と関係がある御家人による使節遵行」において、①から⑧の使節遵行について分析を試みたが、正に多田が言うように、②各国の在地御家人を適宜指名・派遣するという、談議所が新たに創出した方法。鎮西探題では九州土着の国御家人を基盤とする制度へと変質していることを証明している。多田作成の図1-4が示すとおり、《弘安九年以降》の姿が使節遵行の根源とすることができるとしている。

また、瀬野精一郎は肥前国における在地土豪から御家人を判定する根拠を五項目の基準としている。

- 一、鎌倉幕府よりの所領所職の安堵の下文を有すること。
- 二、肥前国御家人と明記されていること。

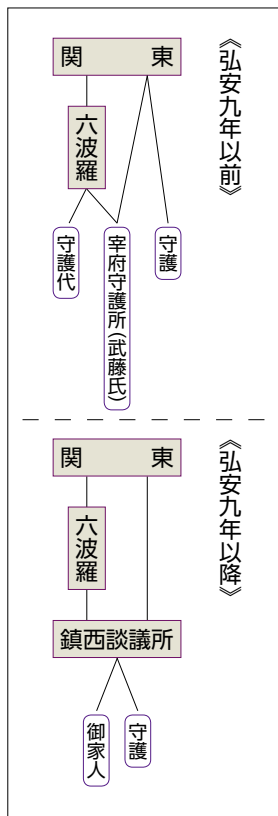


図1-4 使節遵行の形態の変遷

【註】多田 誠「鎌倉時代 九州における使節遵行制度の変遷について」(上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館 2001年 168頁)から転載

- 三、鎌倉御家人役を勤仕している確証があること。
- 四、鎌倉幕府より恩賞地の給付を受けていること。
- 五、その他御家人と認

められる確証あるもの。

蒙古襲来後設置された鎮西探題はその職務を執行するに当たり、使節に命じて、訴訟の際の尋問、命令の伝達、催促などを行わせているが、それら使節を委任された者は、有力な在地御家人であった。「近衛家本追加」所収正安二年（一二三〇）七月五日の鎮西探題北条実政に対して訴訟に関する指示を与えた関東御教書の一カ条に、「一 召文事、停止国雑色、可被仰当国守護并近隣地頭御家人等事」というのがある。すなわち訴訟の際召文を発給する時、従来の国雑色（古代、国衛で雑務を行った者、中世荘園の管理者で雑掌）に命じて召文を取り次がせることを停止し、守護及び近隣の地頭御家人に命じて催促させることを定めている。したがって鎮西探題から使節を委任された者は、先述の御家人判定の条件を備えていることによって、御家人であることが確認されたものが多い¹⁸⁴。

正に瀬野の論を裏付けるように、本稿で取り上げた使節遵行は、正安二年（一二三〇）以降のものであり、使節を地頭御家人が勤仕したことが明らかとなる。

前掲「二、大村地方と関係がある御家人による使節遵行」において、①から⑧の使節遵行について分析を試みた結果が表1-2である。

表1-2を見ても明らかのように、まず発令者及び発給者は鎌倉時代においては鎌倉幕府の鎮西探題及びその関係者であり、南北朝時代においては、鎌倉幕府滅亡直後の建武元年（一三三四）の肥前国守護を除いて、鎌倉幕府の鎮西探題の役割を室町幕府において継承した九州探題及びその関係者である。使節については、鎌倉時代末期には、使節は両使つまり二人の武士を指名する形式¹⁸⁵になっており、鎌倉幕府滅亡直後の建武元年（一三三四）の約一人を除いて、暦応四年（一二三四）は三人であるが、二人となっている。

使節の中で勤務数が多い御家人は、肥前国においての藤津荘や彼杵荘といった当該期の本拠地や居所の問題は別として大村氏であることは一目瞭然であり、次に今富氏、日宇氏、長与氏が続くが、共に後年大村地方と関係が深い氏族であり、ほかにも横大路氏、宮村氏といった御家人が勤務していることが明らかである。

表1-2 鎌倉時代から南北朝時代における彼杵荘を中心とした御家人による使節遣行

	元号年.月.日 (西暦)	相論の対象	発令者・ 発給者	使節	典拠
①	嘉元4. 4.11 (1306)	肥前国小値賀・ 浦部地頭代長中、 青方四郎入道致 放火狼藉由事	平岡為政 (肥前国守護代、 鎮西探題引付衆)	大村太郎 (平家直) 多久小太郎	『青方文書』
②	延慶2.9.16 (1309)	肥前国杵島南郷所務 条々事	北条政顕 (鎮西探題)	高木六郎 大村太郎	『仁和寺文書』
③	文保2.11. 2 (1318)	肥前国戸町 内杉浦事	北条随時 (鎮西探題)	大村彦太郎 白石次郎入道	『深堀家文書』
④	正中2.12.13 (1325)	肥前国大豆津別符事	北条英時 (鎮西探題)	肥前国守護代 親政 横大路小次郎入道西迎	『大川文書』
⑤	嘉暦2.10.16 (1327)	肥前国大豆津別符事	北条英時 (鎮西探題)	矢保彌藤太 宮村彦次郎入道	『大川文書』
⑥	建武1.10.17 (1334)	肥前国彼杵庄内 日波・鹿皮両村	大友氏泰 (肥前国守護) 文書発給者は、 大友貞載	斎藤遍正 (肥前国守護代) 彼杵大村太郎 塚崎後藤又次郎 同後藤彦三郎 有間彦五郎入道 日宇弥五郎入道 大村三郎入道 早崎五郎蔵人入道 今富彦三郎入道 同十郎入道 庄山又次郎 以下近隣輩	『深堀家文書』
⑦	暦応4.5.20 (1341)	深堀孫太郎入道明意 跡	一色道猷 (範氏) (九州探題)	大村太郎 長与民部二郎入道 日宇弥五郎入道	『深堀家文書』
⑧	暦応5.3.20 (1342)	肥前国戸町浦内 平山澤浦	一色道猷 (範氏) (九州探題) 文書発給者は、 小侯道剩 (探題府侍所)	長与民部次郎入道定勝 小宮三郎通廣	『深堀家文書』

1 『青方文書』は瀬野精一郎校訂『青方文書』第一(史料纂集 古文書編)(続群書類従完成会 1975年)所収参照

2 『仁和寺文書』は竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第三十一巻(東京堂出版 1985年)所収参照

3 『深堀家文書』は佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四巻(佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 1995年)所収「深堀家文書」参照

4 『大川文書』は竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第三十八巻(東京堂出版 1989年)所収参照

鎌倉時代から南北朝時代という時代は所領をめぐってそれぞれの御家人や荘園領主との間に争い（相論）が頻発した時代でもあった。九州地方においては鎮西探題、守護、九州探題が解決を行い、その判決結果を御家人が使節（両使）として、被告となった御家人や荘園領主に伝える役割を担った。現時点では、使節遵行に際して、鎮西探題、守護、九州探題などが御家人の中からのように使節を選考し、任命したのか、その過程は管見による限り不明である。ただし、一つ言えることは、当局によって、使節に選考され、任命された御家人はその在地において勢力があることを認められた氏族であるということであろう。それは相論の被告に判決結果等を下知するには、被告を納得させるだけの力を有する御家人でないことであろう。この点において、使節に任命された大村氏を中心とした当該の御家人は有力であったと言える。

（盛山隆行）

■三、「楠木合戦注文」裏書文書にみる彼杵庄の小領主たち

一、彼杵庄の一分領主

彼杵庄は鎌倉末期には京都東福寺領であったために、彼杵庄に関する記録が東福寺文書のなかに数多く存在する。その中でも「彼杵庄文書等」と題した記録には、鎮西下知状が彼杵庄内の少領主たちに回された際、その下知状の正文・案文の別、回された年月日、その下知を受けた小領主の面々が次のように記される。

肥前国彼杵庄雑掌所給鎮西御下知事

一通正文 当庄大村一分領主十郎入道分 元応元年十月六日

一通正文 同村一分領主孫九郎盛純分 同年同日

一通正文 同村一分領主日宇小次郎入道分 同年十月廿二日

一通正文 同村一分領主武松七郎入道分 同年同日

一通正文 同庄河棚浦一分領主中山四郎入道永心分 同年十六日

編集上の都合により掲載できません

写真1-4 「楠木合戦注文」鎌倉時代の彼杵庄の小領主たち
(公益財団法人 前田育徳会所蔵)

- 一通 正文 同浦一分領主源五郎入道々永分 同年同日
- 一通 案分 同浦一分領主三位房跡分 同年同日
- 一通 案分 同浦一分領主七郎盛俊分 同年同日
- 一通 案分 同庄今村津田□浦一分領主伊佐早十郎持通 同年同□
- 一通 案分 同庄今富□□主秋月九郎吉純分 同年□□廿二日
- 一通 案分 同庄雪浦□□三嶋一方領主田河彦太郎分 同年同日

右 目錄如件

元応二年□月廿七日

鎮西下知状が元応元年(一三一九)十月六日から大村十郎入道をはじめとする一一名に順次回されたことが分かる。その一一名にはそれぞれの居住地が記され、鎌倉末期の彼杵庄内の地域構造を伝える極めて貴重な史料である。

大村地域には大村十郎入道、大村孫九郎盛純、日宇小次郎入道、竹松には武松七郎入道、今富には秋月九郎吉純、南部の三浦には伊佐早十郎持通の名が見える。川棚には中山四郎入道永心、河棚源五郎入道道永、河棚三位房の後継者、河棚七郎盛俊等が並存し、西彼杵半島では外海・雪浦の田河彦太郎一人が名を馳せている。

その多くは「一分領主」と記されることから、小規模地域を統治する領主として存在した。鎌倉末期の彼杵庄内の実情の一端がうかがえる。

二・裏書文書に六〇名の小領主たち

東福寺文書には「楠木合戦注文」⁽¹⁸⁶⁾と題した記録の裏書文書がある。「楠木合戦注文」の記載内容のうち、東福寺の僧・良覚が博多で鎌倉幕府討伐の動向を見聞し記録した部分を『博多日記』と別称するが、そこには第二章第一節で触れた江串三郎入道の拳兵が記されている。

その裏面には、鎮西探題等の下知状が彼杵庄内の小領主に回された年月日、その触れを受けた豪族名が記される。この裏書文書により彼杵庄の小豪族たちの顔ぶれが更に分かるのである。記録年代は、正和三年(一三二四)から嘉暦三年(一三二八)の一五年間に及び、その数は六〇名を数える。

この「楠木合戦注文」裏書文書(裏書文書と仮称する)に登場する六〇名を中心に、冒頭に引用した元応二年「彼杵庄文書等」に記される二一名、それにほぼ同時期の鎌倉末期の諸記録に記される小豪族⁽¹⁸⁷⁾を地域別に分類し一覧化すると表1-3のとおりである。

表1-3に基づき鎌倉時代末期の大村地方を中心とした地域構造を検討してみたい。

まず大村地域に注目すると、元応元年(一三一九)の鎮西探題下知状に預かった者として、ここでは大村十郎入道、同孫九郎盛純、日宇小次郎入道の三名を知り得るに過ぎなかった。これに加えて裏書文書では、正和三年(一三二二)から嘉暦三年(一三二八)の一五年間に九名の小領主が登場する。そのうちには元応元年に見える三名はすべて含まれている。

一三二〇年代の大村地方には、大村姓を主とする九名ほどの小領主が並存していた。その中でも元応元年の時点で「二分領主」と記される大村十郎入道、大村孫九郎盛純は、裏書文書によっても鎮西探題北条随時(遠江守)の「遠州御下知」を受けたことが分かる。下知状を受けた一三名の者たちは彼杵庄の有力豪族であったと思われる、そこに位置する大村十郎入道、大村孫九郎盛純は、当地方豪族の筆頭にあつたのであろう。

したがって鎌倉末期の大村地方の情勢は、大村氏が一円領主として当地方を支配するという状態には未だ至って

いなかった。

気にかかるのは、大村地方の一分領主として元応元年に日宇小次郎入道、その六年後の正中二年に日宇小次郎入道跡の二名が登場することである。正中二年の人名には「跡」と付されることから日宇小次郎入道の後継という意味である。続けて「今者、平太入道」との書込みがあるので、後継者は日宇平太入道と名乗った。平太入道についても裏書文書に「大村一分領主」と記される。とすれば日宇氏が親子二代にわたり大村の一分領主であった。

その本貫地について、『青方文書』の永徳四年（一三八四）二月二十三日松浦一揆契諾状の署名者に「ひう越前守純」という人物が見える。松浦党の一員とすれば、この時点では現在の佐世保市の日宇地区に居住したと思われる。大村の一分を領した日宇小次郎入道とその子・日宇平太入道は後に日宇に移動したのであるか。それとも日宇の地を本貫地としながら大村をも領したのか。この点は不明ながら、いずれにしても日宇氏は大村地方に地縁をもった領主であった。

日宇と大村との関係について想起されるのは、正平十九年（一三六四）から同二十五年までの間に、大村地方の大上戸川端で写経された「大般若経」である¹⁸⁹。その第三〇巻と第五八七巻の奥書には日宇に関わる次のような書込がある。

肥前州彼杵庄日宇浦松尾権現宮御本校合畢、建徳二年五月廿六日 沙門勢恵（第三〇巻）

校畢 皆建徳第二曆黄鐘上旬之後、於肥前州彼杵庄□宇浦松嶋坊中、為天下□□□興隆善根（第五八七巻）

第三〇巻奥書により写経後の校合作業を、日宇浦の松尾権現宮所蔵本を用いて行っている。恐らくその場所が第五八七巻奥書に見える「肥前州彼杵庄□宇浦松嶋坊中」であったと思われる。「彼杵庄□宇浦」と一字判読不明であるが、「日宇浦」としてまず間違いはない。

大村での写経を終えた後に完璧を期すための校合作業が、なぜ日宇の松尾権現所蔵経を用い日宇浦の松嶋坊で行われたのか、恐らく両地に何かの関係があったからであろう。それは先に述べた日宇氏が大村一分領主であったと

他文献所載	出典
大村七郎太郎 永岡四郎法師法名眼覚	「福田文書」嘉禎三年十二月廿九日関東御教書案 「東福寺文書」元亨二年十二月二十五日鎮西探題裁許状
今富次郎 子息今富三郎・四郎 今富彦三郎 今富十郎入道 武松七郎入道	「福田文書」嘉禎三年十二月廿九日関東御教書案 同 「深堀家文書」建武元年十月十七日大友貞載書下案 同 「東福寺文書」元応二年三月十二日鎮西探題御教書
江串三郎入道	「楠木合戦注文(博多日記)」正慶二年三月十七日条
千綿太郎 千綿九郎入道純西 彼杵次郎入道行蓮	「福田文書」嘉禎三年十二月廿九日関東御教書案 「東福寺文書」正和三年十二月十二日鎮西探題裁許状 「東福寺文書」正和四年二月十六日鎮西探題裁許状
河棚三郎入道 河棚源三郎入道 河棚又六入道道性 河内弥五郎入道観盛 波佐見左衛門太郎	「東福寺文書」永仁七年六月二十六日鎮西探題裁許状 「橘中村文書」正中二年八月二十九日鎮西探題裁許状 「東福寺文書」正和四年七月二十七日鎮西探題裁許状 「東福寺文書」正和四年七月二十二日鎮西探題裁許状 『青方文書』正安三年六月十九日鎮西探題御教書案
宮村諸次郎通兼	「東福寺文書」永仁七年六月二十六日鎮西探題裁許状
日宇弥五郎入道覚心	「深堀家文書」元徳二年十一月十三日鎮西探題御教書案 「深堀家文書」建武元年十月十七日大友貞載書下案

表1-3 鎌倉時代の彼杵庄の小領主たち

地域	元応二年彼杵庄文書等	〔楠木合戦注文〕裏書文書	初出年代
大村	大村十郎入道 大村孫九郎盛純 日宇小次郎入道	大村彦太郎純世子息純童丸	正和三
		永岡四郎入道	元亨三
		大村十郎入道	正中二
		大村孫九郎入道	同
		大村彦太郎跡	同
		大村五郎太郎	同
		日宇小次郎入道跡	同
		大村平太郎	嘉暦三
		大村青池小次郎入道	嘉暦三
今富	秋月九郎吉純	今富又次郎入道	元亨三
		秋次九郎次郎	正中二
		田崎次郎入道	同
		今富十郎入道	嘉暦三
竹松	武松七郎入道	武松七郎入道	正中二
今村	伊佐早十郎持通		
江串			
千綿		千綿九郎入道純西	嘉暦三
彼杵		彼杵弥次郎	正中二
		彼杵弥三郎	同
		彼杵弥六	同
		彼杵七郎	同
		彼杵四郎左衛門	同
川棚	河棚源五郎入道道永 河棚七郎盛俊 中山四郎入道永心 河棚三位房跡	河棚源五郎入道	正中二
		河棚七郎盛俊	同
		河棚源三郎	同
		河棚十郎次郎盛明	同
		河棚又六入道	嘉暦三
		河内弥五郎入道	同
波佐見		波佐見彦次郎	正中二
		波佐見彦四郎	同
		波佐見一童丸	同
		波佐見次郎忠平	嘉暦三
宮村		宮村諸次郎跡	嘉暦三
針尾		針尾兵衛太郎入道覚実	正中二
日宇		日宇弥五郎入道	正中二

他文献所載	出典
早岐又三郎清氏	「山代文書」弘安八年八月十九日肥前国守護北条時定書下
早岐蔵人広能	「東福寺文書」永仁七年六月二十六日鎮西探題裁許状
早岐五郎蔵人入道	「深堀家文書」元徳二年十一月十三日鎮西探題御教書案
伊木力兵衛二郎	「深堀家文書」貞和四年六月十四日一色道猷書下
時津四郎	「福田文書」嘉禎三年十二月廿九日關東御教書案
長与右馬次郎家経	弘安八年豊後国田帳飯田郷恵良本村十六町小肥前国御家人
長与左衛門尉家経	「河上神社文書」永仁二年七月十五日源相政小野高意連署奉書
戸町藤次	「福田文書」嘉禎三年十二月廿九日關東御教書案
戸町俊長・俊房	「深堀家文書」正応三年十一月日深堀時仲代沙弥某申状
戸町俊基・俊能法師	「深堀家文書」文保二年五月二十九日和与状

地域	元応二年彼杵庄文書等	〔楠木合戦注文〕裏書文書	初出年代
早岐		早岐蔵人入道	正中二
伊木力		伊木力三郎入道	嘉暦三
時津		馬場七郎入道 時津九郎入道 時津彦九郎 時津六郎入道 時津七郎太郎 時津弥七郎入道	元亨三 同 同 同 同 同 嘉暦三
長与		長与民部次郎 長与覚道房 長与左衛門三郎入道	正和三 正中二 嘉暦三
福田		福田又五郎入道 福田三郎	元亨三 同
戸町		戸町諸二郎	元亨三
深堀		深堀弥太郎 深堀平五郎 深堀又五郎	正中二 元亨三 同
面高		面高弥四郎入道 面高九郎入道	正中二 同
雪浦	田河彦太郎	田河彦太郎 田河六郎 中山四郎入道	正中二 同 同
神浦		神浦戸町又三郎跡 神浦源藤次	正中二 元亨三
瀬戸		世戸又五郎 世戸七郎	正中二 同
伊佐早		伊佐早三郎跡	元応元

いう地縁が、この写経校合作業にも及んだのではなかったのか。日宇氏が大村を領した時代から五二年後のことである。

大村地域は大村氏が大勢を占める中、日宇氏以外に永岡四郎入道という人物もいた。同氏は東福寺文書の元亨二年(一二三二)鎮西探題裁許状に「地頭永岡四郎法師法名眼覚」として登場する。地頭職にある鎌倉御家人であった。この人物の存在より八年後に江串村の江串三郎入道が尊良親王を奉じて鎌倉幕府倒幕の兵を挙げる。その主要人物の一人・彌次刑部を大村の山中に追い込んで捕縛したのは、永岡三郎入道であった。この人物は四郎入道の一族か子息と思われる。四郎入道が地頭として幕府の立場にあったから、その系統を引く三郎入道も拳兵に加わることもなく、むしろ江串勢を討伐する立場をとったのであろう。

大村に隣接する今富、竹松、今村(三浦)には、今富氏、秋月氏、田崎氏、武松氏、伊佐早氏がいた。今富の秋月氏は裏書文書では「秋次」として二度登場する。二度とも「秋次」と記されるから「秋月」の誤記ではないが、秋月氏と秋次氏、当時の発音の関係から同一氏をこのように標記したものと思われる。

『大村郷村記』福重村も中世の名残を僅かばかり次のように伝える。

一今富村往古今富氏知行す、嘉禎三丁酉年十二月十九日、關東の御教書に、肥前國彼杵莊御家人等ハ、右大將家の時令勤仕京都大番と有之、右人數大村七郎太郎丹後守親澄
小字七郎太郎・千綿太郎・時津四郎・長崎小太郎・浦上小大夫・同三郎・戸田藤次・今富次郎・同三郎・同四郎なり、

ここに見える嘉禎三年十二月十九日「關東御教書」は、福田文書の弘安六年(一二八三)十二月一日付の關東裁許状写(18)の中に引用され、「郷村記」の編者はこの「關東御教書」を実際に目にしたのであろう。同様に千綿太郎の本貫地である『大村郷村記』千綿村にも、嘉禎三年の「關東御教書」が引用され、同村の由緒が述べられている。

嘉禎三年(一二三七)の時点では、今富には今富次郎・三郎・四郎が鎌倉御家人として存在し、京都大番役も勤めている。それより八二年後の元応元年(一二一九)には、先の東福寺文書によって秋月九郎吉純が今富地区を領

していた。今富氏とこの秋月氏がどういった関係になるのか全く不明である。

現在の三浦地区の今村には、伊佐早十郎持通の名が見える。表1-3の末尾に伊佐早領主として伊佐早三郎跡なる人物を挙げたように、本来、同氏は伊佐早を本貫地とするが、その勢力は隣接する今村にまで及んでいた。

元応二年の「彼杵庄文書等」目録では、「同庄今村津田□浦一分領主伊佐早十郎持通」と記され、その居所の文字が数字判読不明であるが、現在残る地名から「今村津田川内浦」と復元できる。近世大村藩では当地域を津田川内浦、日泊浦、溝陸浦の三つの浦があることから三浦村と名付けた。しかし裏書文書が「今村津田川内浦」と称していることは、中世のこの当時は津田川内を含む地域を「今村」と総称していた。今村は現在、三浦地区の中でも諫早市寄りの一画を指す地名となっている。しかし中世期には近世にいう三浦全体を指す地名であったと思われる。

川棚には河棚氏三氏と共に元応元年には中山四郎入道永心がいる。この人物は表1-3に示すように裏書文書では正中二年に雪浦の小領主としても登場する。同一人物と思われるが、川棚・雪浦のどちらかに本貫地を置きながら遠隔地に所領を有したのであろう。

遠隔地に所領を有したことが明確に分かるのは針尾氏である。針尾兵衛太郎入道覚実は正中二年の「遠州下知」が回された一三名のなかに名を連ねる。そこには「江上小鯛鈴田領主」と注記される。針尾氏はその名のとおり針尾島の領主であった。江上・小鯛がその地に当たり、大村湾の出入り口の小鯛の地に城を構えた。

小鯛の東南部に当たる隣接地・明星ヶ鼻から文治五年(一一八九)の銘をもつ経筒が出土し、その埋経者は針尾氏と想定されている¹⁹⁰。そうなるかと鎌倉時代初期からこの地を治めていた。



写真1-5 鈴田地区針尾の現風景(大村市岩松町)と針尾橋のプレート

この両地に加えて鈴田領主とも記される。現在の太田市鈴田地区の岩松町針尾に比定できる。寛政末期から文化年間の一八〇〇年前後に描かれた大村藩領絵図にも、その地のやや山間部に「針尾」の書込がある。現在でもこの一帯を針尾という。針尾氏の所領であったためにそれが地名として残り、針尾氏所領の名残を留めている。

同様に長与右馬次郎家経も所領を遠隔地に所有する者として注目される。弘安八年（一二八五）豊後国田帳に「飯田郷惠良本村十六町三段小肥前国御家人長与右馬次郎家経」と見え、長与を本貫地としながら豊後国飯田郷に所領を有した。弘安八年という時期から、御家人として蒙古合戦の恩賞地として得たのであろう。

西彼杵半島の外海地区の雪浦は田河氏が統治した。近世の編纂になる『大村郷村記』雪浦村にも中世の片鱗を次のように触れている。

雪の浦は往古より田川家代々の領地なり、田河左近将監・同掃部介領主たるよし、正平十八年・應安五年一揆連判状にあり

同村の中世に遡る由緒を記し、当地が田河氏の所領であったこと、南北朝期の彼杵一揆の盟約を結んだことを伝える。

表1-3を通じて彼杵庄内の小領主の分布具合が見えてくる。南から大村・武松・今富・江串・彼杵・河棚・波佐見・宮村の各氏がそれぞれの地を統治した。近世にはこの小領主達が居住し統治した地が一つの村落となり、大村藩領を構成することになる。近世の村の概念はこの時期の小領主達が統治する範囲を基礎として成立したことが分かる。鈴田、松原地域には小領主名が見えない。

ただ松原村は鎌倉御家人の工藤祐経が、建久元年（一一九〇）に日向国地頭に任ぜられた際に、源頼朝から国中に三〇カ所の所領を賜った中に「肥前国松原郡内百町」とある¹⁹¹。

松原村は鎌倉初期には御家人工藤祐経の所領となっていた。その代官としてこの地に居住したのが松原伊東家である¹⁹²。

西彼杵半島の外海地域には、北部から面高氏、田河氏、神浦氏、世戸氏の諸氏が、大村湾の奥まった地域（近世の向地）には時津氏、長与氏がそれぞれに並存した。

ところが大村湾の内海一帯には全く小領主は登場しない。近世の編纂になる『大村郷村記』八木原村には由緒の項に、

八木原備中入道祐法地頭たり、其子備中、其子右馬大夫、其子庄右衛門、慶長年中高六拾九石九斗貳舛知行すと八木原氏の中世からの知行を記す。初代の備中は地頭と鎌倉期に遡る如き記述をするが、慶長期から遡る代数からしても、とうてい初代を鎌倉期とするのは不可能であり、戦国初期頃からの知行であろう。

西彼杵半島は耕作地に乏しい地域である。それは内海のみならず外海の地域でも同様であった。そのような同じ環境にありながら内海地区には小領主が存在しないのに対して、外海地域には前記のような面高氏、田河氏等の豪族が発生し得たのか。恐らく外洋に面した地域であるがために、海の民として生きていく業を備えていたのであろう。

（久田松和則）

註

- (1) 大村市史編さん委員会編『新編 大村市史』第一巻「自然・原始・古代編」(大村市 二〇二二)、対外関係史総合年表編集委員会編『対外関係史総合年表』(吉川弘文館 一九九九)など。
- (2) 大村市文化財保護協会大村の歴史編集委員会執筆・検討、大村市教育委員会編『大村の歴史』(大村市教育委員会 二〇〇三)
- (3) 満井録郎「第二編 歴史 第三章 鎌倉時代 第一節 九条家領彼杵庄」(東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌』水と緑と道 上巻 東彼杵町 一九九九)、外山幹夫「第5章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎 第2節 律令制の瓦解と長崎」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一巻「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇二二)
- (4) 前掲註(3)
- (5) 前掲註(3)
- (6) 外山幹夫「中世編 第1章 鎌倉時代の長崎 第1節 鎌倉幕府と在地領主」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一巻「自

- 然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇二三)
- ⑦ 清水 亮「第二部 鎌倉幕府御家人制の地域的展開 第四章 初期鎌倉幕府の九州支配における没官領地頭の意義」九州における天野氏の地頭職獲得過程」清水 亮「鎌倉幕府御家人制の政治史的研究」校倉書房 二〇〇七)
- ⑧ 前掲註(7)
- ⑨ 前掲註(7)
- ⑩ 前掲註(7)
- ⑪ 飯田久雄「平氏と九州」(竹内理二博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』吉川弘文館 一九六九)
- ⑫ 大村市史編さん委員会編『新編 大村市史』第一巻「自然・原始・古代編」(大村市 二〇二三)
- ⑬ 前掲註(7)
- ⑭ 森本正憲「中世成立期における肥前地方の情勢」(川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論巧』文献出版 一九八七)
- ⑮ 前掲註(6)
- ⑯ 瀨野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)、瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人」(二)肥前国御家人の抽出」(瀨野精一郎「鎮西御家人の研究」日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- ⑰ 外山幹夫「第一部 領主制の発展 第一章 肥前大村・長崎両氏の出自と発展」(外山幹夫「中世九州社会史の研究」吉川弘文館 一九八六)
- ⑱ 瀨野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ⑲ 前掲註(17)
- ⑳ 前掲註(18)
- ㉑ 前掲註(18)
- ㉒ 前掲註(18)
- ㉓ 前掲註(18)
- ㉔ 前掲註(12)

- 44 前掲註(18)
 第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三
- 43 前掲註(18)、外山幹夫「付録 福田文書(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六、外山幹夫「第5章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎」第2節「律令制の瓦解と長崎」、外山幹夫「第1章第1節」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- 42 前掲註(17)
 前掲註(18)、外山幹夫「第5章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎」第2節「律令制の瓦解と長崎」、外山幹夫「第1章第1節」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- 41 前掲註(17)、(18)、外山幹夫「第5章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎」第2節「律令制の瓦解と長崎」、外山幹夫「第1章第1節」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- 40 前掲註(17)、(18)
 前掲註(17)、(18)
- 39 前掲註(17)、(18)
 前掲註(17)、(18)
- 38 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一八「新撰士系録」卷之十 複写
- 37 前掲註(18)
- 36 前掲註(34)
- 35 前掲註(18)
- 34 前掲註(18)
- 33 前掲註(18)
- 32 前掲註(18)
- 31 前掲註(18)
- 30 前掲註(18)
- 29 前掲註(18)
- 28 前掲註(17)、(18)
- 27 前掲註(17)、(18)
- 26 前掲註(18)
- 25 前掲註(18)
- 太田 亮「姓氏家系大辞典」第三卷「ナ」(角川書店 一九七六 6刷)
 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究」第一節「肥前国における鎌倉御家人」(二)「肥前国御家人の抽出」(瀨野精一郎「鎮西御家人の研究」日本史学研究会叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)

- 前掲註(18)
前掲註(18)
前掲註(18)、(35)
前掲註(17)、(18)
前掲註(18)
前掲註(18)
前掲註(18)
前掲註(18)
前掲註(18)
小佐々学「小佐々水軍城と西海の城」東アジアの城郭との関わりについて〔海路〕編集委員会編『海路』第11号 戦国・織豊期の九州の城郭 海鳥社 二〇二三)
〔日向記〕卷一(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 統群書類従完成会 一九七五)
大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一六八 「新撰士系録」卷之五十六 複写 「伊東氏系譜」
大村市教育委員会企画・編集、大村市文化財保護協会執筆・検討「大村市の文化財」(大村市教育委員会 一九九五 第2版)
前掲註(54)
山本 清編 日本歴史地名大系第三三卷『島根県の地名』(平凡社 一九九五)
安田元久「伊東氏」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一卷(あーい) 吉川弘文館 一八七九 第一版第一刷)
鈴木堂三・鈴木良一編 日本歴史地名大系第一四卷『神奈川県の名』(オンデマンド版)〔平凡社 二〇〇四)
五味克夫「京都大番役」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四卷(きーく) 吉川弘文館 一九八四)、「京都大番役」(高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』第二版 角川書店 一九九五 第二版二六刷)、三田武繁「第二章 京都大番役と主従制の展開」(三田武繁『鎌倉幕府体制成立史の研究』吉川弘文館 二〇〇七)、伊藤邦彦「第三章 鎌倉幕府守護の職務(権限)」、「第五章 鎌倉幕府京都大番役寛書」(伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究』論考編) 岩田書院 二〇一〇)
前掲註(61)
〔御家人役〕(高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』第二版 角川書店 一九九五 第二版二六刷)
五味克夫「京都大番役」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四卷(きーく) 吉川弘文館 一九八四)、伊藤邦彦『鎌倉幕

- 府守護の基礎的研究【論考編】(岩田書院 二〇一〇)
- 伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【論考編】(岩田書院 二〇一〇)
- 66 瀨野精一郎「京都大番役勤仕に関する一考察」(東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所報』第九号 昭和四九年・一九七四
東京大学史料編纂所 一九七五)
- 67 前掲註(66)
- 68 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (一) 肥前国御家人の抽出 於保氏・高木氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)、太田 亮「於保」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第一卷(アー力) 角川書店 一九七六 6刷)
- 69 太田 亮「城道寺」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 70 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 岸河氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 71 太田 亮「岸川」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 72 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 法浄寺氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 73 太田 亮「尼寺」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第一卷(アー力) 角川書店 一九七六 6刷)
- 74 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 国分氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 75 太田 亮「国分」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 76 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 大財氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 77 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 田所氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 78 太田 亮「田所」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 79 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 綾部氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)

- 80 郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
 瀨野精一郎『第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 古飯氏』(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 81 瀨野精一郎『第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 佐留志氏』(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 82 太田 亮『佐留志』(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 83 瀨野精一郎『第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 別府氏』(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 84 太田 亮『樽美』(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 85 瀨野精一郎『第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 值嘉氏』(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 86 瀨野精一郎『第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 大村氏』(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 87 太田 亮『花木』(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(ナーフ) 角川書店 一九七六 6刷)
- 88 太田 亮『湯江』(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(ナーフ) 角川書店 一九七六 6刷)
- 89 瀨野精一郎『第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 白石氏』(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 90 太田 亮『西川』(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(ナーフ) 角川書店 一九七六 6刷)
- 91 瀨野精一郎『第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人』(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 92 渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』(第一法規出版 一九八一)
- 93 「付録 福田文書」 解説 「二」福田文書』の伝来と発見の端緒』(外山幹夫『中世九州社会史の研究』 吉川弘文館 一九八六)
- 94 「付録 福田文書」二(外山幹夫『中世九州社会史の研究』 吉川弘文館 一九八六)
- 95 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一四四「新撰士系録」卷之三十三 複写 「今富氏系譜」太田 亮今富(太

田 亮『姓氏家系大辞典』第一卷(アーカ) 角川書店 一九七六 6刷、「付録 福田文書」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)

96

太田 亮「丹比」、「戸町」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)、瀬野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 戸町氏」(瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究会叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)、「多治比氏」・「多治比隼守」・「多治比嶋」・「多治比広成」(高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』第二版 角川書店 一九九五 第二版二六刷)、川添昭二監修・重松敏彦編『天宰府古代史年表』(吉川弘文館 二〇〇七)、外山幹夫「中世の長崎 多治比一族の支配 深堀氏の進出」(加藤 章・外山幹夫編『わが町の歴史・長崎』文一総合出版 一九八四)、外山幹夫「第三部 肥前国彼杵郡 第一章 平安末・鎌倉期の長崎」(外山幹夫『中世長崎の基礎的研究』思文閣出版 二〇一一)、外山幹夫「先史・古代編 第5章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎 第2節 律令制の瓦解と長崎」、「中世編 第1章 鎌倉時代の長崎」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)、「付録 福田文書」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)

97

「第十八 千綿村」(藤野 保編『大村郷村記』第三卷 国書刊行会 一九八二)、太田 亮「千綿」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)

98

太田 亮「時津」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)、外山幹夫「中世の長崎 多治比一族の支配 深堀氏の進出」(加藤 章・外山幹夫編『わが町の歴史・長崎』文一総合出版 一九八四)、「付録 福田文書」(『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)

99

大崎市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号) 二〇一一八「新撰土系録」巻之十 複写「長崎氏系譜」、太田 亮「長崎」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(チーワ) 角川書店 一九七六 6刷)、外山幹夫「中世の長崎 多治比一族の支配 深堀氏の進出」(加藤 章・外山幹夫編『わが町の歴史・長崎』文一総合出版 一九八四)、外山幹夫「第三部 肥前国彼杵郡 第一章 平安末・鎌倉期の長崎」(外山幹夫『中世長崎の基礎的研究』思文閣出版 二〇一一)、外山幹夫「先史・古代編 第5章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎 第2節 律令制の瓦解と長崎」、「中世編 第1章 鎌倉時代の長崎」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)、「付録 福田文書」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)

- 100 太田 亮「浦上」(太田 亮「姓氏家系大辞典」第一卷(アーカ) 角川書店 一九七六 6刷)、「付録 福田文書」(外山幹夫「中世九州社会史の研究」 吉川弘文館 一九八六)
- 101 外山幹夫「第一部 領主制の発展 第一章 肥前大村・長崎両氏の出自と発展 第一節 大村氏の出自と発展 二 大村氏の発展 1 鎌倉期の大村氏」(外山幹夫「中世九州社会史の研究」 吉川弘文館 一九八六)
- 102 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一七六「藤原姓大村氏世系譜」複写
前掲註(10)
- 103 大村明子(勝田直子)所蔵
- 104 「大村氏系譜」(齋木一馬・林 亮勝・橋本政宣校訂)「寛永諸家系図伝」第九 続群書類従完成会 一九八六
- 105 「大村氏系譜」(高柳光寿・竹内理三編)「角川日本史辞典」第二版 角川書店 一九九五 第二版二六刷)
- 106 「大村氏系譜」(大村親澄(高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編)「新訂 寛政重修諸家譜」第十二 続群書類従完成会 一九六五)
前掲註(106)
- 107 「九条頼経」(高柳光寿・竹内理三編)「角川日本史辞典」第二版 角川書店 一九九五 第二版二六刷)
- 108 「大村記」(国書刊行会編「史籍雜纂」第一 続群書類従完成会 一九七四)
- 109 藤野 保編「大村郷村記」第二卷(国書刊行会 一九八二)
前掲註(66)
- 110 「大村氏系譜」(大村忠澄(高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編)「新訂 寛政重修諸家譜」第十二 続群書類従完成会 一九六五)
- 111 勝田直子「家紋——大村藩主家の場合——」(大村史談会編「大村史談」第六十三号 大村史談会 二〇二二)
- 112 清水 亮「鎌倉幕府御家人制の政治史的研究」(歴史科学叢書(校倉書房 二〇〇七))
- 113 伊藤邦彦「第五章 鎌倉幕府京都大番役覚書」(伊藤邦彦「鎌倉幕府守護の基礎的研究」【論考編】 岩田書院 二〇二〇)
- 114 外山幹夫「中世の長崎 多治比一族の支配 深堀氏の進出」(加藤 章・外山幹夫編「わが町の歴史・長崎」 文一総合出版 一九八四)、外山幹夫「第三部 肥前国彼杵郡 第一章 平安末・鎌倉期の長崎」(外山幹夫「中世長崎の基礎的研究」 思文閣出版 二〇二二)、外山幹夫「先史・古代編 第五章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎 第二節 律令制の瓦解と長崎」、「中世編 第一章 鎌倉時代の長崎」(長崎市史編さん委員会編「新長崎市史 第一卷」自然編、先史・古代編、中世編)「長崎市 二〇二三)
- 117 「第一章 中世史学の研究動向 II 政治・権力の諸段階」 外岡慎一郎「室町幕府—使節遵行」(佐藤和彦・榎原雅治・西岡芳文・

海津 一朗・稲葉繼陽編『日本中世史研究事典』東京堂出版 一九九七 再版)四七頁

〔118〕 鎌倉・室町期の武家権力(上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館 二〇〇二)

〔119〕 「使節遵行」という語そのものは南北朝以降、すなわち室町幕府の時代における用語であり、鎌倉時代の史料には現在のところ、確認されていないが、この点については、「鎌倉幕府の指令執行手続として、(筆者)多田 誠註・室町幕府の使節遵行」と同様のものが存在しており、便宜上これも使節遵行として取り扱いつながら両者の関係を検討するほうが、研究上メリットがあるように思われる」とする、外岡慎一郎氏の定義に従いたい(前掲註〔17〕による)。

〔120〕 前掲註〔118〕

〔121〕 ①外岡慎一郎「六波羅探題と西国守護―(両使)をめぐって―」(『日本史研究会編『日本史研究』通号二六八 日本史研究会

一九八四)、②外岡慎一郎「鎌倉末〜南北朝期の備後・安芸―幕府・守護・両使―」(『中世史研究会編集委員会編『年報中世史研究』通号二五 中世史研究会 一九九二)、③外岡慎一郎「一四〜一五世紀における若狭国の守護と国人―両使の活動を中心として―」(『敦賀女子短期大学編『敦賀論叢』敦賀女子短期大学紀要 第五号 敦賀女子短期大学 一九九〇)、④外岡慎一郎

「鎌倉末〜南北朝期の守護と国人―六波羅―両使制―再論―」(『大阪歴史学会編『ヒストリア』一三三 大阪歴史学会 一九九二)、⑤外岡慎一郎「使節遵行に関する覚書」(『敦賀女子短期大学編『敦賀論叢』敦賀女子短期大学紀要 第七号 敦賀女子短期大学

一九九二)、⑥外岡慎一郎「使節遵行と地域社会」(『歴史学研究会編『歴史学研究』通号六九〇 歴史学研究会 青木書店

一九九六)、⑦外岡慎一郎「鎮西探題と九州守護―鎮西使節の評価をめぐって―」(『敦賀女子短期大学編『敦賀論叢』敦賀女子短期大学紀要 第一号 敦賀女子短期大学 一九九六)

〔122〕 佐藤鉄太郎「鎌倉時代 北部九州の使節について」(『筑紫女学園短期大学編『筑紫女学園短期大学紀要』二二二号 筑紫女学園短期

大学 一九七六)

松井輝昭「国上使・国使節」についての覚書」(『広島県史編纂室編『広島県史研究』五 広島県史編纂室 一九八〇)

〔123〕 増山秀樹「鎮西探題の使節について」(『都留文科科大学地域社会学会編『地域社会研究』六号 都留文科科大学地域社会学会

一九九六)

前掲註〔121〕①の六〇頁、④の三二二頁

〔124〕 前掲註〔124〕五六頁、前掲註〔121〕⑦の三三三頁

〔125〕 多田 誠「鎌倉幕府初期の使節制度について」(『金沢工業大学日本学研究所編『日本学研究所創刊号 金沢工業大学日本学研究所

一九九八)

128 彼の使節遵行の先行研究としては、多田實道「鎌倉幕府の沙汰付について」(皇學館大學史學會編『皇學館史學』第二十四号 皇學館大學史學會 二〇〇九)がある。なお、多田實道と多田 誠は同一人物である。

129 「青方文書」二〇九(瀨野精一郎校訂『青方文書』第一(史料纂集 古文書編) 続群書類従完成会 一九七五)

130 瀨野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第二節 南・北松浦郡の在地武士 青方氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)

131 「青方文書」二一〇(瀨野精一郎校訂『青方文書』第一(史料纂集 古文書編) 続群書類従完成会 一九七五)

132 外山幹夫「第一部 領主制の発展 第一章 肥前大村・長崎両氏の出自と発展 第一節 大村氏の出自と発展 二 大村氏の発展 1 鎌倉期の大村氏」(外山幹夫「中世九州社会史の研究」 吉川弘文館 一九八六)

133 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (一) 肥前国御家人の抽出 多久氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八〇 第二刷)

134 大園隆一郎「第四編 多久市中世 第一章 平家の滅亡と鎌倉幕府の成立」、「第二章 多久氏の活動と繁栄」(多久市史編さん委員会編『多久市史』第一卷 自然・原始・古代 中世 多久市 二〇〇〇)

前掲註(134)「第二章 多久氏の活動と繁栄」第三節 鎮西探題使節多久宗経・宗種

前掲註(131)

136 「青方文書」二一一(瀨野精一郎校訂『青方文書』第一(史料纂集 古文書編) 続群書類従完成会 一九七五)

前掲註(135)

139 「三七六六號文書(○山城仁和寺文書)(竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第三十一卷 東京堂出版 一九八五)

140 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 高木氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八〇 第二刷)

141 太田 亮「高木」太田 亮「姓氏家系大辞典」第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)

142 「深掘家文書」二一二、二二二(佐賀県史編集委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)

143 瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 戸町氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本

- 史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)、外山幹夫「中世の長崎 多治比一族の支配 深堀氏の進出」(加藤 章・外山幹夫編「わが町の歴史・長崎」文二総合出版 一九八四)、長崎市「戸町浦」杉浦(瀨野精一郎監修 日本歴史地名大系 第四三巻「長崎県の地名」平凡社 二〇〇二)、外山幹夫「第三部 肥前国彼杵郡 第一章 平安末・鎌倉期の長崎」(外山幹夫「中世長崎の基礎的研究」 思文閣出版 二〇一一)、外山幹夫「先史・古代編 第五章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎」第2節 律令制の瓦解と長崎 中世編 第1章 鎌倉時代の長崎(長崎市史編さん委員会編「新長崎市史」第一巻「自然編・先史・古代編・中世編」長崎市 二〇一三)
- 〔144〕「深堀家文書」七〇、七一(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第四巻 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- 〔145〕「深堀家文書」七三(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第四巻 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- 〔146〕「深堀家文書」一一八(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第四巻 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- 〔147〕外山幹夫「中世編 第1章 鎌倉時代の長崎」(長崎市史編さん委員会編「新長崎市史」第一巻「自然編・先史・古代編・中世編」長崎市 二〇一三)
- 〔148〕「二九二八八號文書」(肥前大川文書)(竹内理三編「鎌倉遺文」古文書編 第三十八巻 東京堂出版 一九八九)
- 〔149〕前掲註(128)
- 〔150〕瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人」(二)肥前国御家人の抽出 横大路氏(瀨野精一郎「鎮西御家人の研究」日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 〔151〕太田 亮「横大路」(太田 亮「姓氏家系大辞典」第三巻「ナーウ」角川書店 一九七六 6刷)
- 〔152〕「三〇〇四五號文書」(肥前大川文書)(竹内理三編「鎌倉遺文」古文書編 第三十八巻 東京堂出版 一九八九)
- 〔153〕前掲註(128)
- 〔154〕瀨野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第二節 南・北高来郡の在地武士 大河氏」(長崎県史編集委員会編「長崎県史」古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)、瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人」(二)肥前国御家人の抽出 大河氏(瀨野精一郎「鎮西御家人の研究」日本史学研究叢書 吉川弘文館

- 一九八五 第二刷)
- 155 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第二節 南・北高来郡の在地武士 矢俣氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)、瀬野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (一) 肥前国御家人の抽出 矢俣氏」(瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 156 太田 亮「矢俣」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(ナーワ) 角川書店 一九七六 6刷)
- 157 太田 亮「宮村」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(ナーワ) 角川書店 一九七六 6刷)、瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 宮村氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)、瀬野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (一) 肥前国御家人の抽出」(瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 158 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二―三二「新撰土系録」卷之二十 複写 宮村氏系譜
- 159 「宇都宮氏」(高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』第二版 角川書店 一九九五 第二版二六刷)
- 160 前掲註(128)
- 161 「深掘家文書」二四八(佐賀県史編纂委員会編『佐賀縣史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- 162 外山幹夫「中世編 第2章 南北朝・室町時代の長崎」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- 163 太田 亮「斎藤」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 164 前掲註(132)
- 165 太田 亮「後藤」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)、瀬野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 後藤氏」(瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 166 太田 亮「有馬」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第一卷(アーカ) 角川書店 一九七六 6刷)、瀬野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (二) 肥前国御家人の抽出 有馬氏」(瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史

- 学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)、瀨野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第二節 南・北高来郡の在地武士 有馬氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)、外山幹夫「肥前有馬一族」(新人物往来社 一九九七)、盛山隆行「有馬氏三代の閨閥」(歴史読本編集部編『歴史読本』二〇〇九年四月号 戦国大名血族系譜総覧 新人物往来社 二〇〇九)
- 167 太田 亮「日宇」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(チーワ) 角川書店 一九七六 6刷)、瀨野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 日宇氏」(長崎県史編集委員会『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- 168 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一六五「新撰士系録」卷之五十三 複写 日宇氏系譜前掲註(162)
- 170 太田 亮「早崎」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(チーワ) 角川書店 一九七六 6刷)には、「近江、肥前等に此の地名存し」とある。
- 171 瀨野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)、瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (一) 肥前国御家人の抽出」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 172 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典』42 長崎県(角川書店 一九八七)、瀨野精一郎監修 日本歴史地名大系第四三卷「長崎県の地名」平凡社 二〇〇一)
- 173 「深掘家文書」二二五、二三六(佐賀県史編集委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九) 前掲註(162)
- 174 瀨野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 長与氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)、瀨野精一郎「第二章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (一) 肥前国御家人の抽出 長与氏」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 176 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一三七「新撰士系録」卷之二十六 複写 長井氏系譜

- 藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二)
- 〔178〕「深掘家文書」二四六(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- 〔179〕「深掘家文書」二四二、二四三(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- 〔180〕前掲註〔178〕
- 〔181〕太田 亮「小宮」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)、太田 亮「日向」(太田 亮『姓氏家系大辞典』第三卷(ナーワ) 角川書店 一九七六 6刷)
- 〔182〕多田 誠「Ⅱ 鎌倉・室町期の武家権力 鎌倉時代 九州における使節遵行制度の変遷について」(上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館 二〇〇一)
- 〔183〕前掲註〔182〕
- 〔184〕瀨野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (一) 肥前国御家人の抽出」(瀨野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- 〔185〕前掲註〔117〕
- 公益財団法人 前田育徳会 尊経閣文庫所蔵
- 〔186〕瀨野精一郎「第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士」(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』古代・中世編 吉川弘文館 一九七〇)
- 〔188〕唐津市相知町医王寺所蔵 久田松和則「第五章 中世の社寺と信仰 第二節 第二項 大村地方における大般若経の写経」(大村市史編さん委員会編『新編 大村市史』第二卷「中世編」 大村市 二〇一四)
- 〔189〕「付録 福田文書」二(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)
- 〔190〕佐世保市教育委員会編『針尾城跡』平成十六年佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書 (佐世保市教育委員会 二〇〇五)
- 〔191〕「日向記」卷一(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 統群書類従完成会 一九七四)
- 〔192〕大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一六八「新撰土系録」卷之五十六 複写「伊東家系図」

参考文献

- 竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編 第十卷(東京堂出版 一九七六)
永原慶二『日本封建制成立過程の研究』(岩波書店 一九六一)
日本歴史地名大系第二七巻 林屋辰三郎・村井康彦・森谷尅久編『京都市の地名』(平凡社 一九七九)
日本歴史地名大系第三三巻 山本 清編『島根県の地名』(平凡社 一九九五)
日本歴史地名大系第一九巻 磯貝正義編『山梨県の地名』(平凡社 一九九五)
日本歴史地名大系第二二巻 「静岡県の地名」編集委員会編『静岡県の地名』(平凡社 二〇〇〇)
日本歴史地名大系第一四巻 鈴木堂三・鈴木良一編『神奈川県の地名』(オンデマンド版)〔平凡社 二〇〇四〕
日本歴史地名大系第四一巻 有馬 学・川添昭一編、有馬 学監修、川添昭一編集顧問『福岡県の地名』(オンデマンド版)〔平凡社 二〇〇四〕
日本歴史地名大系第四六巻 野口逸三郎編『宮崎県の地名』(平凡社 一九九七)
藤野 保編『大村郷村記』第二巻、三巻、五巻、六巻(国書刊行会 一九八二)

第二節 蒙古襲来と信仰

一 蒙古襲来(文永・弘安の役)と彼村庄の武士

本項では、本来、現在の太宰府地域を本貫とした武士が蒙古襲来(文永・弘安の役)に際し、いかに対応したか明らかにする必要があるが、管見による限り、当該地域の武士の足跡を記す史料が存在しないため、近世の太宰府藩領域となる地域を本貫として、その後、太宰府地方と深い関係にあった福田氏、戸町氏、時津氏を中心とした武士が蒙古襲来に際してどう行動したか述べてみたい。

■ 一、文永の役

平氏政権の積極的な海外通交の後、鎌倉幕府のもとでは日宋間の正式な国交は開かれなかった。しかし私貿易や僧

侶・商人の往来など、両国の通交は盛んに行われ、我が国は宋を中心とする東アジア通商圏のなかに組み入れられていた。

この間十三世紀初め、モンゴル(蒙古)高原にチンギス・ハン(成吉思汗)が現れ、モンゴル民族を統一して中央アジアから南ロシアを征服した。次いでその後継者はヨーロッパ遠征を行い、また金を滅ぼして広大なユーラシア大陸の東西にまたがる大帝国を建設した。チンギス・ハンの孫フビライ(忽必烈)は、一二七一年(文永八)に都を大都(北京)に移して国号を元と定めた。そしてフビライは日本に対して徐々に服属を求めることとなる。

フビライの日本に対する交渉は、元が成立する前のモンゴルの時代に高麗の服属が成った段階から、高麗を媒介にして進められた。フビライが日本との交渉を考えたのは、当時、フビライが征服の最終的目標としていた宋から、日本との関係を切り離してこれを孤立させ、平定しようとする目的のものになされたものといわれている。フビライによる日本への接近・交渉は前後六回に渡って行われた。

第一回は文永三年(一二六六)モンゴルの使者が高麗の使者とともに巨済島に渡ったが悪天候のため、日本に渡

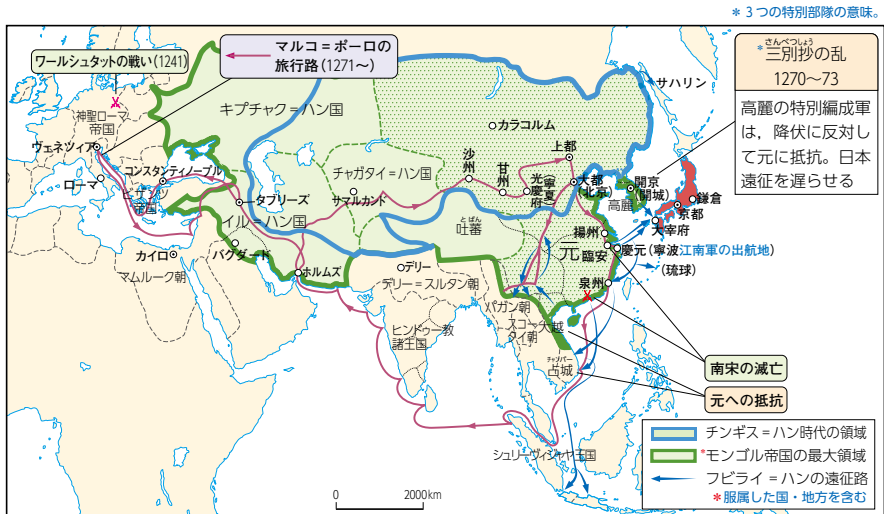


図1-5 モンゴル帝国の最大領域 13世紀後半

(浜島書店編集部編『新詳日本史』 株式会社浜島書店 2013年から転載、株式会社浜島書店提供)

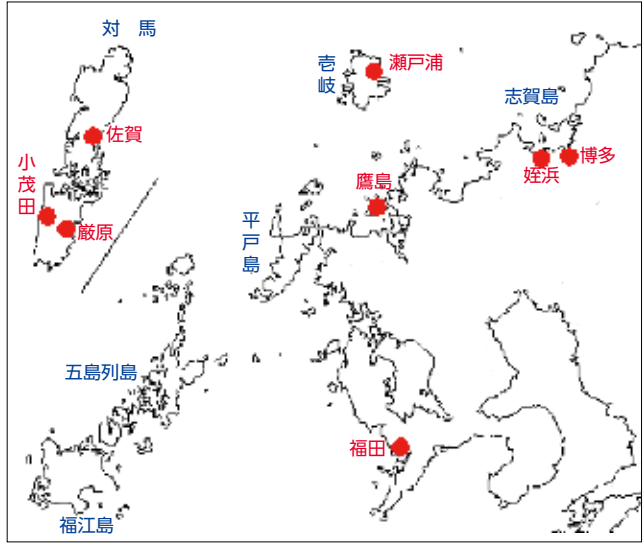


図1-6 文永・弘安の役要図

備を始めた。

一方、我が国もモンゴルの襲来は必至とみて、その対応策を進めた。そして基本的に九州の御家人（鎮西御家人）をもって防衛に当たらせることとした。それとともに、文永八年（一二七一）九月十三日、九州に所領を有する（主として）東国御家人にも、かねてその九州の所領に下向し、備えるよう命じた^②。

文永十一年（一二七四）十月五日、元軍およそ四万人が九〇〇隻の艦船で、対馬（対馬市）の小茂田こもたに來襲し、十四

ることなく引き返した。この時のモンゴルの国書は、日本との通好を求めたもので、必ずしも日本の服属を求めたものではなかったが、通好の求めに応じなければ出兵の用意がある、という威嚇をこめたものであった。

第二回は文永五年（一二六八）正月、モンゴルによって高麗の使者が大宰府に遣わされた。モンゴルと高麗両国の国書は大宰少式武藤資能の手を経て鎌倉に送られ、京に転送された。京では評定の結果、返牒へんたつを与えないことにした。幕府と朝廷はこれを黙殺したのである。この間、モンゴルは宋と激戦中であり、日本遠征は現実には不可能であった。同年三月、北条時宗が執権となり、対モンゴル交渉の正面に立つこととなった^①。

その後、モンゴル（元）及び高麗は、文永六年（一二六九）、同八年、同十年にも国書を我が国に送ったが、これを無視したことからモンゴルは遂に日本遠征を決意し、そのための準備

日に志岐(志岐市)西岸を侵し、平戸(平戸市)と鷹島(松浦市鷹島町)を襲った後、十九日に博多湾の今津に上陸を開始した。二十日には博多の西方、姪浜の東方百道原(福岡市早良区百道)に高麗軍が、箱崎(福岡市東区箱崎)には元の本隊が上陸した。そして鎮西守護の少弐経資と同大友頼泰の指揮下にあった鎮西御家人らの迎撃を受けた。

「蒙古襲来絵詞」は文永・弘安の役に活躍した肥後国御家人竹崎季長の戦功を描いたものである。たいていの中学校、高等学校の教科書に竹崎季長が馬に乗って矢で射られている図が載っている。場所は福岡市中央区大濠公園の西側で、騎馬武者がいる辺りは鳥飼塩浜という潟地であった。現在は大濠公園の西南側にその地名がある。蒙古軍が矢を射ている辺りが百道原で、元寇防塁の跡がある。早良区に入り、南の方へ高くなり、西新、祖原(昔は鹿原)と続く。この辺りで標高三三・二メートルである(3)。

肥前勢と肥後勢は百道原に上陸した高麗軍に立ち向かったが、じりじりと攻め寄せられ、赤坂(平和台球場跡・福岡城跡)まで退いた。肥後の菊池武房の奮戦で敵の攻撃が鈍ると日本軍の反撃が始まった。蒙古軍は鹿原(祖原)で態勢を立て直そうとしたので、肥後勢の竹崎季長の主従三騎が先頭に立って突撃した。潟地で自由がきかず、敵の矢の集中攻撃を受けて危なくなるところ、肥前国御家人白石六郎通泰の率いる百余騎が鹿原に陣取った敵陣に突込んだので、竹崎季長は命拾いした。

ここまで具体的に書けるのは「蒙古襲来絵詞」だけの記述ではない。「福田文書」の存在である。「福田文書」に収載された「福田兼重申状写」(4)に今まで述べたように書いてある。この時の射戦で、福田兼重は鎧の胸板・草摺等に矢三筋射立てられたと記し

編集上の都合により
掲載できません

図1-7 文永・弘安の役博多付近要図

編集上の都合により掲載できません

写真1-6 【蒙古襲来絵詞】前巻第23～24紙(部分) 蒙古軍に突撃し奮戦する肥後国御家人竹崎季長と迎え撃つ蒙古兵。矢・槍・てつはうが飛び交う。
(宮内庁三の丸尚蔵館所蔵)

編集上の都合により掲載できません

写真1-7 【蒙古襲来絵詞】前巻第17紙(部分) 竹崎季長の後から駆ける肥前国御家人白石六郎通泰の軍勢。
(宮内庁三の丸尚蔵館所蔵)

ている。白石六郎通泰に属した彼杵庄の武士名はないが、証人として伊佐早庄の宇木江六・江浦小太郎・江浦三郎宗澄の名が挙げられている。敵の元軍は陣地を構えず船に引き揚げたところ、暴風雨が起り海没してしまった。

文永の役はやつと切り抜けたが再度の襲来に備え、防塁が築かれ、異国警固番役が御家人に課せられた。肥前国御家人の担当地は、姪浜(福岡市西区)であった。

■二・弘安の役

弘安四年(一二八二)五月二十一日、元の東路軍は対馬の佐賀村に上陸し、二十六日壱岐を侵し、六月六日博多湾に達したが、石塁に妨げられて上陸できず志賀島(福岡市東区)に上陸した。「福田文書」によると、六月八日志賀島に押し寄せたとあるから姪ノ浜の陣地から攻撃をかけたものであろう。

志賀島で敗れた敵は肥前国鷹島(松浦市鷹島町)に拠った。福田兼重は閏七月七日、鷹島沖にあった敵船に押し寄せ、これを焼き払うという大活躍をした。このことについては、丹治重茂という者が証言した文書が「福田文書」の中に「丹治重茂起請文写」(5)として収載されている。更に壱岐に拠った元軍の攻撃にも肥前武士が参加した。

この頃、中国大陸長江（揚子江）岸を出発した江南軍は、平戸島に到着し壱岐の元軍とも合流し、博多を目指して七月二十七日東進を開始したが、三日後の閏七月一日夜半、大暴風のため艦隊はほとんど海没した。弘安の役も我が軍の勝利に帰した。

弘安四年（一二八二）の「蒙古合戦勲功賞」として、正応二年（一二八九）三月十二日、深堀時仲・福田兼重・彼杵大村太郎家直・同田所四郎兵衛などが肥前神埼庄内の土地を与えられたという記録が「深堀家文書」の中に「蒙古合戦勲功賞肥前國神埼莊配分状」⑥として残っている。最後の田所四郎兵衛であるが、「田所」は水田とか土地を司る役所である。とすれば、その本貫地は郡の中心地の一つであった彼杵（東彼杵郡東彼杵町）の可能性がある。

ところで福田兼重の恩賞地は肥前国神埼庄内の田畠屋敷で、この地は恩賞地として多く利用され、しかもその獲得については籤引^{くじひ}という形がとられた。深堀時仲の場合と軌を一にしている。恩賞地は史料の欠字で不明な部分があるが、田畠は九カ所、ほぼ三町、そして屋敷一軒であった^⑦。

蒙古襲来は鎌倉幕府を崩壊に導いた遠因の一つであり、日本史上重要な事件であるが、文永・弘安の役が九州に影響を与えた点は二つある。

一点目は鎮西探題の設置である。鎌倉幕府創設以来、大宰府を支配した武藤氏（少弐氏）が大きな地

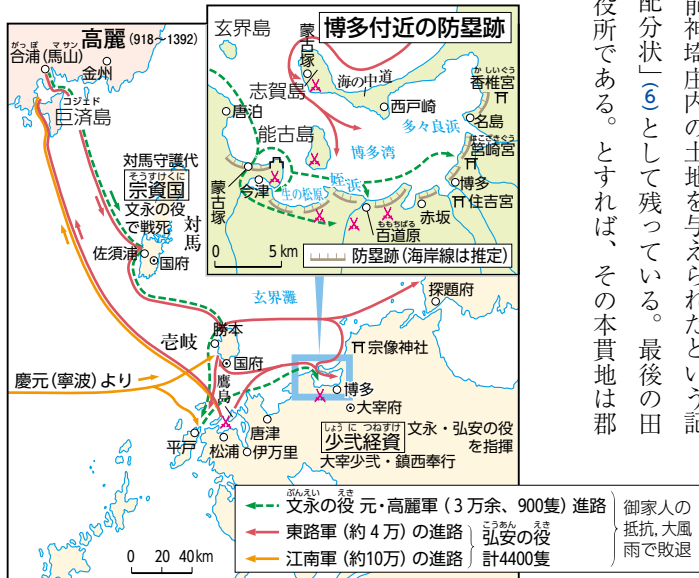


図1-8 文永・弘安の役

（浜島書店編集部編『新詳日本史』 株式会社浜島書店 2013年から転載、株式会社浜島書店提供）
 ※巨済島と百道原のルビは浜島書店編集部の手承を得て改めた。

盤を築き、三前（豊前・筑前・肥前）二島（壱岐・対馬）の守護を兼ねていたが、北条氏一門がここに食い込んだ。特に肥前守護は鎮西探題が兼ねてから、肥前における武藤氏の守護職就任を妨げた。

二点目は西遷御家人である。蒙古襲来によって

幕府は西国に所領を持つ関東御家人を下向させた。現在の佐賀県小城市に下向した千葉氏などはこの後の肥前国や大村の歴史に大きな影響を与えた。更に肥前国彼杵庄南部を本拠とした深堀氏も同様である。深堀氏は同地に土着し、御家人としての活動を活発させ、やがて戦国時代を迎える。

ところで、平成二十四年（二〇一三）三月二十七日、元の軍船や遺物が発見された松浦市鷹島町神崎免の沖合い海域、鷹島海底遺跡の一部である「鷹島神崎遺跡」が、海底遺跡としては初めての国史跡に指定された。蒙古襲来に関わる古戦場である。この海域は、弘安の役（一二八一年）の際に、元軍の船団が暴風雨により沈没した地点として伝えられ、鷹島の南岸では以前から壺類や刀剣、碇石などが水中から見つかっていた。昭和五十五年（一九八〇）から始まった発掘調査では、陶磁器類、武器、武具類などが出土し、これらは元軍のものと考えられた。これらの遺物は、蒙古襲来の実相を可視化させ、遺跡の重要性を示した。



写真1-8 管軍総把印（正面） 元の国字パスパ文字で「管軍総把印」と刻印
長崎県指定有形文化財
（松浦市教育委員会所蔵）



写真1-9 「てつほう」（読みはてっぽう）〈5点〉 ソフトボールほどの大きさの陶器製の球。火薬や鉄片を詰めて火をつけて投石機のようなもので投げた。
（松浦市教育委員会所蔵）



写真1-10 鷹島海底遺跡調査風景

(松浦市教育委員会提供)



写真1-11 平成23年度 元の軍船の竜骨(キール)と外板の検出状況

(琉球大学考古学研究室提供)

平成二十三年(二〇二一)秋、遺跡を調査していた琉球大学の研究グループ(代表者＝法文学部人間科学科 池田榮史教授)は、神崎免米ノ内鼻の沖合い約二〇〇メートルの海底下約一メートルから船底の背骨にあたる竜骨(キール)を発見した。元軍船とみられる船の竜骨の大きさは、幅約五〇センチ、長さ約一二メートルで、これから推定される船の長さは二〇メートルと見られている⑧。

■三、異国警固番役

文永の役後、幕府は主に九州在住の御家人に対して、異国警固の番役を課して、二度目の襲来に備えた。外山幹夫によると⑨、「福田文書」に収載される弘安五年(一二八二)九月一日の「肥前守護北条時定為時異国警固番役覆勘状写」⑩によって、福田兼重がこの番役を果たしたことが明らかとなり、肥前国御家人の博多湾岸の警固区域は当初博多、のち姪ノ浜であった。恐らくいずれかの地にあつて勤仕したものであろうとしている。また、帰還はこの覆勘状の記された弘安五年九月一日までのものであつたのであるが、残念ながら断簡であるため、いつから勤仕を開始したものかは分からないとしている。また、同じく「福田文書」に収載される弘安八年(一二八五)四月晦日の「某(北条時定方)異国警固番役覆勘状写」⑪によると、同じく福田兼重は同年二月、姪浜で警固番役を果たしている。

更に福田兼重は、戸町小三郎俊基・時津原次郎重用らとともに、異国警固のため、梶取・水手、兵船その他を肥前守護北条時定に提供させられた。このことは「福田文書」の中に収載される弘安七年（二二八四）三月十日の「北条時定時為請取状」^{〔12〕}によって詳細を知ることができる。以下文書に、

兵船壹艘五尋、柱帆^{〔帆柱カ〕}・梶^{〔梶カ〕}・檣^{〔檣カ〕}・檣十三挺・網四房・碇三頭・苦十帖^{〔梶〕}・梶取^{〔梶〕}・水手、以上十五人、為福田四郎兼重・

戸町小三郎俊基・時津原次郎重用等之沙汰被造進畢、任送文之員数、令請取^{〔畢カ〕}了、仍令成覆勘候之状^{〔状〕}如件、

弘安七年三月十日

^{〔北条時定〕}
遠江守左判

福田四郎殿

戸町小三郎殿

時津原次郎殿

とあり、書き下し文にすると

兵船壹艘五尋、柱帆^{〔帆柱カ〕}・梶^{〔梶カ〕}・檣^{〔檣カ〕}・檣十三挺・網四房・碇三頭・苦十帖^{〔梶〕}・梶取^{〔梶〕}・水手、以上十五人、福田四郎兼重・

戸町小三郎俊基・時津原次郎重用等之沙汰として、造り進^{〔進カ〕}らせ畢んぬ、送文の員数に任せて、請取らせしめ^{〔畢〕}了ん

ぬ、仍て覆勘を成させしめ候の状^{〔状〕}の如し、

弘安七年三月十日

^{〔北条時定〕}
遠江守左判

福田四郎殿

戸町小三郎殿

時津原次郎殿

となる。上記の福田四郎、戸町小三郎、時津原次郎が、肥前守護北条時定から、蒙古襲来防戦のため必要な人員、物資の提供を命じられた。その中身は船の移動の責任を負う梶取り、漕ぎ手の水手（水夫）一五人、長さ五尋（約九メートル）の兵船一隻、そして梶一枚・檣一三挺・碇三頭・苦一〇帖などを加えたものであった。彼ら三人は、協力してこの賦

課に応じなければならなかった。

以下、外山の調査結果を示したい¹³⁾。弘安九年(一二八六)九月五日、福田兼重は、元軍の襲来に備えて博多湾岸の内、「前浜石築地五尺(下欠)」の「裏加佐」(石築地の裏の部分の補強と思われる)を付けることを命じられた。筥崎宮(箱崎八幡宮)の前浜の箇所石築地の補強をさせられたとある。

更に弘安十年(一二八七)正月になると、元軍襲来の危機が更に高まったとの認識を持った幕府は、これに対応させるため、肥前守護北条為時(時定の後名)をもって、福田兼重ら肥前国御家人に対し、「役所」(鎮西探題の前身鎮西談議所か)に出頭するように命じた。六組に分かれ警固番役を果たせるようにした。

最後に正応六年(一二九三)五月十日、福田兼光は幕府から早馬による命を受けて、異国警固番役を務めるため博多に赴き、この日到着したとの記録がある。

(満井録郎)

二 石造文化にみる異国降伏の信仰とその影響

長崎県下でみられる中世石塔の建塔状況は、第六章第一節第四項で詳述しているように南北朝時代までに三つのピークが見られるが、ここで問題にする鎌倉後期の十三世紀後半～十四世紀初期は第2期のピークに当たる。しかも第一期の平安後期から鎌倉初期(十一～十二世紀)のピーク現象と同じように前後に連続した軌道を描いてピークに至る一定の空白期間をおいていきなり建塔されてくる状況にある。つまり前代からの連続した軌道を描いてピークに至るのではなく、突如として建塔されてくるというのが実態である。ただ、第二期の建塔状況が第一期と大きく異なるのは日本の石塔史の中でも最大級の巨大石塔が各地で建塔されている点にあり、このことが第二期の建塔背景を考える上で重要な示唆を与えるものとなっている。

■ 一・平安後期から鎌倉初期の建塔

第一期のピーク現象は、末法思想に伴う埋経行為に関わった建塔と考えられる。この点は第六章第三節第二項で詳述しているように、文治元年（一一八五）墨書銘大村箕島経筒や文治五年（一一八九）銘明星ガ鼻経筒（針尾・現祇園寺保管）、またその地上標識と想定される滑石製の単体仏や笠塔婆^{かさとうば}、宝塔などが遺品として確認できるが、その分布は霊山山頂というよりも平地（小島）や海際に築かれており、この点が長崎県下に見られる埋経地の特徴といえることができる。

ただ、これら第一期の石造物が末法思想の埋経行為に伴う理念上の遺品であるとしても、より実生活に結びついた世情の混乱と不安を引き起こした何らかの現実的な刺激があったことが想定される。この点を象徴的に示唆する遺品として、杵岐島鉢形山から出土した滑石製の石造弥勒如来坐像がある（第六章第三節第二項参照）。この弥勒如来坐像形の経筒は、延久三年（一〇七一）に杵岐国の国司佐伯良孝の治下、若江糸用が天台僧教因を願主として、肥後の仏師慶因に造らせ、書写した法華経を像内に納め埋経したことが、坐像の右肩から胴背面にかけて毛彫りされた願文から分かる。

この願文の中で特に注目すべき銘文は「日本國壹岐嶋」という表現である。この表現からは、埋経地・杵岐島もつ日本国の最前線という領土意識が読み取れる。実はこの埋経から約五〇年ほど遡る一〇一九年、対馬、杵岐更に北九州を襲った「刀伊の入寇」という未曾有の侵犯事件が起こっている。恐らくこの侵犯事件が、日本国の最前線という位置にある杵岐島で世情の混乱と不安を引き起こし、また再襲してくるかもしれないという恐れと戦^{あつ}きが末法の世の終末観をより現実的に増幅させたことが想定される。多分にこの危機意識が、現世での安寧とあの世での救いを願って経塚造営という行為に向かわせた直接の動機であったものと考えられる。しかもこの危機意識は、十三世紀後半の蒙古襲来時における異国降伏意識と同じように、恐らく当時の西肥前全体に共通した意識であったものと考えられ、大村箕島経筒や明星ガ鼻経筒などの西肥前全域における埋経行為の背景をなすものと思われる。

■ 二、鎌倉後期の建塔

第一期の建塔状況と同じように、第二期の鎌倉後期に想定される石塔類がそれこそ突如として登場してくる事例は各地で確認される。しかもその分布地は、後代に至るまで霊山として名を残す高山や、平地にあっても霊地としてアジールの性格をもった特殊な聖地跡などで確認される。

本稿では島原半島での事例を軸にして、九州圏内の主な事例（紙面の都合上、佐賀県・多良山系・大分県に限定）を紹介するが、京都府内の大型石塔（浮島十三重層塔、石清水八幡宮巨大五輪塔）などについては本章第二節第二項第三で触れることとする¹⁴⁾。

一、島原半島

長崎県下で鎌倉後期の石塔類が突如登場する典型的な地域は、雲仙岳を中心とした島原半島である。雲仙信仰との関わりが強く考えられる南島原市西有家町、雲仙市千々石町、同市吾妻町、それに同市国見町神代の四カ所で大型石塔が確認される。

表1-4の鎌倉後期の石塔類の中で、特に西有家町の葺山宝篋印塔^{なばやまほうきょういんとう}、千々石町の野田名五輪塔、吾妻町の田ノ平宝篋印塔の三基は推定総高二メートル前後の長崎県を代表する大型塔であり、制作時期は共に鎌倉時代後期、一二〇〇年代後半から一三〇〇年代初期に入る。ただ、形態上は葺山宝篋印塔が一番の古式様式をもっており、一二〇〇年代後半頃（一二七〇年代～一二八〇年代）の制作、次いで田ノ平宝篋印塔と千々

表1-4

所在地	種目	石材	備考
南島原市 西有家町	見岳名 (葺山) 宝篋印塔	安山岩	写真1-12、図1-9。基礎横幅115.0cm(縦計測不可)の本来は2mを超える県内最大の大型宝篋印塔。
雲仙市 千々石町	野田名 (大泉寺前方)	五輪塔(地輪)	安山岩 横幅57.5cm 背高37.5cm
	阿弥陀寺跡	五輪塔(地輪)	安山岩
		自然石板碑	安山岩 種子「ア」
	白木原 (女人堂跡)	自然石板碑	安山岩 2基あるが、「道音」碑は除く。
雲仙市 吾妻町	田ノ平名 宝篋印塔 (基礎・笠)	安山岩	図1-10
雲仙市 国見町	神代・下坊	五輪塔(水輪)	凝灰岩 種子「金剛界四仏」 肥後で制作し搬入。
		六面石幢(龕部)	安山岩
	上高野 多比良	宝塔	凝灰岩 肥後で制作し搬入。
	宝塔(塔集)	凝灰岩	図1-11 肥後で制作し搬入。

石五輪塔が一二〇〇年代末期から一三〇〇年代初期頃と考えられる。

この三基の大型塔建塔の背景について、島原半島における石造文化上の位置、建塔地の性格、その二点から検討してみたい。

① 石造文化上の位置

表1-5 紀年銘・形態による制作年代分類表(島原・諫早・北高来・飯盛)は、島原半島及びその周辺における主な各遺跡の石塔類を石材と制作年代ごとに表示したものである。この表1-5から、鎌倉後期に制作された石塔類として葺山塔・千々石の野田名五輪塔と阿弥陀寺跡五輪塔、田ノ平塔の計四基分と千々石の自然石板碑二基、それに国見町神代の二基分があり、しかもこれら鎌倉後期の石塔が、それこそ突如として建塔されていることが理解されると思う。特に島原半島では、平安後期に位置づけられる経筒が全く確認されておらず、現段階での建塔状況は鎌倉期が初源ということになる。

ところで、葺山塔・千々石野田名塔・田ノ平塔と神代の二基分は、その建塔状況に若干の違いが認められる。つまり葺山塔・千々石野田名塔・田ノ平塔は、他の石塔と競争することなく単独で建塔され、しかもその建塔地は伝統的な墓地ではなく雲仙信仰に関わる山腹又は海岸側に位置する。それに対して神代の二基分は、その後にくる石塔とともに墓地の景観をもつ平地に集合墓の一つとして建塔された可能性がある。このことは、神代の二基分がある一族に関わる個人的な墓塔としての性格が考えられるのに対し、葺山塔・千々石野田名塔・田ノ平塔は、その建塔地の地理的状况や単独塔という性格から、個人的墓塔というよりも、雲仙信仰に関わる何らかの宗教的刺激に基づいて建塔された可能性が高いと考えられる。

ただし、神代の鎌倉後期二基分と共存している石塔類は主に一五〇〇年代のものが大半であることから、後代になって集合墓に変容した可能性もある。この点から考えれば、神代塔も建塔当初は単独塔であった可能性が高い。また千々石・阿弥陀寺跡の五輪塔も同じで、主に一五〇〇年代の石塔類と共存して出土していることから、

建塔当初は単独塔であった可能性があることを附言しておく。

② 建塔地

雲仙が最初に文献に表れるのは、八世紀に書かれた『肥前国風土記』である。これによれば、温泉岳（雲仙岳）には「高木津座」という山神が記され、「峰湯泉」として温泉や地獄を紹介している。また『日本三代実録』貞観八年（八六〇）の条では、温泉神が従五位上に叙せられたことを伝えている。

ところで、島原半島で鎌倉後期の大型石塔類が確認された



図1-9 茸山宝篋印塔
(西有家町)



写真1-12 茸山宝篋印塔
(西有家町)



図1-11 温泉神社宝塔
(国見町多比良)



図1-10 田ノ平宝篋印塔
(吾妻町)

森山		諫早				小長井			高来	飯盛
(i)	(j)	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)	(p)	(q)	(r)	(s)
		滑石製経筒								
				砂岩製			凝灰岩製(?)	滑石製笠塔婆塔身		凝灰岩製

(温泉神社) (f) 金山立花園石塔群(通称院の墓) (g) 馬場石塔群(伝・神代貴茂之墓) (h) 下坊石塔群(神代小路) (i) 伝・郷の板碑(諫早) (m) 慶厳寺名号石(諫早) (n) 御首石塔群(諫早) (o) 遠嶽守石塔群(小長井町) (p) 遠嶽南平石塔群(小

四カ所のうち神代を除く三カ所は、いずれも雲仙信仰に関わる四面宮が最初に創建された場所またそれに関係すると思われる地所に当たる(図1-12)。四面宮については、『歴代鎮西要略』第四二代文武天皇の項に「大宝元年辛丑。肥前州高来郡温泉神垂迹。分身末社四所座。曰山田神、有家神、千々石神伊佐早神也。杜家伝曰、謂温泉山曰日本山。亦有故也。玄古天神降臨当山峰。所以曰爾。云々」とあり、大宝元年(七〇一)温泉神の分身末社として山田神(雲仙市吾妻町)、有家神(雲仙市有家町)、千々石神(雲仙市千々石町)、それに伊佐早神(諫早市)が山麓の四カ所に勧請されたという。この四カ所は鳥原半島を取り囲む位置に当たるが、これら温泉四面社の祭神五柱に対して、中央に大日如来、その四方に当たる東西南北にそれぞれ阿闍・宝生・阿弥陀・釈迦の四仏を本地仏として配置し「五智如来」としている。密教教義からいえば、胎蔵界の多良岳に対する金剛界の雲仙岳となるのだが、四面社勧請の四カ所のうち諫早を除く三カ所で鎌倉後期の大型石塔が確認される。

葦山宝篋印塔は、有家町四面宮から高岩山に向かつての参道(見岳道)途中に当たり、建塔地(現大菩薩神社)はまさに高岩山を遙拝するにふさわしい見岳と呼ばれる小高い山の頂

表1-5 紀年銘・形態による制作年代分類表(島原半島及びその周辺における主な各遺跡)

年代	石材・形式 (全体)	加津佐							国見	
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	
1100										
1200										
1300	滑石製経筒 凝灰岩製 砂岩製	凝灰岩製(大梅の塔)								凝灰岩製
1400	安山岩製塔	西彼杵半島産緑色片岩製塔								
1450										
1500										
1600										

【遺跡番号】

(a) 加津佐町円通寺跡石塔群 (b) 古蘭石塔群 (c) 日野江城石塔群 (d) 葦山石塔群(西有家町) (e) 四面宮遺跡石塔群
大坪氏の墓(神代東里) (j) 森山町唐比権現裏石塔群 (k) 小野天満宮神社石塔群(長野町出土滑石製経筒も含む) (l) 西長井町
(q) 称念寺滑石製笠塔婆塔身 (r) 金泉寺石塔群 (s) 飯盛石塔群

上にある。この茸山塔の配置は、大菩薩神社を拝殿として、その真後ろのご神体が配置される場所に立ち、その後方に高岩山の屹立した頂上が遙拝される⁽¹⁵⁾。その配置から考えて、高岩山信仰との関係があることは間違いない。標高八八一メートルの高岩山は雲仙山系の一峰で、山頂には高岩神社があり、「高岩さん」とか「高岩権現」と呼ばれている。一説では、この創建は八世紀前半(大宝)神亀頃ではないかといわれているが、定かではない。ただ、この宝篋印塔から考えれば、高岩山信仰は、鎌倉後期にこれだけの大型塔が建立され拝されるほどの活況を呈していたことが考えられる。また、この茸山の地またその周辺は、女人禁制時代の女人堂があった場所ではないかとの指摘もある⁽¹⁶⁾。

千々石野田名五輪塔は、千々石町の温泉神社(四面宮)またそれに関係した大泉寺跡の前方に立つ。当時の海岸線から考えてみると、ラグーン状に内海化した千々石津のまさに海岸沿いに立ち、最初に開かれたと思われる雲仙山に向かっの参道入り口の地に当たる。この千々石野田名五輪塔は地輪だけの残欠であるが、四面には種子「ア」の四転が大きく陰刻され、背高が低く、また上端面がほぼ水平に切られている。このことから制作時期は、一二〇〇年代末期から一三〇〇年代初期頃と考えられる。また、大泉寺跡後方のやや山手

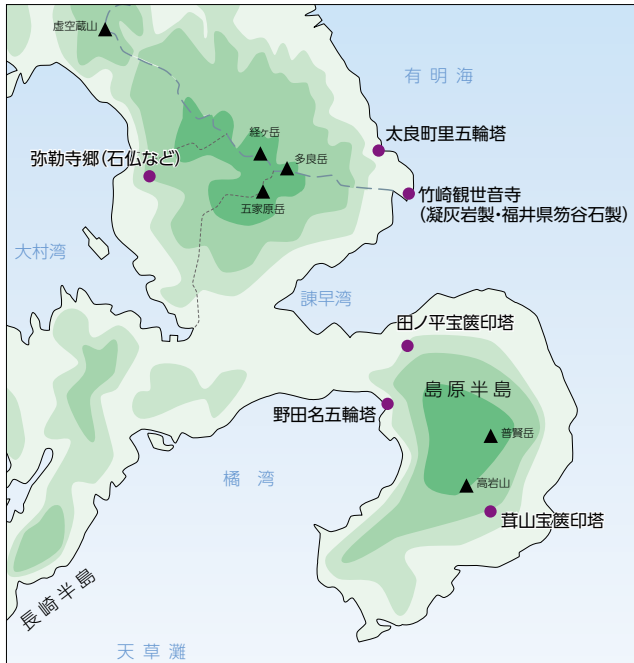


図1-12 茸山・野田名・田ノ平・里各石塔位置図

に当たる阿弥陀寺跡でも鎌倉後期頃の五輪塔（地輪）や大型の自然石板碑が確認され、更に千々石町から雲仙に向かう途中にある女人堂跡でも鎌倉後期の自然石板碑が認められる。雲仙岳へ向かう具体的な参道道筋は、千々石津から加持川（千々石川）に沿って通じる道が早くから開発されていたと思われる¹⁷⁾。

ここでも鎌倉後期という時代が当地の隆盛の一時期であったことを示唆しているが、特に海岸側の平地に寺名を残す大泉寺更には阿弥陀寺跡周辺は、雲仙山への参道口として極めて重要な場所であったことは、石造物のあり方からみても間違いないものと思われる。

ところで、中世寺院・大泉寺は「宮後三頭大夫文書」による根井 淨の研究から、永祿年間（十六世紀後半）に伊勢参宮に使われた為替の替本を務めていることが判明している¹⁸⁾。この替本とは、伊勢講などを通じたお伊勢参りの際、道中での盗難・紛失等を避けるための為替の発行をした寺院であり、島原半島では三つの寺院の名が知られている。この替本を務めた寺院はその地域における有力寺院であったことが知られていることから、この大泉寺は島原半島にあつては中世における有力寺院の一寺であつたことが想定される。

田ノ平宝篋印塔は山田四面宮から吾妻・雲仙に向かつての参道途中に当たり、いわば千々石女人堂跡や葺山宝篋印塔の立つ場所とほぼ同じような関係位置に立つ。現在は、英彦山神社境内の側にある。この宝篋印塔は基礎と笠の残欠であるが、笠上端の露盤部分には格狭間を入れるなど葺山宝篋印塔より丁寧な彫出内容をもっている。それだけ葺山宝篋印塔より制作時期はやや新しくなるが、多分に一二〇〇年代末から一三〇〇年代初期頃と考えられる。

このように、これら三基の大型石塔（宝篋印塔と五輪塔）は、共に雲仙信仰にまつわる四面宮が創建された地域（参道）に立ち、雲仙山岳宗教との深い関係が読みとれる。

なお、海岸の上陸地には五輪塔（千々石）、参道途中の山腹に宝篋印塔（葺山・田ノ平）が建塔されていることは、後述する佐賀県太良町里の石塔類でも同じ傾向が認められる。この点からいえば、国見町神代の下坊五輪塔や千々

石・阿弥陀寺跡五輪塔も、ともに海岸に近い里に建塔されており、個人的墓塔ではなく雲仙山信仰との関係で建塔された可能性が高いように思われる。

二・佐賀県

① 脊振山

佐賀県脊振山霊仙寺跡に鎌倉後期の大型宝塔（凝灰岩製）がある。基礎横幅は一辺を超えるもので、その側面四面を各々二郭に分けて二個の格狭間くわきまを設け、またその上端には八葉の反花かまひばなを造り出す。塔身は瓶形で、首部には二段の突帯を造り、笠（五片の残欠）はその下端に二重の斗型ますがたをつけている。この宝塔の特徴は、その大きさもあるが、塔身の内部に下端より釣鐘状に穿って納入孔を造り出している点にある。このことから、この宝塔は、書写経などを納めた如法経塔の性格が強いものと考えられる。

また、同じ霊仙寺跡から出土したといわれる建治二年（一二七六）銘の三重層塔（凝灰岩製、写真1-13）が、現在は修学院（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町）の中庭に移されている。佐賀県下で最古の紀年銘をもつ層塔で、基礎と初層塔身それに笠が造立当時のものであるが、その基礎の側面に紀年銘と造立主旨が陰刻されている。

〔基礎南面〕

右塔婆者大日／覚王三麻耶形／満月諸尊之一實／

躰相也所以龍猛／之開鐵□□□□／先規於此□□

□□／之開瓊□於上滅／證明於此現誠□□金鈴高

宝鐸之□□□□不□十方

〔基礎東面〕

諸仏之降臨願／則幽塊稱念／早出六道之昏□□速

昇九品之／覺□仍所造立／如件／建治二年六月日



写真1-13 霊仙寺跡三重層塔
（佐賀県・修学院）

／弟子□春／源知敬白 (□は不明、／は改行を示す)

また、塔身四面には「キリーク」(阿弥陀如来)「サ」(観世音菩薩)「サク」(勢至菩薩)の弥陀三尊像と「カ」(地藏菩薩)が陰刻されており、最初の蒙古襲来である文永の役(一二七四)から約二年後に建塔された宝塔となっている¹⁹⁾。

この宝塔と三重層塔はほぼ同時期の制作と考えられるが、「十三・十四世紀は霊仙寺を中心として、脊振山一山の活動がその最盛期に達した時代」²⁰⁾に關係した石造物であることは間違いないものと思われる。その活況が何故にもたらされたのが問題であるが、この点については、施主「源知」に關する問題を含め、西肥前全域の霊山における動向という観点から本章第二節第二項第三で述べる。

② 湯野田太子堂類型板碑(嬉野市)

嬉野市湯野田の太子堂に立つ二基の類型板碑(写真1-14)は、その建碑に至る歴史的背景を含め、石造学的に非常に貴重な遺品である。特にその建碑時期と形態及び石材(二基ともに緑色片岩)にあるが、まず最初に種目の名称について簡単に触れておく。本稿では、この二基の板碑を類型板碑として取り扱う。いうまでもなく板碑の概念についてはこれまでいろいろと議論がなされてきたが、板碑の本場・関東地方で形式化された板石塔婆を「板碑」とする。その形状は、板状石の頭部を山形に作り、その下に内側に向かって二段の切り込みを入れ、更に額部を設けてその下に広い身部と下部に根部を造り出す。

九州でも鎌倉後期以降板碑が多く造立されてきたが、その形態



写真1-14 湯野田類型板碑2基(嬉野市)

は関東型とは異質で、特に額部が厚く突出するところは九州型の特徴である。この特徴は、ここで問題にしていく湯野田板碑を考察する上で貴重な示唆を与えるが、湯野田石碑の名称としては、頭部山形で二条の切り込みをいれるものの、九州型とは異なってフラットの額部を設ける点から、明らかに関東型を意識した造り出しを見ている。ただ、その実態は、切り込みの彫り込みが浅いなど、形態上は関東型に似せた板状石碑といわざるを得ない。そのため、ここでは、関東型の典型的な板碑に似た板状碑ということで、あえて類型板碑として区別する。

ところで、二基のうち大きい方の類型板碑（総高八二・〇センチメートル×最大横幅三六・六センチメートル×最大厚一三・〇センチメートル）には、身部上部に月輪内種字「キリク」（阿弥陀如来）、その下方に「弘安九年／丙戌二月日／比丘尼淨妙／敬白」と陰刻されている。「弘安九年」（二二八六）の紀年銘は、その字体及び陰刻の彫出内容また全体の形状から若干のタイムラグは想定されるものの、ほぼ建塔当時の年号と考えられる。そのため、この類型板碑は「弘安九年丙戌二月日」に「比丘尼淨妙」なる女性によって建碑されたことが分かる。その建碑の性格は、銘文から見る限り、墓碑というより現世安穩と死後の安寧を祈って建てられた逆修碑の可能性が高い。

もう一基の小型の類型板碑（総高六一・五センチメートル×最大横幅三五・〇センチメートル×最大厚一一・〇センチメートル）は、身部上部に月輪内種字「バン」（大日如来）、その下方に「ち□り乃一／□さ□さ□／□□け□□」（□は不明）と陰刻されている。紀年銘は陰刻されていないが、形状や同一の石材（緑色片岩）、彫出内容（ほぼ同一幅の鑿痕）などから弘安九年銘碑と同時期に同一の造立趣旨（逆修）で建碑されたと考えられる。つまり、二基ともに現世安穩と死後の安寧を祈った個人（比丘尼淨妙など）に関わる私的建碑であろうと考えられる。

また、この類型板碑二基が緑色片岩を石材にして関東風の板碑形式で建碑したことに、ここでは特に注目したい。石材である緑色片岩については、昭和六十三年に調査した佐賀大学大島恒彦の報告書でも指摘されているように、西彼杵半島（長崎県産の緑色片岩（『報告書』では緑泥片岩）であることはほぼ間違いない²⁾）。そこで問題になるのが、地元の安山岩を使わずに、何故わざわざ遠路西彼杵半島から石材を求めたかである。恐らく、そ

の理由は緑色片岩という緑色の石材に固執したためと思われる。つまり、この類型板碑を建碑した「比丘尼浄妙」らは、恐らく関東文化圏から下向してきた人物で、関東板碑の石材である秩父石（緑色片岩）に似た緑色の石材で建碑したいという強い願望があったものと思われる。その結果、西彼杵半島産の緑色片岩を求めたものと思われる。ただ、西彼杵半島産の緑色片岩は秩父石と異なり板状の採石が困難であり、しかも秩父石のように長辺の大型板碑状に採石することは更に困難である。この点は、現状の湯野田板碑を見れば理解されることで、結果的には関東型秩父石の板碑とは似ても似つかぬ板碑となってしまっている。それでも建碑者である「浄妙」らにとっては、同じ緑色の石材で建碑したことで満足したに違いない。ここに、五輪塔や板碑などが、主に埋葬や逆修などに関係した私的な墓塔や供養塔であるため、建塔者の生活文化と密接に関係していることを結果的に示している。また、この二基の板碑は、恐らく当時の現地嬉野の人々にとっては初めて見る奇妙な石碑で、想像だにできない異文化圏の石造物として驚きをもって捉えられていたに違いない。

なにはともあれ、この湯野田類型板碑二基は、関東から下向した勢力に関係して建碑された可能性が高い。その下向の背景に未曾有の国難であった蒙古襲来が関係していると思われるのであるが、鎌倉後期の西彼杵半島産類型板碑としては現段階ではこの二基だけしか確認されておらず非常に貴重な遺品である。

ところで、嬉野市内では鎌倉後期の造塔が多く確認される。まず西側地区では、先述した湯野田太子堂の緑色片岩製類型板碑二基をはじめ、内野・温泉区墓地宝塔と五輪塔、更にもともと極楽寺跡にあった正教寺の五輪塔が挙げられる。その中で、最初に建塔された石塔は湯野田の「弘安九年」（一二八六）銘緑色片岩製類型板碑と考えられ、恐らくこの湯野田類型板碑が刺激となって、その延長線上に内野・温泉区墓地宝塔と五輪塔、また極楽寺跡の五輪塔が建塔されたものと考えられる⁽²⁾。

次に東側地区を見ると、鎌倉後期の建塔として東吉田石塔群が挙げられる。この石塔群では二八基分の遺品が確認されるが、実際はまだ多く地中に埋められているとのことであるから、本来は相当数の石塔が建塔され

ていたものと思われる。現在確認できる二八基分を編年すると、大きく三グループに分類されるが、第一期が一二〇〇年代後半から一三〇〇年代前半で、五輪塔地輪が九点、水輪六点、風空輪一点がこの時期に入る。特に今も水輪内部（奉籠孔）に納骨遺物が残る吉田五輪塔（写真1-15）は、当地で確認される正中三年（一二三六）銘五輪塔地輪と比較して地輪背高が低く、また水輪側面四方に陰刻された種子（金剛界四仏）の陰刻が縦長に大きくかつ深く彫られており、火輪軒の厚さも大きい。この点から考えて、正中三年銘五輪塔よりも古式で、恐らく一二〇〇年代後半から一三〇〇年代初期頃の制作と考えられる。この東吉田五輪塔と同じように極楽寺跡五輪塔（現在正教寺に立つ）の水輪にも遺骨が納入されていたという。制作時期は、東吉田五輪塔よりやや後代の鎌倉末頃であるが、五輪塔を掘り出した際に、遺骨は寺跡地（極楽寺跡）に埋めたということである。当地では鎌倉後期に水輪に納骨する五輪塔が一般的であったことを示唆する事例として貴重である。

このように嬉野市内で集中して鎌倉後期の石塔が確認されることは、当時代における有力勢力の存在を示すと同時に、建塔を促す時代的な刺激、恐らく後述する蒙古襲来による世情の混乱と不安が背景にあったものと思われる、そのシンボリックな遺品が弘安九年銘の湯野田類型板碑であろうと考えられる。

③ 八並角宝塔（武雄市）

武雄市八並に立つ巨大角宝塔（写真1-16）は、八並地区を貫く旧長崎街道の側にあり、商店と住宅に挟まれた一角に立つ地藏堂の右側に御堂の屋根とほぼ同じ高さでその偉観をはなっている。三斗に近い巨大塔であるが、たびたび移設されたともいわれる²³。

ところで、文政十一年（一八二八）子の年の大暴風の際に塔の笠が天高く吹き飛ばされたという。しかも、塔



写真1-15 吉田納骨五輪塔（嬉野市）



写真1-16 八並角宝塔(武雄市)

の中にあつた一個の石櫃に納められていた巻物のようなものが風に吹き飛ばされ、里人らは手に触れると祟りがあるといつて恐れ、巻物のようなものは散り散りに消え去つたという(『新・ふるさとの歴史散歩 武雄』)。塔の性格を考える上で興味深い伝えである。また、曾我兄弟の兄の許嫁である虎御前が、兄弟の供養のために四国・中国について三番目に建てたのが八並の供養塔との伝承もある。

現総高二九六・五センチメートルを計る県下最大の大塔で、塔身が八角形となる角宝塔である。基礎はやや低く、上面には納穴ほそあなが穿たれる。塔身は方柱状で、上部と下部に造り出された納は、それぞれ基礎と笠の納穴と組み合う。上部の納上面から、奉籠孔が穿たれている。緩やかな反りを持つた笠棟に対して軒はほぼ水平に切られ、軒下に三段を造り出す。笠の上部は僅かな棟からはみ出した露盤を置き、笠と露盤を一石で造り出している。相輪は全て別部材で構成されており、伏鉢の上に無文の請花を載せ、その上に上部が欠損した九輪を置く。梵字などは配されていない。

この宝塔は、佐賀県下最大の角宝塔であるばかりか、全国でも有数の大型角宝塔の好塔である。制作時期は、その全体観や造形手法から考えて、主に十三世紀後半頃ではないかと思われる。特に笠から露盤にかけての造形は特異であり異色の好塔となっている。これだけの大型好塔を制作した背景には未曾有の国難であつた蒙古襲来など何らかの政治社会的な刺激があつたものと思われるが、先述した隣市の湯野田太子堂類型板碑(嬉野市)などとの関係を含め、当地の持つ歴史環境を探る上で貴重な資料を提供している。

三 多良山系

佐賀県と長崎県の県境をなす多良山系は、東に有明海、西に大村湾を見下ろし、肥前半島の彼杵・高来・藤津の

三郡にまたがって聳^{そび}える霊山である。八世紀に成立した『風土記』（筑後）に「筑後三毛郡の棟木（クヌギ）の大樹で朝日の影は託羅の峯を蔽い」とあるが、この文中の「託羅の峯」が「多良岳」に当たり、文献上の初見とされている。

多良岳は太良嶽・多羅山・萱瀬嶽などとも書かれるが、頂上には「太良嶽大権現」の石祠（上宮）があり、その神宮寺として中腹に金泉寺がある。「太良嶽金泉寺縁起」（諫早市高来町医王寺蔵）などによれば、天竺摩訶訶^{てんじくま}蛇^が国王の神霊が多良山など各地の霊山に飛来し、多良・彦山・熊野を三天権現としている。その飛来の聖地が現在石祠が置かれていた多良山上宮なのであるが、のち和銅年間（八世紀）になって行基が山上に登り、千手観音・阿弥陀如来・釈迦如来三尊の尊像を大権現として祀った。これが太羅嶽大権現の始まりとされている。また平安時代の初めには、渡唐の折、弘法大師が多良岳に登り、清水の湧き出る所に神宮寺である金泉寺を建て、不動明王などを刻んで本尊とし、この山を真言密教の祈祷の道場としたと伝えている。

縁起の内容は資料的に不確かであるが、平安時代以降多良山麓には仁和寺領（真言宗）の庄園が形成されており、恐らくこのような環境から真言密教と成り多良岳の修験道も発達し、いろいろな伝承が形成されていったものと考えられる。

太良嶽大権現と神宮寺金泉寺は、その後、真言修験の道場として雲仙満明寺や黒髪山と対峙しながら栄え、仁和寺領庄園の多い藤津・高来・彼杵三郡の豪族・領民の信仰の中心となり、山麓の寺院・僧坊もその配下に置いていたものと思われる。

以下、多良山系の佐賀県側と長崎県側に分けて、鎌倉後期の主な建塔状況を検討する。

〔佐賀県側〕

① 竹崎観世音寺三重層塔

三重層塔が立つ竹崎島（藤津郡太良町大浦）は、本来、多良岳の東南方向に延びる裾野が有明海に突き出た陸繋島^{りくけいとう}で、有明海交通の要所をなした。その周囲七里の境域を寺領とした観世音寺は真言宗仁和寺派を法統とす



写真1-17 竹崎観世音寺三重層塔(2基 佐賀県太良町)

る古刹こしかつであり、古来九州七観世音寺の随一と称された行基伝説寺院として民衆の讃仰する宗教的霊地であった(24)。また、庄園時代は、京都仁和寺領の庄官職も勤めており、今日まで伝承されている鬼祭(修正鬼祭)などの民俗芸能の源流がその時代に求められている。三重層塔二基(写真1-17)は、現本堂の境内左手に他の石塔群とともに集められている。もとは境内に別々に立っていたが、後代に現在ののような並立の位置に移建したという(25)。

竹崎観世音寺を代表する三重層塔は、基礎の格狭間内に、右塔に蓮華、左塔に孔雀を造り出しているため、多田隈豊秋『九州の石塔』に従い、便宜的に右塔を蓮華塔、左塔を孔雀塔とする。両塔ともに溶結凝灰岩製で、相輪や各層屋根の軒先などに一部損壊がみられるものの完形の塔形がほぼ想定できる形態を保っている。現総高は右塔の蓮華塔が一六九センチ、左塔の孔雀塔が一七三センチであるが、基礎の横幅(六〇センチ)、背高(三〇センチ)は両基とも同値を示しており、本来は同じ大きさで制作されたものと思われる。

蓮華塔は、基礎四面ともに格狭間内に花瓶に挿した蓮華紋を浮彫りし、上面に低い反花、その上部に連子帯れんじをめぐらして塔身の請座を造り出す。塔身は各層とも四面を三区に区切り、中央に方籠けうろうを穿ち、中に如来形坐像と両脇侍の立像を厚肉に浮彫りし、すべて一二座の仏籠ぶつろうとしている。尊像は阿弥陀三尊と考えられる。各層の屋根は三段の鍛葺とんぎで丸瓦を造り出し、軒裏は両端に向かって反っており、二段の隅木・垂木や斗・支輪が表現されるなど、木造建築を思わせる。相輪は、三区に分けられ中央には菊文、左右に連子文を刻んだ露盤の上に、枅形で蓮弁を刻む請花、五段が浮彫された九輪、上部の低い請花は低く皿状で、小ぶりの宝珠がのる。

孔雀塔は、基礎の格狭間の内部に対向する一對の孔雀文を浮彫りし、反花、連子帯と請座の間に連子帯をめぐらせる。塔身は、三区に区切り、

東西面は中央には方龕ほうがんを穿ち、中央に如来形坐像、その両脇に華瓶を浮彫りする。南北面では、中央は扉を閉じた状態を表現しており、左右はそれぞれ上下に分け、上部には連子窓、下部には蓮華文上に種子を刻む。左には勢至菩薩種子、右には観音菩薩種子を刻むため、扉の中には阿弥陀如来の存在が暗示される。笠石は二層と三層が逆になっている可能性が指摘されている²⁶。相輪は二区に区切られ、それぞれ細かい格座間を刻み、請花は枳形である。

『九州の石塔』の著者多田隈は、両塔を評して「共に立塔は安定し、彫技は詳細に至り、殊に格挟間の様式から鎌倉期の造塔」としているが、ここではより絞って、意匠の彫成や形態などから鎌倉後期の作とする。

竹崎観世音寺は有明海に突き出た場所に当たり、しかも背後の多良山系の山岳宗教に深く関わった古刹である。また、大型五輪塔が立つ太良町里の諏訪神社近くにあったという大日寺は竹崎観世音寺の末寺であったともいわれ、本寺を軸にした山岳宗教との関係が読み取れる。

ところで、両塔はともに溶結凝灰岩製の好塔であり、各意匠の彫成を含め、制作は福岡県筑後地方から主に肥後の影響が考えられる。それに関連して、川勝政太郎は基礎格狭間内の蓮華文、孔雀文の意匠が所謂「近江様式」という観点から日本海交流を通じた宗教的な繋がりがや石工の出張制作の可能性を指摘²⁷しているが、近江様式がもたらされたのはむしろ福岡県筑後地方から主に肥後地域にあてべきと考える。

また、同所には、両塔と同時期の作と考えられる溶結凝灰岩製の五輪塔（地輪・水輪の残欠）や宝塔をはじめ、越前式装飾文様を施した福井県足羽山産の勿谷石製宝篋印塔塔身（鎌倉後期）など遠隔地から搬入された石塔²⁸が確認され、鎌倉後期の当寺の宗教的興隆が想定される。これらの諸点を踏まえ、蓮華塔・孔雀塔の両塔は、石塔制作技術の移動や製品の流通を前提にした東シナ海や日本海を視野に入れた内海・有明海の豊潤さと霊山・多良山系の神格から位置づけるべき好塔と考えられる。特に鎌倉後期の宗教的興隆が他の地域同様に竹崎のこの地にも波及しており、そのことが三重層塔を軸にした大型塔建塔の最大の要因であったことが示唆されている²⁹。

② 里五輪塔

佐賀県太良町里地区では鎌倉後期の大型五輪塔(安山岩製、写真1-18)が確認される。総高一四三・五センチの完形五輪塔で、現在は諏訪神社の境内隅にあるが、昭和七年に鉄道が敷かれる前までは神社境内の側まで海が入り海岸に接していたという。千々石五輪塔(雲仙市)と同じような立地条件をもっている。

形状は、やや横長の地輪(横幅五六・五センチ×背高四五・三センチ)にのる水輪は無地のままほぼ球形をなし、火輪は軒厚(中央厚・八・〇センチ 両端厚・九・五センチ)を保ったまま軒端で僅かに軽く反る。風輪に対しやや大型の空輪の調和は全体観としてはいいが、単品として観察した場合、形状の形式化が見て取れる。石材・法量や彫出内容から一具であることは間違いなく、この形態からみて鎌倉時代後半頃の作として間違いのないものと考えられる。

当地には、往時、「天神(あまつかみ)」と称する社殿があったが、南北朝の争乱で荒廃、その後、肥後・菊池氏の一族である池田氏が当地に住み、応永四年(一三九七)に信州諏訪神社に参詣、その際同社の分霊を勧請したのが当社の起源といわれている⑩。

ところで、大型五輪塔が立つ諏訪神社から数百メートル山手には大日寺跡と呼ばれる寺院跡があるが、この寺院跡は竹崎観世音寺の末寺であったといわれ、多良山系の山岳宗教との関係が読み取れる。

また、そこから僅かに離れた山手に大型の宝篋印塔(安山岩製・総高一三三・〇センチ)がある。この宝篋印塔は、現在は太良町大字大浦の正恩寺中庭に移されているが、本来は、正恩寺より下手の三本松という道側に立っていたという。製作時期は



写真1-18 里五輪塔(佐賀県太良町)

一三〇〇年代前半から半ば頃と思われるが、この宝篋印塔の本来の建塔場所は多良山系への参道に当たる地所の可能性が高い。

このように、当地でも多良山系の山岳宗教を背景にした鎌倉後期の宗教的興隆が想定される。しかも海岸の上陸地には五輪塔(里)、参道途中には宝篋印塔(三本松)という建塔種目の分別が見られ、雲仙山系と同じ傾向が認められる。

〔長崎真側〕

近世大村藩の総合調査書「郷村記」の萱瀬村經の岳之事の項に、多良山系の主峰・經ヶ岳について興味深い内容が記述されている。

往昔此絶頂に壺に經文を納埋めし所なる故、經の岳と號すと云傳大日曰、此經の岳、上古ハ或時は高くなり、又俄に低くなり、高低更に定まらず、種々の名あるゆへ、此絶頂に經文を納めし所、其後怪異やむとなり
天明元年十月、或人此岳の頂上を掘見るに、果して一ツの壺を得たり、其壺中を見るに經文あり、然れども壺割居紙腐敗して運讀せず、可惜故に唯其文字の存せし處のみを寫とり、所持せしを予迄得て左に記す(中略)

敬白此所に施主の名ありと見へた
り、壺われ紙されて知れず 今如法經者永仁二年卯月上旬永仁二年より(簡略字)安政六年迄
五百五拾五年二なる

奉書寫同年九月十四日供養此間に文字ありと
いへとも不分明 上六部也、光經爾記不知以下又

又鏡の割ありと云ふ、予或日登山して、右壺を埋めし所を掘改めしに、今は巖石の中に穴ありて壺の形もなし、唯土中に梵字書たる平石を得るのみ(以下略)

これは、經ヶ岳絶頂に埋められていた壺とその中に収められていた經文が天明元年(一七八二)に発見されたが、その經文に「敬白」以下の文章が書かれていたという。經ヶ岳が時に高くなつたとおもえば急に低くなつたりする怪異が何を指しているのか分からないが、文中の「上六部」とは法華經の六部をさしているものと思われる。ただ後代の書写であるため資料的におちるが、「永仁二年」(二九四)という年号は、ここで問題にしている大型石塔の制作時期とほぼ同時期に当たり、また如法經、つまり法華經の經文写経は修験の重要な修行法であることはよく知られて

いる³¹⁾。

また、鎌倉後期の埋経は、後述するように大分県国東の正応三年（一二九〇）銘伊美別宮八幡社国東塔の建塔でも確認され、この時期の埋経が一地域にとどまるものでないことを示唆している。更に鎌倉時代の経塚は、平安末期の弥勒出世に知遇するという末法思想的観念が消えて如法経そのもの、釈迦尊崇の一念があるのみと察せられ、仏教興隆、一山平穏といった普遍性をもった祈願内容に変わっていることは既に指摘されていることである³²⁾。

鎌倉後期の埋経が仏教興隆、一山平穏といった意味合いを強くしていることはその背景に世情の混乱と不安を想定させるものであるが、鎌倉後期の霊山と大型石塔との関係を考えてとき、この経ヶ岳での埋経行為は多良山山岳宗教の高まりを示唆するものとして興味深く、またこのことはより個人的な「逆修」碑の造塔にも関連していると考えられる。

長崎県にあつて、最初の「逆修」塔は永仁五年（一二九七）銘の川棚五輪塔（緑色片岩製）である³³⁾。この永仁塔は昭和二十三年頃、河原城跡近くの七浄寺跡墓地付近から出土したものであるが、七浄寺跡墓地には、現在、五輪塔四八基分、宝篋印塔四基分が確認され、建塔時期も鎌倉後半から室町時代まで遡る。永仁塔も、本来は七浄寺跡墓地に関わる五輪塔であつたと考えられる。

ほぼ完形のこの五輪塔は、現総高八八・七センチメートルを計る。地輪は二段造りという非常に特異な形状をもっており、その上段四面に一〇四文字からなる銘文を陰刻する。水輪四面には「金剛界四仏種子」を彫り、ク点部は通常の菱形状ではなく丸状に表している。背高二二センチメートルの火輪は、軒横幅四〇・〇センチメートルに対してやや高めに設定し、上下端にはそれぞれ水輪と風空輪を受け入れる柄穴（大人れ）を穿つ。風輪部の背高は空輪部に対し若干短めにとり、空輪部の張り出しは風輪部の上端部横幅とほぼ一致し、背高も空輪部が長めに設定されている。この点が、紀年銘（永仁五年）から想定される形状から考えて当初のものか疑念が残るところである。

ところで、この五輪塔の造塔の趣旨は、「奉造立／塔婆一基／源長盛後家／尼為逆修立之」、また「永仁五年丁酉

十一月三日／比丘尼法阿／敬白／南无阿弥陀佛」の銘文から、源長盛後家尼である比丘尼法阿なる人物が永仁五年に逆修のための作善行為として造塔しており、逆修のための建塔としては全国でも早い事例である³⁴。特に佐賀県嬉野町の「弘安九年」（一二八六）銘と無紀年銘の二基の緑色片岩製類型板碑や、大分県杵築市の元応三年（一二三二）銘財前家墓地の国東型宝塔（国東塔）はその銘文（右志趣為現世安穩後世菩提出離生死法界衆生也）から「逆修」であることは明白であるが、これら鎌倉後期の逆修塔は、当時の世情の混乱と不安を背景にしたより個人的な現世安寧と極楽往生を願った作善行為の結果であったと考えられる。

また、鎌倉末期の正和五年（一三二六）銘東光寺跡宝塔は銘文から墓塔として個人的に造立されたことが知れるが、塔自体の建塔時期は注目すべきである。

大村市の北側を流れる郡川周辺には、かつて郡七山十坊と呼ばれる寺院群があった。この寺院群は、言い伝えでは奈良時代の創建ともいわれるが確証はなく、天正二年（一五七四）のキリシタンによる焼討ちにあい灰燼に帰した。東光寺跡も、その寺院群の一寺跡で、ここには約二〇基分の中世石塔類が集積され、当時の繁栄振りを今に伝えている。

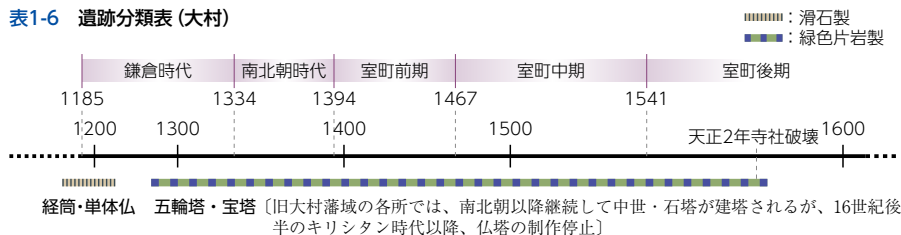
正和五年銘宝塔は、現総高六四・〇センチの残欠塔で現状は基礎と塔身（上端一部欠損）だけであるが、周囲に相輪の一部が残る。石材は地元・西彼杵半島産の緑色片岩製塔であり、基礎は背高二九・〇センチに対し横幅は四四・二センチをとって重厚感があり、基礎上端に複弁一六葉の反花を造り出す。円柱状をなす塔身は、その首部に五二本の縦連子を彫り込み、塔身4面には「金剛界四仏種字」をやや小振りに陰刻し、キリクとアクの種字間に銘文を刻む。塔身上面からは、大きめの奉籠孔を穿っている。塔身側面に刻まれた銘文によれば、本塔は、東光院阿闍梨性元なる密教系僧侶が、造立前の正和五年の十一月初四日丑の時（尅）に七六歳で亡くなったので、それから約一ヵ月後の十二月八日に本塔を建塔したという³⁵。

問題はその建塔状況で、郡川周辺の寺院跡またその周辺では、鎌倉後期にいきなり宝塔が建塔されてくる（表1

―6「遺跡分類表」(大村)参照)。最初に佐賀型の安山岩製の宝塔が登場し、その後の鎌倉末期に正和五年銘宝塔などのような地元西彼杵半島産緑色片岩製塔が建塔されてくる。この傾向は郡川周辺だけでなく、東前寺(波佐見町)や七浄寺跡(川棚町)、清心寺跡(東彼杵町)などでも同じで、鎌倉後期になるとそれこそいきなり宝塔や五輪塔が建塔されてくる。これらは、当時の造立階層を考えたとき、基本的に有力高僧や在地の有力領主に関わる石塔であり、その性格は仏教の所産である。この点から考えると、鎌倉後期の突如の仏塔建塔という現象は、その背景に仏教(密教)を軸にした大きな文化的刺激が起こった結果であり、その刺激を引き起こした何らかの重大な社会的混乱と不安があったものと想定される。

また、大村市弥勒寺町に「線刻不動明王」自然石板碑(総高一三〇センチメートル)がある。この自然石板碑については制作時期が未定であり断定的なことはいえないが、彫出内容や形状から鎌倉時代後期という時期が与えられ、多良山修験(山岳宗教)との関係が想定されている。更に、この弥勒寺町内とその周辺では、計一四鉢の線刻石仏が確認される。この線刻石仏は、手印を納衣で被いお椀を伏せた形で合掌した姿をもち、明らかに如来形をしている。この弥勒寺町如来形線刻石仏と同形態の線刻仏は、脊振山霊仙寺跡(佐賀県)でも確認されるし、また福岡県豊前市・求菩提山でも確認される。ただ、その制作時期については十五世紀まで幅をもって検討すべきものであり、ここで問題にしている鎌倉後期の造塔からははずれる。ただ、こういった線刻石仏の制作が仮に鎌倉後期に起点が求められるとすれば、そこには、他の石塔類と同じような文化的刺激が想定され、一時的な仏教興隆、一山平穩といった普遍性をもった祈願内容が認められるものと思われる。

表1-6 遺跡分類表(大村)



四、大分県

大分県臼杵市深田にある総高四〇九センチメートルの大型宝篋印塔（日吉塔）は、臼杵石仏群前方にあり、全国でも最大級の巨大塔である。繰形座を下にした基礎は上端一段、四側面はそれぞれ二区に分かつて、背面を除く三面の各区に格狭間を彫る。塔身は正面を龕形に彫り込んで厨子にし、その内部床面に小孔を穿って奉籠孔に通じて写経追納に備えたものという。笠は下端三段・上端五段で、相輪は露盤以上を一石で彫成したもので完形である。この巨大塔の制作時期は鎌倉時代後半期といわれ、また叡尊教団との関係も想定されている³⁶。

また一般に国東塔といわれる宝塔も、その初源は十三世紀後半に求められる。この宝塔は、六郷満山傘下の寺社に造立された特異な形状をもつ宝塔で、基礎の上に蓮華座において塔身を安置するものである。この国東塔の中で最古の紀年銘をもつものが弘安六年（一二八三）銘の岩戸寺国東塔（国東市）であるが、その銘文には「如法経奉納石塔一基／右志者為當山平安／佛法興隆廣作修善／乃至法界平等利益／弘安六年大歲一癸未九月日／大勸進金剛佛子尊忍／造立者專日坊」とある。この銘文から、その造塔の主旨が「當山平安」「佛法興隆」「廣作修善」「法界平等利益」の祈願にあることが分かる。

また正応三年（一二九〇）銘の別宮八幡社宝塔は、両子寺宝塔とともに初期の国東型宝塔（国東塔）を代表するもので、後補の基礎・基壇を含めた現総高は四七六センチメートルの巨大宝塔である。この宝塔の塔身には長文の銘文（本稿では割愛）が刻まれているが、その銘文を分析した河野竜介によれば、銘文中の「詣三會」に注目して「その実態は経塚と同様の目的で造立されており、他の祈願を目的とした納経塔とは、その根底において一線を画するものである。」³⁷と述べられ、経塚と同様の目的で造立されたものとされた。ただ、先述したように鎌倉時代の経塚は平安末期の弥勒出世に知遇するという末法思想的観念は消えて、如法経そのもの、釈迦尊崇の一念があるのみと察せられ、仏教興隆、一山平穏といった普遍性をもった祈願内容に変わったといわれる³⁸。

なお、鎌倉後期の埋経は多良山頂でも確認されるが、このことは、より個人的な「逆修」塔の造塔にも関連して

いると考えられる。長崎県にあっては、最初の「逆修」塔は永仁五年（一二九七）銘の川棚五輪塔（緑色片岩製）である。更に佐賀県側では、先述したように嬉野市の「弘安九年」（一二八六）銘と無紀年銘の二基の緑色片岩製類型板碑がそれに当たると考えられる。また国東塔にあっては、元応三年（一三三一）銘の財前家墓地国東塔は、その銘文（右志趣為現世安穩後世菩提提出離生死法界衆生也）から「逆修」であることは明白である。

以上述べた「日吉塔」のような大型塔や埋経に關係した石塔、更には「逆修」塔が何故一地域を超えてほぼ同一の時期（鎌倉後期）から本格的に造営されていくのか、そこには靈山信仰の高まりに關わるような共通の政治的社会的な要因があったのではないかと思われる。

以上、この項では、雲仙山系（島原半島）を軸に多良山系、脊振山關係、大分県内の建塔状況について述べてきたが、靈山と鎌倉後期の大型石塔との關係は、何も雲仙山一山に限ったことではなく他の靈山を含めた共通した傾向であったこと、また同時期の「埋経」「逆修」に關わる造塔も、鎌倉後期の政治・社会上の混乱がその背景にあったことが想定される。

■三、蒙古襲来（異国降伏祈祷）と大型石塔造立の關係

これまで述べてきた鎌倉後期の建塔、特に雲仙山系に何故突如として鎌倉後期の大型石塔が出現するのか、またその建塔場所が三カ所とも雲仙信仰に關係する四面宮に付随する形で出てくるのか。更に多良山系にあっては、経ヶ岳頂上に納められた経筒をはじめ旧大村藩域の地方や佐賀県側の竹崎や里、嬉野などで、雲仙山系同様に鎌倉後期に突如として大型石塔が建塔されてくる。しかもこの傾向は一地域にとどまらず脊振山系などをはじめとする広い範囲で確認されている。

これらのことを考えると、鎌倉後期の大型石塔は雲仙信仰や多良信仰など各地の靈山信仰と何らかの關係があったことはほぼ間違いないものと思われるが、当然、そこにはこれら大型石塔を造立するだけの信仰上の高まりがあった

ものと考えられる。

ところで、鎌倉後期に雲仙信仰更には各地の靈山に共通した山岳宗教の隆盛を引き起こした要因として蒙古襲来の問題がある。未曾有の国難として震撼させた蒙古襲来は最終的には鎌倉幕府の終焉をもたらすが、異国降伏の祈祷などその国難除去のための宗教上の高揚が起こったことは多くの文献で知られている。文永六年(一二六九)から文永十一年まで幾つか事例をあげてみる。

文永六年 山城国正伝寺住持東巖慧安が蒙古辺国貧人の降伏を祈願、同じく東巖慧安、文永七年に祈願文を石

清水八幡宮に捧ぐ(「正伝寺文書」)。

文永八年 龜山天皇、石清水八幡宮に幸し異国の事を祈祷(「吉統記」)。

文永九年 筑前宗像神社「当神は降伏異国の大将、鎮護国家の靈神なり」(「宗像神社文書」)。

文永十一年 伊勢・石清水以下一六社に蒙古の事に関し奉幣使を派遣(「勘仲記」)。

そのほか、多くの事例を散見できるが、『八幡大菩薩愚童記』には「(文永十一年十月)廿日ヨリ異国降伏ノ御祈祷トモ始行(ル)。宝前ニシテ御殿司入寺ノ両座ヲ以テ最勝王経購読セラル。十一月二日ヨリ山上諸座御祈ヲ勤ム。同八日ハ御幸アテ御祈請アリ。両惣官勸賞ヲ行ル。其上社務官清ヲ馬場殿ニ召シテ銀劍沙金子ヲ給ワル。是異国降伏ノ御祈ノ為也。慇懃ノ叡信宗廟照鑑アルラント覚ユ。」とある。また弘安の役に関して京都における人心の乱れと祈祷が行われたなど多くの事例が記されている³⁹⁾。

また九州にあつては、熊本県阿蘇郡南小国にある満願寺は、文永の役の前、異国降伏・鎮護国家の祈願のための勅願寺として文永十一年(一二七四)北条時定が創建した真言宗の寺院であり、本寺近くには北条時定・定宗・随時三代の墓(五輪塔)がある。

大慈寺(熊本市)は寒巖義尹(かんがんぎいん)の創建になる曹洞宗の古刹であるが、創建時から朝廷の勅願寺であり、正応元年(一二八八)には後深草上皇の院宣を受けて曹洞宗の中で最初の祈願寺となっている。この大慈寺は、河尻庄地頭河

尻泰明が弘安の役における仏の加護に感謝して建立したものといわれ、蒙古襲来がその創建に深く関係している。

佐賀県神埼郡にある東妙寺（真言律宗）も、文永の役後の弘安元年に後宇多天皇が鎮護国家・異賊退散祈願の一字の建立を祈願され、西大寺叡尊の高弟唯円を住持として創建されたといわれ、境内には鎌倉後期の宝塔塔身（残欠）が種字に漆痕を残した状態で確認される。また、佐賀県佐賀市にある高城寺は文永七年（一二七〇）に藏山順空が創建した禅宗寺院であるが、弘安八年には幕府の保護を受け（肥前守護北条時定書状（弘安八年二月二十三日）、また正安二年（一二〇〇）には高城寺を関東御祈祷所とする旨の下知状を獲得している）。

また「他寶坊願文」（福岡県前原市・個人蔵）によれば、永仁元年（一二九三）に修験者他寶坊が異国降伏祈禱のため筑前生の松原に熊野権現を勧請する願いを立て幕府に願い出たところ、社を建立、一二躰の神像と御正躰一二仏が熊野社から下された旨が述べられている。この願文は、蒙古襲来以後神仏の効験が強調されると同時にその祈禱による功績が宣伝されていることを示すものとして貴重である。

そのほか、異国降伏祈禱の本尊として造立された像もいくつか知られている。東大寺真言院の木造多聞天立像・広目天立像（弘安四年開眼）、西大寺叡尊の愛染明王像、懸仏として弘安五年造立の銅造釈迦如来座像・十一面觀音座像・懸仏などである。

ところで、雲仙信仰と蒙古襲来の関係を示すものとして、江戸期編纂の『深溝世紀』巻九烈公下に温泉神の化身・四面の勇士の活躍が記されている。

「深溝世紀」巻九 元禄六年

四面祠不詳其創焉歲月、貞觀中詔進神位、其來久矣、有弘安役、山神出頭、退元虜俗説、不唯伝口碑、稱官小説亦載之、雖其言怪誕不足信焉、然神之威德浸漬人肺腑、故為此説也。

小説云、弘安四年七月蒙古大発舟師、入冠干筑紫、我將士激戰敗之、賊中有一身三面者、出拒我軍、縱橫奮擊所向無前、將士為之 踞、一身四面忽然出來、与三面者相博投海、猶進擊、斃數十百人、其輕捷如飛、賊大懼、回

船遁遠洋、或問之曰、君自何処來、答曰、吾肥前温泉人也、遂去不見、其後官將賞之、遣使者于温泉求之、土人云、此地無四面人、時使者見路傍一叢祠、問其名、曰速日別神祠也、抑此神一軀四面、各殊其名、以護衛西海九國、或其神出顯也歟、使者以為然、還報其言、官感神之靈驗、宏壯其祠宇、寄附祭田以賽之、改号四面大明神云、祭神四座、速日別護兩肥、豊日別護兩豊、白日別護兩筑、豊久士比泥別護薩、

鳥原藩主松平家の事跡をまとめた正史『深溝世紀』は、いうまでもなく江戸期編纂である。そのためここに挙げた内容は資料的に弱い、雲仙山神と蒙古襲来との関係を示すものとしては興味深い。それによれば、弘安四年七月蒙古の大軍が筑紫に入寇した時、蒙古軍に一身三面の勇士が現れて我が軍を悩ましたが、そこに一身四面の勇士が出現して大いに奮戦し蒙古軍を追い払ったという。その四面の勇士こそ「肥前温泉人也」で、その後官庁が使者を派遣して四面の勇士を探したが見つからず、西海九国を鎮護する温泉神の化身こそ四面の勇士であったとした。しかるに官庁でも大いに神の靈驗を感じ社殿を宏壮にし、祭田を寄付して報祭の礼を厚くし、神号を改めて四面大明神としたという。

上記引用資料は、先述したように後代にまとめたものであるが、ただ蒙古襲来による国難除去と鎮護国家のための祈祷が靈山信仰（山岳宗教）の興隆を引き起こしたことは間違いなく、雲仙信仰の高揚は伝説に残されたように十分に肯定されるものと思われる。また「温泉神社由緒記」によれば、温泉神社は、弘安四年に九州の総鎮守になっている。弘安四年といえ、弘安の役に際し異国降伏のための諸対策がとられたことは知られていることである⁴⁰。またその役で温泉四面の勇士が活躍した年であり、その年に九州の総鎮守になったということは温泉神社と弘安の役との関係を示唆するものとして貴重である。

また、平戸南部に聳える靈山・志々岐山と蒙古襲来との関係も興味深い。江戸期編纂の「志自岐家覺」（公益財団法人 松浦史料博物館蔵）に弘安七年十一月十八日の注進状が収められているが、それによれば弘安四年末船（蒙古）襲来の折り一艘の賊船が當社の御前で漂倒したが、これは「異賊退浸之表示也」とし、また暴風で賊船がごとごとく破

滅したが、これは「吾神本誓之所致也」として官司(源)家秀の忠勤を述べ、「當社靈驗之子細為奉注進粗言上如件」と結んで最後に五名の注進状の差出人名をあげている。このような注進状は、そこに書かれた内容が事実であるかどうかはともかくとして、蒙古襲来を機に神仏の効験が強調されその功績が宣伝されていく中で各靈山で作成されたことは十分に考えられることであり、しかも志々岐山の地理的關係から蒙古襲来時に非常な混乱があったことは間違いないものと思われる。

次に、九州以外の事例で蒙古襲来及び異国降伏祈祷に関係して造立されたと考えられる主な石塔について述べる。

〔浮島十三重層塔〕

この層塔(京都府宇治市 写真1-19)は、総高約一五・二メートルの現存する最大の中世層塔で宇治川中州の浮島に立ち、弘安九年(一一八六)に叡尊が造立したものである。この造立について、川勝政太郎は、長文の銘文を引用しながら宇治橋再興のために朝廷の命で網代を破却しその供養のために建立し、同時に佛舍利及び数巻の妙典を奉安したものである(41)。

ただ、「報恩院文書」の弘安七年の項に、「朝廷、叡尊の宇治川の網代を停廢して、同川の橋を修造し、以て蒙古合戦で戦死した八幡以下諸社の神兵の靈を慰めたい」との奏上を承認したとある(42)。つまりこの文では、宇治橋を再興することにより蒙古合戦戦死者の靈を供養したいとなっている。この点から見れば、「浮島十三重層塔」は、もろもろの供養を含め、蒙古合戦による戦死者の供養塔として造塔した可能性が高い。実際、叡尊が異国降伏祈祷で大きな役割を果たしたことは「勘仲記」など多くの文書で明かであるが、この層塔が総高一五メートル以上の巨大塔であること、またその石材がこの時期から本格的に使用され始めた兵庫御影産の花崗岩であることなどを考えれば、その造塔は一大事業であったことは間違いない。この点から考えれば、蒙古合戦



写真1-19 浮島十三重層塔
(京都府宇治市)

戦死者の供養という国家的事業の一環として造塔された可能性が高く、その供養のために数巻の妙典等を奉安したと考えられる。

ただ、この場合、何故基礎側面の銘文にそのことが記されていないのが問題になるが、これについては「石清水八幡宮五輪塔」の項で引用する野村 隆の言を借りれば、「叡尊は貴顕権門の寄進は一切辞退するのが例であったため」ではないだろうか。

ところで、大橋の架橋事業と蒙古襲来との関係は、緑川（熊本県）の大渡橋でも想定される。この大渡橋は弘安元年（一二七八）に完成したが、この大渡橋架橋事業は肥後河尻大慈寺の開山寒巖義尹かんがんぎいんが行ったものである。この架橋事業につき、上田純一は「基本的には仏教者としての人命尊重からなされたものであり、社会事業としての一面を有するものであることは多言を要さない。（中略）義尹の大渡橋架橋は高まる異国警固体制の中で兵員武器輸送の円滑化を担ったものと考えることができのではないだろうか。義尹が架橋の趣意を、その勧進疏の中で、『域中之福業』『為国家之徳政』と共に『永鎮四夷之凶乱、奉憑三念大悲、偏祝一天之泰平』と謳っているのは、この意味から注目される。」⁴³と述べられ、大渡橋架橋事業と蒙古襲来との関係を示唆されている。これに関連して、先述した大慈寺（熊本市）に鎌倉後半の大型層塔（花崗岩、関西制作）があるが、この層塔も、「浮島塔」と同じように大渡橋架橋事業に関係して建塔されたのかもしれない。

宇治橋と大渡橋の事例を直接結びつけることはできないかもしれないが、ただ両橋大事業の十三世紀後半という時期には蒙古襲来という未曾有の国難との関係が少なからずあったことは十分に想定されるものと思う。

〔石清水八幡宮巨大大五輪塔〕

鎌倉時代中期から後期にかけては巨大五輪塔が多く造られるが、その中で最大の五輪塔といえは、総高六・二五以上の石清水八幡宮五輪塔（京都府八幡市 写真1-20）である。建塔地は神宮寺の極楽寺跡といわれる場所に立つが、この五輪塔は別名「航海記念塔」ともいわれ、摂津尼崎の商人が中国宋との貿易の帰途、石清水八幡宮に祈つ



写真1-20 石清水八幡宮
五輪塔(京都府
八幡市)

て海難を逃れた報恩のために承安年間(一一七一―五)に建立したものと
う。また平安時代前期の貞観時代、宇佐八幡より石清水を勧請した大安寺行
教の塔ともいわれるが確証はない。特に、この五輪塔の制作時期は形態や建
塔に関わる経緯から十三世紀後半頃と考えられるところから、両伝承とは時
期的に異なる⁴⁴。また、このような巨大五輪塔は一個人を施主とした造塔
とは考えられず、何らかの政治的な意図が関わっていたことは間違いない。

ところで野村 隆は、この石清水八幡宮五輪塔を大日如来塔として、異国降伏祈禱を成就せしめた八幡大菩薩に報恩のために奉献したのではないかとしている。特に叡尊の活動に注目した上で、「元寇の危機をのり切った叡尊ら戒律僧の祈禱の威力に感嘆した後宇多帝は親しく叡尊を宮中に招き慰勞^{いんぎん}され亀山上皇共々間法受戒し、勅して諸国僧尼国分寺を永く戒律道場とし、また八幡宮と大乘院に行幸し五八〇余僧の神験法楽の大法会に列せられた。当然恩賞の御沙汰があつたと思われるが叡尊は貴顕権門の寄進は一切辞退するのが例であつたので叡尊にそむかぬよう国難回避祈禱を成就せしめた八幡大菩薩に報恩の大日如来塔を奉献したのではないか。」⁴⁵と述べている。更に、その設計施工には西大寺系石工があつたのではないか、また叡尊の「感身学生記」にこの記載がないのは皇室恩賞をはばかる謙虚と計らいからではないかとしている。

異国降伏祈禱における叡尊と石清水八幡宮の関係については、「弘安四年七月七日石清水八幡宮の宝前で尊勝陀羅尼^{だらに}を誦誦、西大寺叡尊、これに加わる」(「八幡愚童訓」)、「八月十一日西大寺叡尊、この日から三日間、石清水八幡宮の宝前に諸僧を集めて一切経の転読を行い、異国退散の報賽とする、亀山上皇及び両女院これに臨む」(「勘仲記」など)など散見される。また、このような巨大五輪塔が一個人に関わる造塔とは到底考えられないこと、更に前述した浮島十三重層塔に関する叡尊と蒙古襲来戦死者供養の関係などを考えれば、この石清水八幡宮五輪塔も、野村が述べたように異国降伏祈禱成就のための造塔の可能性が高く、恐らくその背後に公権力の働きかけ

があつたように思われる。

ところで、仮に公権力の造塔費用を含めた後押しで巨大五輪塔が建塔されたとしても、何故に五輪塔を種目として選択したのが問題である。この点で『八幡大菩薩愚童記―蒙古襲来の原点』（愛媛県八幡浜市八幡神社所蔵 文明十五年写本を底本）を著わした五葉道全の分析は興味深い⁴⁶。五葉は、解説の「内容と思想」の項で、八幡大菩薩の勝利の源として「水・火・風」の三要素を挙げている。「水」は、八幡大菩薩が母神功皇后の胎内にあつた際、早珠（白玉）、満珠（青玉）の威力で三韓の敵に勝利を得た。早珠でもって大海の潮を急に引かせ、満珠でもって海水をみなぎり寄せることで敵軍を壊滅させたといひ、結局は「水」の威力で勝利を得た。「火」は、文永の役の際に八幡大菩薩の火生三昧、すなわち「火」の力でもって蒙古軍を退散させた。「風」は、弘安の役の際、石清水八幡宮における思円上人（叡尊）の敵国降伏祈禱に応じて八幡大菩薩が大風を吹かせて蒙古軍を退散させ、「風」の力で勝利を得た。この勝利の源である三要素は仏教でいう宇宙生成の四大要素の「地・水・火・風」に通じるとしている。この四大要素は、この世の物資は「地・水・火・風・空」の五大によつて構成されると説く五大思想と同意であり、この五大思想に同じインドに始まつたといわれている五輪図形が結びついて日本で初めて石塔化されたのが五輪塔であり、その立体化は覚鑿の『五輪九字明秘密釈』による考案とする説が主流である⁴⁷。つまり五輪塔は、八幡大菩薩による敵軍（蒙古）撃退の要素に理念上合致した石塔ということができ、そのために石清水八幡宮における異国降伏の象徴として五輪塔が選ばれた可能性が高い。であれば、この巨大五輪塔は弘安の役後に建塔されたことになり、野村のいう異国降伏祈禱を成就せしめた八幡大菩薩に報恩のために奉獻したという説がより有力になつてくる。なにはともあれ、この巨大五輪塔は、蒙古襲来という未曾有の国難回避に大きく貢献した報恩の証しとして建塔された可能性が高く、蒙古襲来に深く関係した石塔であつたと推察される。

〔高野山町石〕

和歌山県伊都郡九度山町の慈尊院から高野山奥院までの参道沿いに町石卒塔婆が建立されている。この高野山

町石については、愛甲昇寛が『高野山町石の研究』でその研究成果をまとめているが、それによれば町石の大部分は鎌倉中期、文永三年（一二二六）から弘安八年（一二八五）にかけて造立されているという。特に施主及び被供養者の中には、上は天皇から北条時宗・安達泰盛など幕府重鎮の施主が目立つ。とりわけ町石建立にもっとも力を尽くしたのは安達泰盛であったといい、町石建立の趣旨とその背景について、愛甲は「町石卒塔婆の銘文から見てみると、先妣、先考、先師、二親等の成就仏道法界平等利益、法界衆生脱苦得楽、一切衆生皆成仏道、出離得脱を願って建立されたもので、単なる道標でないことは、はっきりと理解できる。」⁴⁸と述べられている。

また、三七町石の下から出土した礫石経について、愛甲は「高野山出土の礫石経は、内容が金光明最勝王経であることを考えると、町石建立が時あたかも文永、弘安の蒙古襲来に当たっており護国の意味で礫石経が埋納されたのではないだろうか。」⁴⁹と述べられている。高野山には、弘安四年蒙古襲来の折り、朝廷から異国降伏祈祷の沙汰があり、幕府からも御教書が届いた。また、兵庫県御影産の花崗岩（御影石）が本格的に石材に使用されたのは、この高野山町石が最初といわれており、その造塔が大がかりなものであったことを示唆している。

これらの点から考えると、高野山町石の大部分を占める文永から弘安に至る町石については、その造塔の背景に蒙古襲来という未曾有の国難に対する鎮護国家、また蒙古襲来もたらした社会不安に対する信仰上の高まりが関係していた可能性が高いように思われる。

〔六郷山国東塔と日吉塔〕

六郷山（大分県国東）と異国降伏祈祷の關係は、特に島原図書館松平文庫蔵の「自坂東御教書之写」に散見できる。

建治元年（一二七五）

九月十四日 幕府、（九州各国の）寺社に守護を通じて異国降伏の祈祷を命ず。

九月二十二日 大友頼泰、幕府の異国降伏祈祷の指令を六郷山に施行。

十月二十二日 大友頼泰、幕府の命により豊後国六郷山に異国降伏の懇祈を命ず。

この異国降伏のための祈祷が六郷山で行われた十三世紀後半は、先述した岩戸寺国東塔（弘安六年銘）や総高四〇九センチの大型宝篋印塔（日吉塔、鎌倉後期）が造立された時期でもある。前者の岩戸寺国東塔は、その銘文から造塔の主旨が「當山平安」「佛法興隆」「廣作修善」「法界平等利益」の祈願にあり、また日吉塔の如き巨大塔の造立は、先述した浮島十三重層塔などのように一個人に関わる造塔の可能性は低く、何らかの政治的な作為が考えられる。この場合、造立時期に注目すれば、浮島十三重層塔や石清水八幡宮五輪塔、更には高野山町石に見られる異国降伏祈祷という宗教的刺激が、その造塔に強く影響を与えた可能性が高い。

〔脊振山靈仙寺跡層塔と宝塔〕・・・佐賀県神埼郡吉野ヶ里町

佐賀県脊振山靈仙寺跡の宝塔と三重層塔の石造学上の所見については先述したとおりであるが、ここでは蒙古襲来との関係性について概略を記す。

脊振山と蒙古襲来との関係を示すものとして、慶長年間に書かれたという「河上山座主職相承次第」（実相院文書）がある。その文書のひらば惠鏖僧止の註として「此代、弘安四年、蒙古渡る。天下の御祈祷を抽んず。（略）脊振山衆徒門徒諸國に満つ」とある（50）。

ところで、靈仙寺跡から出土したといわれる建治二年（一二七六）銘の三重層塔について、その施主として銘を残す「源知」について、「知については不明であるが、松浦党志佐氏に一人、知という人物がいる。そして知の父、挙の従兄房及び房の三子直・留・勇は建治二年の二年前、文永の役で皆戦死している」⁵¹とし、この三重層塔は文永の役とあるいは何らかの関係があるのかもしれないとしている。確かに志佐知の子授が貞治七年（一二六八）まで存命していることからやや疑念も残るが、当寺の靈山に立つ鎌倉後期の石塔の性格から考えれば、靈仙寺跡の三重層塔は、同所の宝塔も含めて蒙古襲来との関係が想定される。特に宝塔は如法経塔としての性格が強いと考えられるところから、異国降伏祈祷など蒙古襲来に関わる信仰上の高揚に関連して建塔された可能性が極めて高いように思われる。

以上、九州以外の蒙古襲来及び異国降伏祈禱に関係して造立されたと考えられる主な石塔について述べてきたが、香川県さぬき市の長尾寺経幢（きんどう）二基も蒙古襲来との関わりをもつ石塔として有名である。長尾寺は聖徳太子開創の伝説を持つ古刹で、経幢二基は門前の覆屋内に対となつて立っている。西塔（総高一九七センチメートル）は「弘安六年七月日」（二二八三年）、東塔（総高二四九センチメートル）は「弘安第九天ノ歳次ノ丙戌ノ五月日」（二二八六年）の紀年銘を刻む。両塔ともに蒙古襲来時の出征将兵のための慰霊塔として建塔されたとの伝承をもっており、未曾有の国難であった蒙古襲来の影響がいかに大きく広域なものであつたかを知る指標ともなっている⁵²。

■四、靈山信仰と蒙古襲来（異国降伏祈禱）

本稿では、雲仙山系や多良山系を軸にその他の靈山等で確認される鎌倉後期の大型石塔について、その建塔状況や建塔に至る背景について、主に蒙古襲来に対する異国降伏祈禱や各靈山神の靈験高揚等の関係から述べてきた。ただ両者を直接結びつける資料を提示することはできなかったが、蒙古襲来を機に神仏の効験が強調されその功績が宣伝されていく中で、各靈山における信仰上の高揚が起こつたことは間違いないものと思われる。このような時代的背景つまりは蒙古襲来という未曾有の国難の中で、それに対処するための異国降伏祈禱と各靈山における靈験高揚の宣伝・流布、またそれに伴う各靈山信仰の高まり、更には蒙古襲来戦死者に対する供養塔等として、特に石清水八幡宮五輪塔をはじめとする大型石塔が各地の靈山や祈禱寺などで建塔された可能性は極めて高いと考えられる。

雲仙山で見られる大型石塔も、鎌倉後期にいきなり建塔された当地にあつては初めての石塔であり、しかも温泉山四面宮に非常に関係深い場所を確認されることを考えれば、その造立の背景に鎌倉後期における温泉山信仰の高揚があつたことが想定され、そこに蒙古襲来ひいては異国降伏祈禱が深く関係していたように思われる。『深溝世紀』巻九烈公下に「官神（雲仙神）の靈験に感じ、其の祠宇を宏壮にし、祭田を寄附して以て之を養ひ、号を四面大明神と云う」とあるが、このことは弘安の役の際またその後、雲仙山信仰に関する四面宮の整備が行われたことを示唆しており、そこに有家・千々石・吾妻三カ所に大型石塔が建塔された背景、その一つの解答を求めることができるのではないだ

ろうか。

ところで、現在、福島県田村郡三春町の光岩寺に伝来する木造阿弥陀如来立像は、平成元年の解体修理の際に発見された体内銘により弘安三年（一二八〇）に肥後国宇土郡馬瀬の住人得万太良の縁で制作されたとなっている⁽⁵³⁾。ところが、その体内背面下方の銘に「肥前國高木郡多良之村／瑞雲山用林寺住持瑞雲元禎（花押）／于時慶長四年己亥九月吉日敬白」とある。このことから本像がもともと宇土郡馬瀬にあったのか島原・多良にいったのか意見が分かれるところだが、多良には「ゆうれんじ」や「とくまん」の古地名が今も残っている。また、有明から国見町にかけては、本文で述べたように上高野地区の溶結凝灰岩製宝塔（鎌倉後期）をはじめ、「ゆうれんじ」地区上方の温泉神社内でも鎌倉後期の溶結凝灰岩製宝塔が確認されるなど、木造体内紀年銘の弘安三年頃に造塔行為が起っていたことが確認される。更にその二基の宝塔の石材・形態から考慮すると、当地区は本像とほぼ同時期の鎌倉後期から肥後の石造文化で占められていることは明らかであり、島原半島の中世石造文化（佐賀型安山岩製塔文化）とは異質である。このことから、多以良地区は肥後国との関係が非常に深く、本像が本来多以良にあった可能性を強くしている。また、本像の制作時期（弘安三年）に関連して、文永の役後の異国降伏を祈願して制作されたのではないかといわれているが、当地区及び島原半島など周辺の事情を考慮すれば、その可能性は高いと思われる。

これまで雲仙山系を軸にして各地での事例を検討してきたが、旧大村藩域特に多良山系でも鎌倉後期の蒙古襲来に対処するための靈験高揚の宣伝と流布、またそれに伴う多良山信仰の高まりが起ったものと考えられる。そのことを示唆する遺品として永仁二年（一二九四）銘の経ヶ岳如法経経筒などが挙げられ、また蒙古襲来が引き起こした世情の混乱と不安が永仁五年（一二九七）銘の川棚・逆修五輪塔や多良山麓（郡川周辺など）で確認される宝塔等を突如登場させた背景にあったものと思われる。特に靈山における一時的な仏教興隆、一山平穏といった普遍性をもった祈願内容は、修験などの宗教関係者を通して世俗の人々に文化的刺激を引き起こしたと考えられ、その点から蒙古襲来が世情に及ぼした影響には多大なものがあったと思われる。それは蒙古襲来が未曾有の国難であったため、各地の靈山

信仰隆盛の起点をなす一方、それまで現地の人々が知る由もなかった各種石塔を各地に建塔させる契機となったことも間違いのない事実であったと考えられる。雲仙の高岩山遥拝の地に立つ葺山宝篋印塔をはじめ、郡川周辺を中心とした宝塔や五輪塔などの造塔を最初に促した背景には、恐らくこのような文化的刺激が関係していたものと思われる。

(大石一久)

註

- (1) 川添昭二「二、解説編 第一章 蒙古襲来の概況 2 文永の役(川添昭二「注解 元寇防塁編年史料」―異国警固番役史料の研究― 福岡市教育委員会 一九七二)
- (2) 外山幹夫「中世編 第1章 鎌倉時代の長崎 第3節 元寇と在地領主」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一巻「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- (3) 満井録郎「第二編 歴史 第三章 鎌倉時代 第三節 元寇(文永・弘安の役)と彼杵庄の武士」(東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌』水と緑と道 上巻 東彼杵町 一九九九)
- (4) 「付録 福田文書」六(外山幹夫「中世九州社会史の研究」吉川弘文館 一九八六)
- (5) 「付録 福田文書」一〇(外山幹夫「中世九州社会史の研究」吉川弘文館 一九八六)
- (6) 「深堀家文書」八(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四巻 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- (7) 前掲註(2)
- (8) 松浦市教育委員会文化財課「日本初海底遺跡 鷹島神崎遺跡」(松浦市役所webページ: <http://www.city-matsuurajp/www/contents/1334801492921/index.html>)など
- (9) 前掲註(2)
- (10) 「付録 福田文書」一一(外山幹夫「中世九州社会史の研究」吉川弘文館 一九八六)
- (11) 「付録 福田文書」一四(外山幹夫「中世九州社会史の研究」吉川弘文館 一九八六)
- (12) 「付録 福田文書」一三(外山幹夫「中世九州社会史の研究」吉川弘文館 一九八六)

⑬ 前掲註(2)

⑭ 大石 一久「霊山と大型石塔」とくに雲仙山系に見られる鎌倉後期大型石塔の建塔背景について」(日本山岳修験学会編『山岳修験』第30号 日本山岳修験学会 二〇〇二)

⑮ 四面宮三カ所に確認される五輪塔や宝篋印塔は仏教に關係して登場した仏塔であり、そこには仏教の影響が強く表れている。温泉神信仰は伝統的祭神(白日別命、豊日別命、速日別命、豊久士比泥別命の四柱)をもち九州鎮護の神を祀るものといわれているが、大型石塔の建塔地が例えば茸山宝篋印塔のようにご神体的位置に立つことは、仏が本体、神は仏が垂迹したものとという關係が読みとれ、平安中期頃から発生したといわれる本地垂迹説のあり方を示唆していると思われる。また、南北朝半ば以降の仏塔と神社の關係は神社本殿の前方面脇に建塔される傾向にある。その一例として対馬市美津島町の太祝詞神社に立つ砂岩製の宝篋印塔建塔と太祝詞神社本殿との配置關係に表現されていると考えられる。

⑯ 江越直記は「温泉山南参道について」(有家町史談会編『嶽南風土記』第3号 有家町史談会 一九九五)の中で「温泉山が女人禁制の頃の南山道の女人堂について推測をたくましくすれば、女人堂の位置は茸山の菩薩社の附近ではないかと思つ。」と述べている。

⑰ 根井 浄「温泉信仰と島原修験」(中野幡能編『英彦山と九州の修験道』山岳宗教史研究叢書13 名著出版 一九七七) 三四五頁

⑱ 根井 浄は「有馬・島原領における伊勢御師の活動―宮後三頭太夫文書―」(有家町史談会編『嶽南風土記』第6号 有家町史談会 一九九〇)の中で「伊勢御師の宿となった場所は、有馬では如意坊、島原では大満坊、神代では東禅寺、小浜では田福寺、彼杵郡神浦では法積寺で、圧倒的に寺院が多かった。このような伊勢御師の宿であり、かつ寺であった千々石の大泉寺は、すでに述べたような有力な替本であった。」と述べられている。

⑲ 銘文については大石 一久・西野元勝「佐賀県編」(日本石造物辞典編集委員会編『日本石造物辞典』吉川弘文館 二〇二二)

⑳ 東脊振村教育委員会編「霊仙寺跡」東脊振村文化財調査報告書第4集(東脊振村教育委員会 一九八〇) 六頁

㉑ 大島恒彦「湯野田太子堂の板碑について―佐賀県嬉野町湯野田の石像の原石について」(嬉野町教育委員会社会教育課文化財係 一九八八 四月二十一日報告文)から。

㉒ 大石 一久「嬉野町の中世・石造美術」(嬉野町教育委員会編『嬉野町石塔調査報告』嬉野町教育委員会 二〇〇五)

㉓ 松尾禎作「佐賀県考古大観(続編)―歴史考古学より見たる上代佐賀」(松尾禎作遺族 一九六一)、多田隈豊秋「九州の石塔」上

- 卷(西日本文化協会 一九七五)、武雄市教育委員会編『平成十九年度版 武雄市の文化財』(武雄市教育委員会 二〇〇七)など
- ②4 太良町郷土史調査会編『太良町史 太良町のあゆみの記録』(太良町 一九七五)
- ②5 多田隈豊秋『九州の石塔』上巻(西日本文化協会 一九七五)
- ②6 前掲註(25)
- ②7 川勝政太郎『日本石材工藝史』(綜藝舎 一九五七)
- ②8 古川・登・村上雅紀『越前地方における石造多層塔の研究』(清水町教育委員会編『片山鳥越墳墓群万山真光寺跡塔址』 清水町教育委員会 二〇〇四)
- ②9 竹崎観世普寺三重層塔については、大石・西野「竹崎観世普寺三重層塔(二基)」(大石・久・西野元勝「佐賀県編」『日本石造物辞典編集委員会編』『日本石造物辞典』 吉川弘文館 二〇一一)
- ③0 前掲註(24)
- ③1 前掲註(20) 九一頁
- ③2 望月友善『大分の石造美術』(木耳社 一九七五)
- ③3 「逆修」については、第六章第三節第二項第六参照。また、永仁五年(二二九七)銘川棚五輪塔の銘文等についても第六章第三節第二項第六を参照。
- ③4 川勝政太郎「逆修信仰の史的研究」(大手前女子大学編『大手前女子大学論集』6号 大手前女子大学 一九七二)によれば、紀年銘彫出の逆修塔としては、建長元年(二二四九)銘の大宝寺塔(香川県高松市)が日本最古といわれている。
- ③5 正和五年銘宝塔の銘文については、第六章参照。
- ③6 前掲註(32)
- ③7 河野竜介「鎌倉期国東塔の造立目的」(地域相研究会編『地域相研究』第20号下巻 地域相研究会 一九九三)前掲註(32)
- ③8 五葉道全訳注『八幡大菩薩患童記』(蒙古襲来の原点 (日本図書刊行会 近代文芸社 一九九七)
- ③9 相田二郎「蒙古襲来の研究」(吉川弘文館 一九五八)
- ④1 川勝政太郎「興正菩薩と浮島大橋」(史迹美術同協会編『史迹と美術』107号 史迹美術同協会 一九三九)

- ④2 対外関係史総合年表編集委員会編『対外関係史総合年表』(吉川弘文館 一九九九)
- ④3 上田純一『九州中世禅宗史の研究』(文献出版 二〇〇〇)
- ④4 日本石造物辞典編集委員会編『日本石造物辞典』(吉川弘文館 二〇二二) 所収「京都府南部」の項で、この石清水八幡宮五輪塔の制作時期を鎌倉中期としているが、ここでは鎌倉後期とする。
- ④5 野村 隆「律僧長老五輪塔(神奈川県外)について」(神奈川県文化財協会編『かながわの文化財』第96号 神奈川県文化財協会 二〇〇〇)
- ④6 前掲註(39)
- ④7 前掲註(44) 二二五頁
- ④8 愛甲昇寛「高野山町石の研究」(密教文化研究所 一九七三)
- ④9 前掲註(48)
- ⑤0 前掲註(20)
- ⑤1 前掲註(20)
- ⑤2 海邊博史「香川県編」(日本石造物辞典編集委員会編『日本石造物辞典』 吉川弘文館 二〇二二)
- ⑤3 八代市博物館未来の森ミュージアム編『平成13年度秋期特別展覧会 極楽浄土の世界―浄土教の美術―』(八代市博物館未来の森ミュージアム 二〇〇一)

参考文献

- 浜島書店編集部編『新詳日本史』(株式会社浜島書店 二〇一三)
- 秋本吉郎校注『風土記』(日本古典文学大系2 (岩波書店 一九五六)
- 「日本三代實録」(黒板勝美編)新訂 増補国史大系 第四卷 吉川弘文館 二〇〇〇)
- 近藤瓶城編『増補 歴代鎮西要略』上・下(文献出版 一九七六)
- 武雄歴史研究会編『新・ふるさとの歴史散歩 武雄』(武雄文化会議 二〇〇七)
- 渡部政彌『深溝世紀』(6)第九 烈公(松平忠房)下 (島原市教育委員会 一九九七)

第三節 異質石塔にみる中世の大村湾・有明海の海運

中世石塔は、画一化されてくる近世以降の石塔類と異なり、石材、形態、彫出内容等から石造文化圏の設定が可能である。この点は地域単位での非常に個別的な中世社会の様相が石造物を通して反映されているといっても過言ではないのだが、島嶼部とうしょぶを含めた長崎県全域は大きく三グループの文化圏に分類される(第六章参照)。なかでも長崎県本土部は緑色片岩製文化圏と安山岩製文化圏の二グループに分類され、安山岩製文化圏(島原半島・北高来・松浦市北部の今福など)を除く県本土部はすべて西彼杵半島産の緑色片岩製文化圏に属している。特に、大村湾を取り囲む旧大村藩域は緑色片岩製文化圏の典型で、平安末から鎌倉初期の滑石製経筒・単体仏・笠塔婆に始まり、鎌倉後期以降は本格的に緑色片岩製の石塔類が室町後期まで継続して建塔されてくる。

ところが、このような独自の石造文化圏をもった大村湾域に、石材や形態、彫出内容が全く異なる石塔が突如として建塔されてくる。本稿では、このような他の石造文化圏からの石塔を異質石塔として区別するが、その建塔状況は基本的に単発で継続性のない一時的な現象である(異質石塔については第六章第三項参照)。特に旧大村藩域や有明海の主に佐賀県側(安山岩製文化圏)で見られる異質石塔は、制作地が異なる数種類の異質石塔が時代を異にして建塔されている。しかもその異質石塔自体は各石塔が属する文化圏内で製作され、そこから現在の建塔地である西肥前の地に運ばれたものと考えられ、石工自体が直接当地に出向いて制作した可能性は極めて低い。つまり、ここで問題にする大村湾や有明海で確認される異質石塔の存在は、遠隔の制作地から主に海上ルートで搬入されたことを示唆しており、中世における海運のあり方を知る上で貴重な資料を提供している¹⁾。

多良山系を挟んで東西に位置する大村湾と有明海は、湾としての規模や様相は大きく異なるものの、中世大村の動向を考える上で両湾のもつ海上交易上の機能は重要な視点をなす。そこで、異質石塔からみた中世の大村湾と有明海の海運事情についてその概要を記す。

なお、十四世紀後半から十五世紀代に搬入される中央形式塔（日引石塔など）の項では大村湾と同じ湾口をもつ佐世保湾との比較検討も加え、またほぼ同時期に搬入される肥後・溶結凝灰岩製塔の項では橘湾を含めた島原半島の状況についても検討対象に加えるものとする。

一 大村湾にみる異質石塔

■ 一・薩摩塔―東シナ海交流

大村湾岸で最初に登場する異質石塔は、龍福寺跡の薩摩塔（軸部のみの残欠 写真1-21）である。龍福寺跡（大村市立福寺町）は中世大村を代表する古刹・郡七山十坊の一カ寺跡で、創建は「紫雲山延命寺縁起」記載の宗論（久寿二年〔一一五五〕）に名を連ねる寺跡であることから十二世紀頃までは遡れ（**2**）そうである（**2**）。この寺域内と思われる場所に薩摩塔の残欠（軸部）が確認され、本来は六角基調の重層式薩摩塔であったと思われる。この塔形は、薩摩塔の中で最大で最古に位置づけられる志々伎神社・沖津宮薩摩塔（平戸市）と同形式であることなどから、多分に沖津宮塔とほぼ同時期の十二〜十三世紀頃の制作と考えられる（薩摩塔については、第六章参照）。

ところで、大木公彦らによる素材論の研究によれば、薩摩塔の石材は中国浙江省寧波産の梅園石（凝灰岩の一種）であることが指摘され、実際に龍福寺塔の分析でも沖津宮薩摩塔などと同じ結果が得られている（**3**）。また分布に着目すると、現在までに長崎県の平戸島をはじめ、鹿児島県、福岡県、佐賀県などで総計三八基の建塔事例が確認され、九州の西側部分に集中するという極度の偏在性が認められる（**4**）。

この分布状況からは総体として東シナ海を意識した物流の痕跡がうかがわれる



写真1-21 龍福寺跡薩摩塔（軸部残欠）

が、大村湾を起点にした局地的な範囲で梅園石遺品や中国貿易陶磁器の分布を追っていくと、より具体的な海上ルートが浮上してくる。

まず、大村湾内では郡川河口の好武城跡やその外縁に広がる寿古遺跡で十二〜十三世紀頃の貿易陶磁器が大量に出土しており、九条家領彼杵本荘における惣政所代所の可能性が指摘されている(5)。また、東彼杵町の白井川遺跡や岡遺跡などでは十一世紀後半から十二世紀後半をピークにした中国貿易陶磁器が多量に出土しており、特に後者の白井川遺跡では「侗」墨書銘白磁碗が出土している。この「侗」は「綱」に通じ、楼厩田遺跡(松浦市)出土の白磁碗墨書銘「綱司」と同じく中国(宋)海商のリーダーや船団の船頭・資本家をさす「綱首」と解釈され、彼ら中国海商のリーダーが実際に大村湾内(白井川遺跡)に渡来し居住していた可能性を高くしている(6)。

ただ、現段階で大村湾内で薩摩塔が確認されているのは龍福寺跡だけである。特にこの薩摩塔建塔には、環東シナ海世界で活動する中国海商が深く関わった奉納塔の性格が濃く、その信仰には仏教信仰を軸に土着の信仰が大きく影響しているのではとの指摘がなされている(7)。この点から想定すれば、十二〜十三世紀頃の大村湾内で最大の環東シナ海交易センター的な集積地が郡川河口周辺にあり、その宗教上の霊地的地所が龍福寺に当たっていたために薩摩塔が当寺にのみ奉献されたのではないかと考えられる。この点は、現在発掘中の竹松遺跡での出土遺物の分析からも裏付けられてくるものと思われる。

ところで、現在確認されている薩摩塔の建塔場所は、基本的に霊山などの高所(山頂や中腹)か海岸近くの低地という二カ所に大別される。前者の霊山高所の事例としては首羅山の薩摩塔(8)や安満岳(やすまんだけ)での事例などがあり、後者は平戸湾周辺の事例(是興寺跡、岩の上町、誓願寺)や田平町(海寺跡、下寺観音堂)、坊津などで確認される(9)。龍福寺跡薩摩塔も後者の低地の事例として挙げられるが、特に低地への建塔には中国船の航海安全神である媽祖像の菩薩揚げの要素が考えられる。すなわち中国船が無事着岸した際に寄港地近くの宗教施設(唐寺など)に航海安全の感謝や先亡者の安寧などを祈願するために媽祖像を預け、出航する際に再度船内に戻し安置(菩薩乗せ)した(10)。龍福

寺跡薩摩塔など低地への建塔も、恐らく航海安全などの感謝と祈願のために寄港地近くの宗教施設に奉献したように思われるが、媽祖像と違うのは薩摩塔は素材が石であるだけに媽祖像の菩薩乗せのような行為はなく、寄港地への奉納だけで完結したように考えられる。

薩摩塔の建塔趣旨を示唆する資料として、志々伎神社中宮近くにある六角基調の薩摩塔に刻まれた銘文がある。現段階で約四〇基ほど薩摩塔は確認されているが、銘文が刻まれているのは、この志々伎神社六角基調塔だけである。銘文は、六角形塔身の四天王像を作り出した四面の残り二面のうち一面に刻まれているが、拓本による判読では「大寶〇真高為現世安寧／後生善處奉獻／志自汝峯也／元〇三年〇八月〇敬白〔〇不明、／改行〕と読める〔写真1-22〕。紀年銘は不明といわざるをえないが、ただ、薩摩塔の建塔趣旨につき、この銘文からは現世安穩、後生善處のために真高が志々伎山に奉納したと解釈される。「真高」なる人物は、井形 進がその著『薩摩塔の時空 異形の石塔をさぐる』〔12〕の中で指摘しているように、恐らく中国系人物として捉えていいものと思われるが、仮に真高という人物を中国関係者とした場合、彼の宗教観には自国の文化とは異なる志々伎山側の宗教文化に対し非常にマージナルの態度を持ち合わせた人物であったように思われる。と同時に、真高による奉納を受け入れる志々伎山側の態度にも多様な異文化受容を厭わないマージナル的な態度があったものと思われる。この両者に内在する宗教観念が一致した証しが薩摩塔であったと思われるわけだが、両者の間には、単なる宗教観念の一致だけでなく、非常に現実的な経済面を含めた有機的な取引も薩摩塔建塔を介して存在したのではないかと考えられる。

次に、同じ寧波産梅園石製と考えられる相輪付き笠〔写真1-23〕が外洋と大村湾を繋ぐ針尾瀬戸の針尾城跡近くで確認され、その擦部の彫



写真1-22 薩摩塔銘文拓本(大石採拓)



写真1-23 相輪付き笠(針尾城跡周辺)

出内容等から十二～十三世紀代の遺品と思われる¹³⁾。この点は、針尾城跡から出土した中国貿易陶磁器との関連がうかがわれるが、針尾城跡出土の貿易陶磁器は十二世紀を初源に十三～十四世紀に遺物量が増え始め、十五世紀後半～十六世紀後半の約一〇〇年間に最も多くなるという¹⁴⁾。特に十二～十四世紀の貿易陶磁器は中国産が中心であり、恐らくこの時期に相輪付き笠も運ばれ建塔されたものと考えられる。

上には、平戸島南端の小島に志々伎神社四ノ宮の沖津宮塔(笠以上を欠損。現総高約一五一センチメートル、推定総高約三メートル)がある。この塔は、現段階で最古で最大の薩摩塔である。

式内社である志々伎神社は四社の総称であり資料の初見は『日本三代実録』貞観二年(八六〇年)の条¹⁵⁾であるが、この大型薩摩塔が立つ沖津宮には同じ梅園石の石造宋風狛犬^{写真1-24)}があるばかりか、中宮(二ノ宮)近くでも二基の薩摩塔^{写真1-25)}が建塔されており、志々伎神社関係で計四基の梅園石製遺品が認められる¹⁶⁾。更に、その前方の宮之浦湾からは同じ梅園石の碇石が発見されており、現在は平戸市役所前に展示されている。ここに薩摩塔、宋風狛犬、碇石の三点セットが揃い、中国船による搬入と奉納品の関係が読み取れる¹⁷⁾。

このことは中国・寧波またその周辺から出た中国船が恐らく今から述べる



写真1-24 石造宋風狛犬(志々伎神社沖津宮)



写真1-25 薩摩塔 (志々伎山中宮)

小値賀島を經由して宮ノ浦湾に入り、宮ノ浦湾の沖津宮と中宮（当時の鎮座地は現在の位置より上方にあった）近くに薩摩塔を建塔したものと思われる。当然その寄港地は中国商人と深い関わりが生じている場所と考えられるわけで、ここに中国船の寄港地とその近くの霊山という関係が薩摩塔建塔要因の一つとして浮上してくる。

特に志々伎山における薩摩塔建塔の場所は、その奉納の性格を考察する上で貴重な示唆を与えている。ここでは四ノ宮である沖津宮の小島で大型塔が、また二ノ宮近くでは二基の小型塔（十三世紀頃ではないかと考えられる。それに対し、二ノ宮近くの二基は十四世紀代まで範疇はんちゆうに入れて捉えるべき塔）と思われる、その奉納時期にはタイムラグが想定される。ただ、志々伎山では海岸近くの低地（沖津宮）と霊山の高所（二ノ宮）に奉建されており、先述した薩摩塔建塔地所の二つの性格が志々伎山一山で認められる。このことは、当時の志々伎山がもつ霊山としての効力と環東シナ海交易上に果たした宗教上の役割、更には宮ノ浦湾のもつ寄港地としての重要性を示唆しているように思われる。

この沖津宮から更に海上の西方延長線上に小値賀島がある。小値賀島で確認される中世の石塔類は、東シナ海や日本海を舞台にした海上交流の豊かな歴史をそのまま反映しているといっても過言ではない。石塔の建塔時期には時代的な偏りが認められるものの、それがまた小値賀島のもつ海のネットワークの盛衰を物語っており、対馬や平戸島また五島列島（特に新上五島町の日島や五島市玉之浦町の大宝寺、島山島など）での様相を凝縮したような建塔状況を示している。その特異性は、小値賀島が中国大陸と日本列島間の交流に適した地理的位置と環境に依るものと思われる。

る。特に小値賀島のもつ地理的環境が、全域低平な島であるにもかかわらず「ダキ」と呼ばれる円形陥没状の海蝕地形を発達させており、それが海上ネットワークの拠点(港)としての機能を準備していたものと考えられる(写真1-26)。小値賀島は、大宝二年(七〇二)に第七次遣唐使船団がこの海域を通過した以降渡唐の際の主要航路となったといわれるが、宇野御厨荘の荘官清原氏は承元二年(一一〇八)の讓状案で小値賀嶋(中期、宇久島から若松島までの広域名)は「先祖十五代相伝の地」と記している(19)。この清原氏と小値賀諸島の領有権を巡って争ったのが松浦氏の始祖・峯氏であり、この両者の動向は、小値賀島が持つ東シナ海交易上の門戸としての役割を考える上で留意すべき勢力と考えられる。

ところで、前方郷に鎮座する地ノ神島神社には、十二〜十三世紀代と考えられる石造の宋風狛犬(写真1-27)一体が収蔵されている。石材は薩摩塔と同じ中国浙江省寧波産の梅園石であり、その毬まを取る像容からして、本来は「子持ち」像容獅子と一対をなしていたものと思われる。角張った顔と三角形をなす鋭利な爪、像と一体で台座が作られ、その



写真1-26 野崎島・沖の神島神社から小値賀島・前方湾を望む この湾内からは、貿易陶磁器や碇石など多くの中国関係の海底遺物があがっている。



写真1-27 石造宋風狛犬(小値賀・地ノ神島神社)

の両側には波状の沈線が施されている。県内では、平戸市田平町の海神社や志々伎神社沖津宮などで確認される。

また、小値賀島における同じ梅園石遺品としては碇石が挙げられる。小値賀島東部に位置する前方湾は元寇の島・鷹島同様に県下を代表する海底遺跡の宝庫であり、平成十六年度から継続的に調査が実施されてい

る。この調査で、十二〜十三世紀代の中国陶磁器が多数発見されたが、それと同時に礎石一一本が新たに発見され、既知の六本と合わせ計一七本の礎石が小値賀島海域で確認された。そのうち約半数以上が中国タイプの礎石と考えられ、前方湾が持つ東シナ海交易上の門戸としての性格を裏付けている²⁰。

以上、大村湾内の龍福寺跡薩摩塔を起点にして十二〜十三世紀代の主に梅園石製遺物の流れを追ってきた。ここから見える中国側からの航路としては、東シナ海交易の最初の門戸（センター）として小値賀島前方湾が挙げられ、恐らくそこを分岐点として、博多方面へ伸びる幹線ルートと、そこから別れた支線の性格の航路として大村湾内へ至る海上ルートが存在したのではないかと思われる。薩摩塔や礎石などの分布からみれば、小値賀・前方湾に入った中国船は、主ルートを航行する場合は平戸湾などに寄港しながら最終的に博多に入ったものと思われるが、大村湾内に向かう支線としての海上ルートではまず平戸島南端の宮之浦湾（沖津宮）に入り、そこから更に東方の針尾瀬戸（針尾城跡周辺）を抜けて大村湾内に進み、彼杵川河口（白井川・岡遺跡）や大村・郡川河口に至ったものと思われる。その際、無事目的地に着いた感謝と帰航時の航海安全等を祈願するために奉納したのが龍福寺跡に残る薩摩塔ではないかと考えられる。

ただ、志々伎神社の四ノ宮である沖津宮の小島に建塔された大型の薩摩塔や宋風狛犬などを考慮すると、博多方面へ伸びる幹線ルートにおいても、十二〜十三世紀代の初期においては小値賀島前方湾から一端志々伎山に入り、そこから北上して博多に向かった可能性も否定できないことを付言しておく²¹。

なにはともあれ、龍福寺跡で確認される薩摩塔の残欠は、十二世紀から十三世紀頃における当地と中国大陸との交流を裏付けており、大村湾のもつ海上ネットワークの一端が示唆されていることは間違いないと思われる。制作数が極端に少ない特殊塔であるだけに今後の調査に期待したい。

なお、大村湾と同じ湾口を持つ佐世保湾内では、現段階で梅園石製遺物は一点も確認されていない。ところが、十四世紀後半から十五世紀代の中央形式塔（福井県大飯郡高浜町制作の日引石塔など）は、佐世保湾内では確認され

るが大村湾内では全く搬入・建塔された形跡が認められない。同じ湾口を持ちながらも、両湾の性格には非常に異なった側面が読み取れるわけだが、この点は大村湾と有明海との対比においても同じ性格が読み取れそうである。つまり、有明海沿岸では、玉名市高瀬などの一部で中央形式塔の搬入・建塔は確認されるが、薩摩塔などの梅園石製遺物については佐世保湾内と同じく確実に搬入された形跡は認められない。

このように、現在までの調査成果では、大村湾は、佐世保湾や有明海とはやや異質な性格をもっており、その違いが何を意味するのかなどについては「中央形式塔の分布」の項で触れてみたい。

■二・溶結凝灰岩製塔―肥後文化圏との交流

大村市の南部、中里町にある専念寺の墓域内に、溶結凝灰岩製の相輪残欠がある(写真1-28)。制作時期は、その擦部の彫出や大きさなどから見て十四世紀代の半ばから後半頃と考えられる。遺品としては僅か一点にすぎないが、完形塔ではなく残欠の遺品であることからして、逆に他地域からの二次的移動は考えられず、もともとから当所に建塔されていた可能性が高い。そこで問題になるのが、その建塔に至る背景である。

長崎県内における溶結凝灰岩製塔は基数も少なく、また分布も非常に偏在している。時系列で追っていくと、溶結凝灰岩製塔の建塔は大きく四期に分類される。

まず第一期が十三世紀後半(鎌倉後期)頃の建塔で、神代下坊の五輪塔(水輪のみの残欠)、上高野宝塔、多以良温泉神社宝塔の三基がいずれも現在の雲仙市国見町で確認される。また、同じ有明海西海岸側に位置する竹崎観世音寺でも二基の三重層塔と五輪塔(地輪・水輪の残欠)や宝塔などが認められ、また鹿島市の蓮厳院周辺や普明寺境内でも宝塔などが確認され、



写真1-28 相輪残欠(大村・専念寺)

神代・下坊の五輪塔などとはほぼ同時期に建塔されたものと考えられる。

本来、国見町を含む島原半島や竹崎観世音寺が建つ太良町（佐賀県）は安山岩製文化圏に属しており、溶結凝灰岩製塔はまさに異質石塔に当たる。そのため、異質石塔の建塔については造塔関係者を含め他の石造文化からの影響が強く考えられるわけで、そこには政治・社会上の問題が造塔背景として想起される。ここで紹介した神代・下坊の五輪塔など鎌倉後期の建塔背景には、恐らく、蒙古襲来という未曾有の国難の中でそれに対処するための異国降伏祈祷と雲仙岳や多良山系における霊験高揚の宣伝・流布、またそれに伴う霊山信仰の高揚があったように思われる（第一章第二節第二項参照）。

次に第二期の造塔として十四世紀前半から半ば頃（鎌倉末から南北朝前半）が設定され、その代表的な遺品が諫早市飯盛町の安養寺五輪塔（二基分 写真1-29）である。この五輪塔は、飯盛支所近くの国道二五一号線沿いに集積された石塔群（一八〇基分）の中に立つ。当地は安養寺の寺跡と伝えられ、この寺院に関係した石塔群と考えられるが、現状は二個の水輪を積み重ね、その上に火輪と風空輪がのる。形状を具に見れば、上部水輪はほぼ球形をなし、四方に四転種字を陰刻。火輪は軒厚を保ったまま軒端で軽く反り、四転種字を彫る。風輪に対し小型の空輪の調和は良く、各面に四転種字を丁寧に陰刻しており、石材・法量・四転種字の彫出内容から水輪と風空輪は本来一具であったと考えられる。また、近くの支所駐車場横に二点の地輪があるが、石材・法量・種字の彫出などから安養寺跡五輪塔の地輪に間違いなく、各部材を持ち寄れば完形塔に組成できる。現総高は八七・四センチメートルである。

第三期は、十四世紀代の半ばから後半頃に建塔されており、



写真1-29 安養寺五輪塔（飯盛町）

その典型が「大梅の無縫塔」(南島原市加津佐町 写真1-30)である。

加津佐町天辺巳には、正平年間(十四世紀)肥後の名僧・大智禪師によって開創されたという寺院・円通寺の跡があるが、この寺跡に県指定史跡となっている「大梅の塔」と呼ばれる無縫塔がある。この無縫塔は、円通寺の開創・大智禪師の墓塔といわれ、禪師は正平二十一年(一二六六)にこの地で没したとなっている。現総高は約二二〇センチあり、その基礎正面に正平二十一年(一二六六)の銘がある

が、ただ、この基礎を含め塔身・竿ともに後代の補作で、僅か中台のみが造立当時の作と考えられる。この中台のみは、石材が溶結凝灰岩であり、また側面に彫られた蓮弁の内容からみて、十四世紀前半から後半頃の作と考えられる。

第四期は十六世紀代で、神代・下坊(国見町)の「大永八年戊子」(一五二八)銘五輪塔地輪などがその事例であり、現段階では国見町(雲仙市)と加津佐町のみで数基分確認される程度である。

ところで、ここで問題にしている専念寺の相輪(残欠)は第三期に相当する。この専念寺相輪は、県内における溶結凝灰岩製塔の分布からは北限の位置に当たり、その他はすべて有明海及び橘湾に面した位置に建塔されている。分布からみれば専念寺相輪のみが特殊な位置にあるわけだが、それだけにその建塔背景はより慎重な検討が求められる。まず問題なのは、その制作地である。専念寺相輪を含め、県内で確認される溶結凝灰岩製塔の制作地は、結論的にいえば肥後方面の可能性が一番高く、そこから搬入され建塔された異質石塔と考えられる²³。つまり、専念寺相輪の場合は肥後方面で制作されて十四世紀代に搬入されたものと思われるが、その搬入ルートは不明と言わざるをえない。例えば、同じ十四世紀代の安養寺五輪塔(飯盛町)の場合は、肥後方面から海上ルートで橘湾に入り、江の浦を



写真1-30 「大梅の無縫塔」(加津佐町)

抜けて安養寺跡に搬入されたと考えるのが地理的環境からみて自然であるが、専念寺の場合は、鈴田峠を越えた本明川沿いでも溶結凝灰岩製塔は全く確認されないために諫早湾を抜けて入ってきたとは到底考えられない。だからといって有明海沿いの竹崎や鹿島から多良山系を越えて陸路で入ったとも考え辛いし、海上ルートでダイレクトに大村湾内に入り、現地に運ばれたとも思えない。有明海や橘湾を経由して搬入されたことは間違いないものと思われるが、その後の具体的な経路は今のところ不明と言わざるをえない。

次に問題なのは、異質石塔がもつ生活文化との関わりである。いうまでもないことだが、中世における石造物特に五輪塔や宝篋印塔などの石塔類は、例えば陶磁器や銭貨などの遺品とは基本的に異質である。それは五輪塔などの石塔類が、主に埋葬に関わる墓塔であるがために、被葬者また埋葬に関わる人々の生活文化と非常に密接に関係している。具体的には、その生活文化は石塔類の石材や形態上の違いとなって表れており、この点は、他の遺品にはない、石塔類の文化財資料としての最大の特徴である²⁴。つまり、異質石塔に関わる関係者は在来(建塔地)の石造文化に関わる人物・勢力とは異なり、制作地の生活圏に属する関係者と考えられる。ここで取り上げている専念寺相輪の場合、大村の石造文化である緑色片岩製文化とは異なる溶結凝灰岩製文化に属する人物・勢力が強く関係したことを意味しており、そこに肥後方面の勢力が十四世紀代の半ばから後半期に何らかの影響を及ぼしていたことが示唆されている。

この専念寺相輪が建塔された十四世紀代の半ばから後半といえ、大村市北部の郡川周辺ではいわゆる「郡七山十坊」と総称される寺院群で宗教環境に変化が起こり、それまでの密教系から禅宗系に変化した可能性が高い。また、郡川周辺同様に中世寺院群が密集した大上戸河畔でも大般若経六〇〇巻の写経事業が行われており、南北朝争乱期に当大村地方でも大きな政治社会上の変動が起こっていたことが想定される(第六章参照)。その変動に、鹿島を本貫地とした大村氏が直接関与していたかどうかは分からないが、少なくとも石造学上の観点からは地元・緑色片岩製文化圏内に属した勢力が関わっていたことは間違いないものと考えられる。

専念寺相輪に関わる人物・勢力は、十四世紀前半から後半での郡川周辺や大上戸河畔の在来の勢力とは異質な文化圏(肥後)に属していたことは間違いない。であれば、現大村市の大上戸河畔以北と専念寺を軸にした南部とは、たとえ一時期であれ、性格の異なる政治環境が展開されていた可能性がある。

なにはともあれ、有明海を通じて搬入された異質石塔の存在は、十四世紀代の複雑な世相を反映すると同時に、海運のもつ人的移動のあり方をも示唆している。

二 有明海にみる異質石塔

有明海の西海岸に位置する佐賀県藤津郡太良町の竹崎観世音寺に、九州圏内にあっても非常に特殊な異質石塔の残欠がある。

竹崎観世音寺は、有明海に突き出た陸繋島にあり、真言宗仁和寺派を法統とする古刹である。かつては周囲七里の境域を寺領にもつ宗教的霊地として尊崇され、しかも有明海海上交通の要所をなした位置にある。

この境内に立つ鎌倉後期の溶結凝灰岩製塔(三重層塔、五輪塔、宝塔)については肥後産の異質石塔として前項で触れたが、同じ境内で確認される笏谷石製塔(しやくたに)はより遠隔地から搬入された異質石塔として注目すべき遺品である。

笏谷石は福井県足羽山の北西側山麓の集落・笏谷地区で採掘される良質の火山礫凝灰岩をさすが、笏谷での採掘は江戸時代以降で、それ以前は足羽山南東麓の旧山奥村などで採掘されていたという。素材としての利用は古墳時代まで遡ることができ、丸岡町牛ヶ島石棺など多くの事例が報告されている。その後約五〇〇年間の空白期間を経て再度笏谷石が利用されてくるのは鎌倉時代からで、十四世紀代になると石塔類を中心とその数は急激に増加する。更に火鉢や風炉、臼、丸岡城天守をはじめとする屋根瓦など生活用具にまで本格的に笏谷石が利用されたのは、朝倉氏が一乗谷に拠城を構え戦国城下町として繁栄した以降、特に近世以降と言われている²⁵⁾。

ところで、観世音寺で確認される笏谷石製の種目は宝篋印塔の塔身と宝塔の笠、それに五輪塔風空輪(写真1-31)・1



写真1-31 笏谷石製塔身(竹崎観世音寺)



写真1-32 笏谷石製宝塔笠と五輪塔風空輪
(竹崎観世音寺)

32の三点である。この観世音寺の笏谷石塔に最初に注目したのは田岡香逸で、昭和五十二年(一九七七)発行の『石造美術』第三号で「野田氏の宝篋印塔」として竹崎観世音寺の笏谷石塔を紹介している(26)。ただ、田岡が最初に発見した際には寺域内にある野田氏墓所の近くに宝篋印塔塔身のみがあったとしており、その後の調査で宝塔の笠、それに五輪塔風空輪が確認されたものと思われる。

田岡の報告に記されているように、宝篋印塔塔身の正面には舟形光背彫り窪めの中に定印の阿弥陀尊が像谷として造り出され、左右両側面には蓮華座上の月輪内に右「サ」(観音)、左「サク」(勢至)の種字を配している。更に注目すべきは、種字蓮華座は月輪がらりんに添うように外縁から彫り込み、しかも月輪の周囲には複弁の花文を丁寧な彫り込みで円状に造り出している点にある。

この月輪の周囲に小蓮弁を細かく配する型式は越前式装飾文様と称され、文永十一年(一二七四)銘白山神社板碑(福井県坂井市)や正応三年(一二九〇)銘高尾神社七重層塔(福井県福井市)など笏谷石製の古石塔に見られる独特の荘厳型式である。特に竹崎観世音寺塔身の越前式装飾文様は複弁の小蓮弁が丁寧な造りでもって表現されており、後代の簡略化される以前の初期の形状をもっている。この点から、この観世音寺笏谷石製遺品の制作時期は鎌倉後期として位置づけられ、また、他の二点

の笏谷石製部材についてもほぼ同時期に制作とされている²⁷⁾。

笏谷石製の製品や部材は、戦国期から藩政時代になると北国船やハガセ船、更に北前船などの海運で松前(北海道)から能登半島、近江、美濃、尾張、更には若狭小浜市や出雲松江市など広域に流通しているが、竹崎の観世音寺で見られる笏谷石製は鎌倉後期の一時期のみに限定される。しかも鎌倉後期の古年代の笏谷石製は、現段階で九州圏内では確認されておらず、田岡が指摘しているように竹崎の遺品が笏谷石製分布の西限を示す資料として位置づけられる。更に田岡は、若狭や出雲の笏谷石製遺品が京極氏との関係で搬入されたとした上で「おそらく、この塔の場合も単なる交易でなく、越前に関係ある人によって搬入されたものであろう」²⁸⁾としている。

この田岡の説は、観世音寺笏谷石塔を位置づける上で非常に示唆的である。というのも、竹崎に搬入されたのは鎌倉後期の一時期だけであり、その後の搬入は全く想定できない。であれば、鎌倉後期の一時的な搬入、しかも遠隔の越前から搬入されている事実は、建塔地の竹崎観世音寺が真言密教の古刹であることを前提に、鎌倉後期における当寺の宗教的興隆を前提に何らかの宗教的要因が絡んでいたように思われる。特に鎌倉後期における宗教的興隆の背景に未曾有の国難・元寇に伴う異国降伏祈祷が深く関わっていたことが想定されるだけに、笏谷石の産地・越前と当地を結ぶ何らかの関係があったように思われる(第一章第二節第二項参照)。

竹崎観世音寺の笏谷石遺品の存在から、たとえ鎌倉後期の一時的であれ、竹崎と越前を結ぶ海を通じた遠隔地間の交渉があったことは間違いない。それが個人的な行為なのかそれとも背後に政治的な施策があったのかどうかは分からないが、ルート的には少なくとも越前から日本海更には東シナ海を通じて有明海に入り、そこから島原半島を廻って竹崎に至る海路での搬入が想定される。

なにはともあれ、竹崎観世音寺の笏谷石製遺品から、鎌倉後期の一時期に遠路越前から日本海を抜けて平戸島や佐世保湾、大村湾、更には島原半島をも越えて有明海の竹崎に至る海上ルートの存在が指摘される。このことは、中世における遠隔地間を結ぶ海上航路の豊かさと同時に、ここで問題にしている大村湾と有明海の性格上の違いを示唆し

ている点で留意すべき事項である。

三 中世の海道日本海・瀬戸内ルートと大村湾・有明海

旧大村藩域の西海市面高に、通称「唐人墓」と呼ばれる五輪塔がある。現状は、石材が異なる二点の地輪と二点の水輪、それに火輪、風空輪各一点ずつが一塔として積まれており、後代の寄せ集めであることは言うまでもない。ただ、石材と形態及び彫出内容から分類すると、花崗岩製は完形塔として一基に組み直され、他の地輪と水輪は安山岩製五輪塔の残欠として区別される。制作時期や制作地もそれぞれに異なり、完形の花崗岩製塔は十四世紀後半から十五世紀代、安山岩製塔は十六世紀後半から十七世紀前半頃の制作と考えられる²⁹ 写真1-33。

ところで、安山岩製の五輪塔は現佐賀県側で制作されたもので、同時期、大量に長崎県側に搬入される佐賀型塔の流れを汲んだものと考えられる。ただ問題なのは花崗岩製の五輪塔で、その制作地は明らかに中央(主に兵庫御影産)で制作され搬入されたものと考えられる³⁰。



写真1-33 唐人墓 (西海市教育委員会提供)

中央形式塔は、大きく花崗岩製塔と日引石塔に分類され、主に十四世紀後半から十五世紀代にかけて、北は青森県十三湊から南は鹿児島県坊津まで大量に運ばれ建塔されている³¹。その中で最大の搬入地といえば県下の対馬・五島列島(特に新上五島町日島)・平戸島であり、現在までに総計で約四五〇基分以上が確認されている。その中央形式塔のうち、花崗岩製塔は約一〇〇基分ほどであるが、全体の八〇割以上を占める約三五〇基分が日引石塔である。

日引石塔とは、若狭湾に面した福井県高浜町日引地区

で制作された石塔をいう。石材は安山岩質凝灰岩といわれ、地元では「日引石」の名称で知られる。また現地の高浜町や青葉山を境に位置する西部の舞鶴市(京都府)などでは、主に南北朝以降の日引石塔が確認されている³²⁾。ただ、鎌倉期以降関西などで一般に使用される花崗岩と比べた場合、その石質は良質とは言い難く、風化に弱く、また剥離が起こりやすい。事実、長崎県下で確認される日引石塔は、そのほとんどで風化・剥離現象が見られる。この点からも日引石塔の制作費は、御影石などの花崗岩製塔に比べ安価であったろうことが想定される。その点からみれば、面高・唐人墓の花崗岩製五輪塔は、中央形式塔が建塔できた者の中でもある程度有力な人物に関わる墓塔であったと考えられるが、肝心の中国には五輪塔は存在しない。であれば、面高・唐人墓の被葬者は当時の中国貿易に関わった日本人関係者か、又は後代に中国人のために日本人が建塔したものかもしれない。いずれにせよ、十四世紀後半から十五世紀代にかけて中央との関係を示す資料として貴重である。

ところで、この中央形式塔は大村湾内では確認されないが、北部の佐世保湾内では確認される。佐世保湾内の湾口に当たたる俵ヶ浦で日引石塔(水輪のみの残欠)、高梨町須佐神社で花崗岩製塔(火輪のみの残欠)、また大村湾と佐世保湾を結ぶ早岐瀬戸周辺の指方町小島寺で花崗岩製塔(風空輪の残欠)が確認される。唐人墓五輪塔は俵ヶ浦のほぼ対岸に当たり、これら中央形式塔の建塔地をたどると搬入ルートが見えてくる。

図1-13「中央形式塔分布図(長崎県)」及び図1-14「中央形式塔分布図(平戸島を含む長崎県本土部)」は、県下全域及び平戸島や佐世保湾、伊万里湾で確認される中央形式塔の分布を示したものである。この分布図から考えると、瀬戸内(花崗岩製塔)、また日本海沿い(日引石塔)に関西(福井県高浜町を含む)から伸びてくる中央形式塔の流れがまず平戸島に入り、その延長線上に西海町面高の唐人墓と俵ヶ浦塔があり、そこから針尾島の大村湾沿いから早岐瀬戸(小島寺)に向かうルートと、湾口から佐世保湾奥に向かうルートが想定される。特に小島寺塔と須佐神社塔更に唐人墓塔は同じ花崗岩製で大きさ・形態ともに同系統のものであるだけに、この三地点は同一の勢力で結ばれていた可能性も否定できない。

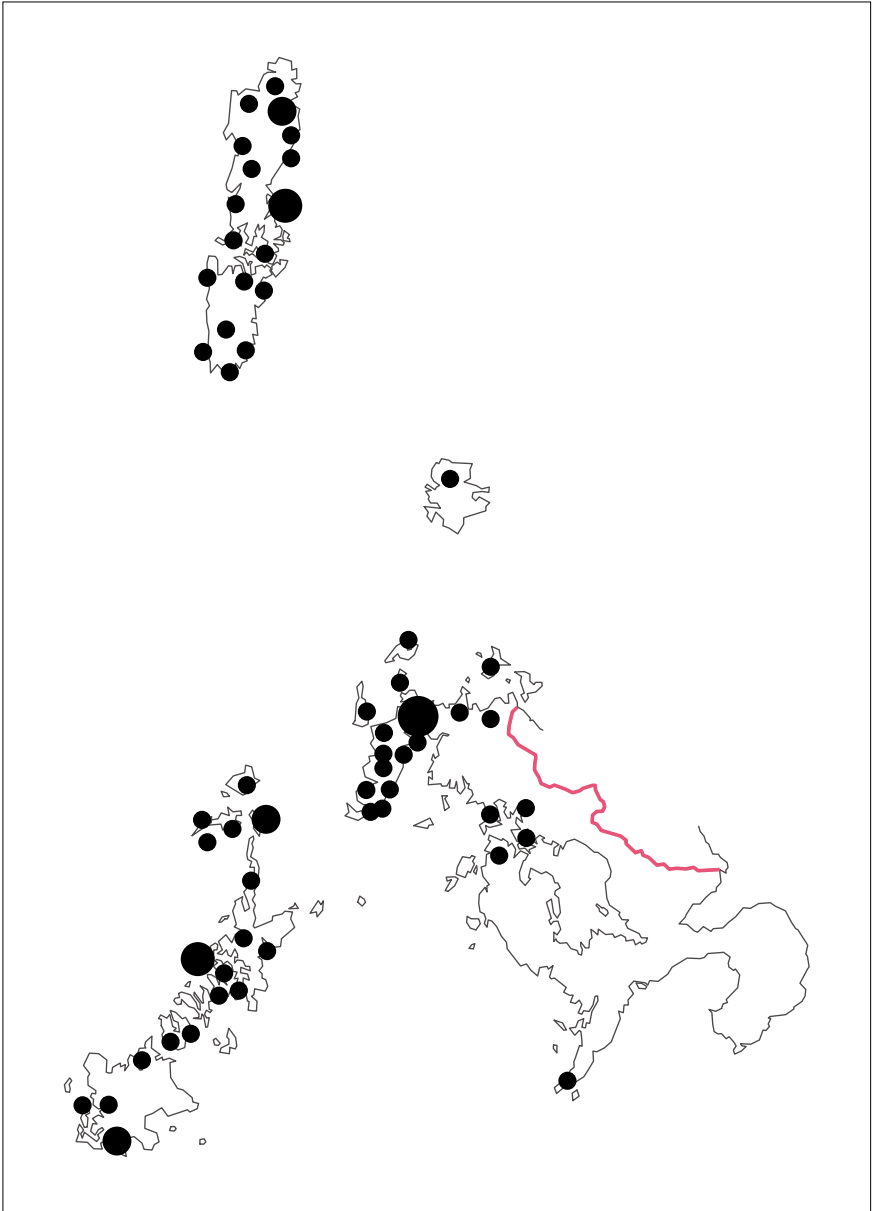


图1-13 「中央形式塔分布图(長崎県)」

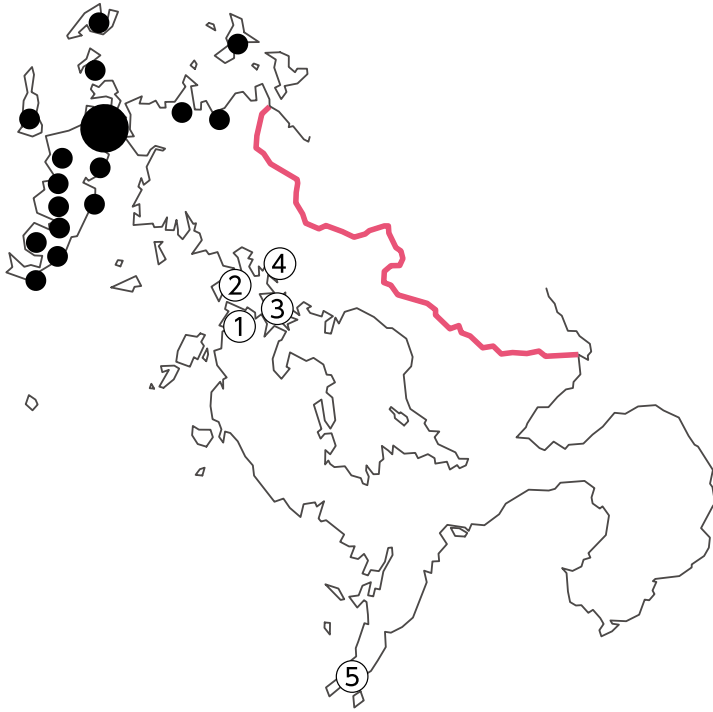


図1-14 「中央形式塔分布図(平戸島を含む長崎県本土部)」
 ①唐人墓 ②俵ヶ浦 ③小島寺 ④須佐神社 ⑤脇岬・観音寺(16世紀代日引石塔)

この中央形式塔の分布でつながる線は十四世紀後半から十五世紀代にかけての海上ルートで、最終的には中央へつながる交易ルートを示唆しているものと思われる。ただ、そのルートが個別的にダイレクトに中央に繋がるのかどうかは分からないが、現段階では、中央形式塔が大量に搬入されている平戸島を軸にして、そこから分岐した海上ルートとして佐世保湾内に伸びるルートがあったものと思われる。

ただ、どういう経路であれ、唐人墓塔や俵ヶ浦塔など佐世保湾内またその周辺で確認される中央形式塔の分布から考えると、中央との関係を持った海民勢力が、湾口の面高(唐人墓)や俵ヶ浦、更には針尾地区(小島寺)と市内中心部の高梨町須佐神社に存在したことは間違いないものと思われる。

また、有明海(島原湾)に面した玉名市(高瀬、伊倉)や天草灘に面した河浦(天草市)でも日引石塔や花崗岩製の中央形式塔が確

認される。

玉名市高瀬の願行寺は貞和五年（一三四九）開山といわれる古刹で、その墓域内に返花座をもつ花崗岩製の宝篋印塔一基分（返花座、基礎、笠の残欠 [写真1-34](#)）と同じ花崗岩製の五輪塔一基分（地輪、火輪の残欠）、それに日引石塔である安山岩質凝灰岩製の宝篋印塔一基分（基礎のみの残欠 [写真1-35](#)）が確認される。また同じ玉名市の伊倉にある光専寺境内でも花崗岩製五輪塔の火輪一点 [写真1-36](#) が確認される。

また、天草灘に面した河浦町では、天草五人衆の一人・天草氏の菩提寺であったという信福寺で日引石塔の水輪一点 [写真1-37](#) が確認される。信福寺は、天草氏の中世居城であっ



[写真1-35](#) 高瀬・願行寺の日引石塔（宝篋印塔基礎）



[写真1-36](#) 高瀬・光専寺の花崗岩製五輪塔火輪



[写真1-37](#) 信福寺五輪塔水輪（河浦）



[写真1-34](#) 高瀬・願行寺の宝篋印塔（3段目の方形石は五輪塔地輪）

た河浦城跡や館跡(現・崇円寺)の前方に位置し、背後に城山と呼ばれる下田城跡を控えており、中世にあつては境内近くまで海岸が迫っていたものと思われる。日引石塔(水輪)は、信福寺本堂裏手のお堂に他の石仏等に混じって置かれている。

以上述べた現段階までの中央形式塔の分布地を追っていくと、平戸島を軸にした西肥前のエリアでは、平戸島に一〇〇基以上の中央形式塔をもたらし海上ルートは佐世保湾までは伸びるが、大村湾内や西彼杵半島、長崎湾、橘湾、島原半島ではその痕跡がなく、それらの海域を飛び越えて肥後の高瀬や天草灘の河浦で僅かながら認められる³³⁾。つまり、大村湾内は、十四世紀後半から十五世紀代における海上ネットワークからは外れていたことになる。この点は、あくまでも現段階までの調査によるが、今後の調査でもあまり期待できず、仮に確認できたとしても僅かであろうと思われる。

ところで、長崎県内における鎌倉から南北朝・室町前期頃までの造立階層といえ、地域における有力名主層から方中世寺院の高僧クラスである(第六章参照)。実際、長崎県本土部の南北朝後半から室町前期頃にかけての石塔は、基本的に在地石塔(西彼杵半島産緑色片岩製塔と佐賀型安山岩製塔)で、現在の各市・町という行政区域単位で多くて数基分程度の建塔状況であり、本土部全域で約五〇基分程度となる。ただ、この本土部における五〇基分という基数は決して少ないというのではなく、当地の中世社会のあり方からみて妥当な基数だと思われる。それよりもむしろ、同時期における対馬・五島・平戸島など国境をまたぐ島々に約四五〇基分という大量の中央形式塔が建塔されていること自体が異常な現象と捉えるべきである。このことは、同じ中央形式塔を建塔できる勢力が、一時期、県内の島々を中心に数多く出現したことを意味しており、しかもその出現を支えた一時的な経済的活況、それも東シナ海から日本海側沿いにかけての広範囲にわたる海民の活況があったことは間違いないものと思われる。このことから、日本海から東シナ海沿いにかけての日引石塔など中央形式塔の建塔地は、中世における一時期、海民ネットワークに属した海上交易で急激に潤った勢力の拠点的位置づけが可能と考えられるのである。この点は、同じ十四世紀後半から

十五世紀代に現地制作の在地石塔を建塔できた階層とは、その性格において基本的に異質な勢力であったと思われる。しかも、石塔それ自体がもつ性格が建塔に関わった人々の生活文化により密着したものであることから、日引石塔の建塔地は、建塔に関わった勢力・個人（海民勢力）の、その地における生活空間の中の極めて精神的に崇高な場所に建塔されたものと思われる。

また、対馬・五島・平戸島などに大量建塔された中央形式塔（主に日引石塔）は一部の島を除いて長崎県内のほばすべての島々に建塔されており、しかも主に南北朝後半から室町前期の一時期のみに建塔されている。このことを考えると、遠路、若狭湾に面した福井県高浜町内で制作された日引石塔などを運び建塔した背景には、南北朝後半から室町前期という限定された一時期に、各島々に共通する重大な歴史的要因があったものと考えられる。また、本土部にあつて石塔の造立階層が有力名主層など極めて一部の勢力者・個人に限定された当時にあつて、約四五〇基分もの大量建塔がなされた各島々には、石塔を造立するだけの各島々共通の経済的活況があつたことは先述したとおりである。

以上のことを満たす歴史的事項として浮上してくるのが、いわゆる十四世紀後半～十五世紀代の倭寇の活動である。この点は、渡来仏その中の倭寇の請来物の可能性が高い主に朝鮮系渡来仏の分布と中央形式塔の分布がほぼ一致することからも想定される。また倭寇の足跡は若狭湾（宮津市智恩寺の金鼓）までつながる可能性があり、更に当地との関係は兵庫（五島・玉之浦の大宝寺梵鐘銘の西林寺）までたどることができる。

以上のことから、中央形式塔その大部分を占める日引石塔の搬入には十四世紀後半～十五世紀代の倭寇の活動が深く関与していた可能性が高く、それだけに倭寇の広範囲に及ぶ海上ネットワークが対馬・五島・平戸島などの浦々まで伸びていたことが想定されるのである（34）。

また、日本海海域の海上ルートは、ここで問題にしている十四世紀後半から十五世紀代にかけては決して貧弱なものではなく、むしろ現在の太平洋岸に比べ活発なルートであつた。平清盛による大輪田泊（現神戸港）の修理・築造が、

所在地	種目	材質	制作時期
島原市・春日神社 (現・南島原市北有馬町)	誕生仏	銅造	統一新羅
鳥栖市・萬蔵寺	誕生仏	銅造	高麗
武雄市・広福護国禅寺	阿弥陀八大菩薩図	絹本	高麗
鹿島市・普明寺	菩薩形坐像	銅造	高麗
玉名郡・南関町(個人蔵)	菩薩形立像	銅造	統一新羅
玉名市・広福寺	誕生仏	銅造	高麗
玉名市・大覚寺	如来形立像	銅造	高麗
玉名市・蓮華院誕生寺	仏頭	銅造	高麗(?)

それまで「奥」であった瀬戸内海を、日本海側にとってかわって「表」にしよ
うとした試みであったといわれるように、実はかつての「表」は日本海側で
あった³⁵。この点を踏まえれば、中央形式塔が搬入された十四世紀後半頃
の日本海ルートは、それまでの伝統的な海上ルートにのった経路であったこ
とが理解される。

このように、日引石塔など中央形式塔のもつ最大の特徴は、主に南北朝後
半から室町前期頃の一定期間内に、日本海から東シナ海沿いに日本列島の南
北に向かつてほぼ同時期に大量に運ばれ建塔された点にある。しかも、その
時代は、東アジア全域にあっては元帝国の崩壊に伴う激動の時期であり、日
本列島にあっても新たな国家秩序作りのための混乱と再編の時期に当たって
いた。海の民の活動は、そのような既存の秩序崩壊に伴う混乱の時期にこそ
活発化し、そこに日引石塔など中央形式塔の海運による大量搬入と建塔の真
因があったように思われる。

以上の各点を踏まえると、日引石塔など中央形式塔の搬入が認められない
大村湾内は、十四世紀後半から十五世紀代、平戸島をはじめとする県内の島々
や、隣接する佐世保湾、有明海(島原湾)、天草灘等へ伸びる海のネットワー
クからは外れていた。かつては龍福寺跡薩摩塔に代表されるような対中国貿
易の海路が引かれていた大村湾内ではあったが、対馬、平戸島、五島列島な
ど県内の島々が大いなる活況を呈していた時期は、郡七山十坊に代表される
中世寺院群での宗旨変化や大上戸河畔での写経など在地勢力間での混乱が想

定されている(第六章参照)。そのため、この時期の大村湾内は、広く外海に向かつての海上ネットワークに加わる余力がなかったのか、それともあえて加わらなかったのか定かでないが、ともかくも十四世紀後半から十五世紀代は内部的混乱に終始していた時代であったように思われる。

なお、先述したように、中央形式塔の搬入地及びその建塔関係者はいわゆる十四世紀後半～十五世紀代の倭寇の活動と非常に関係深く、渡来仏その中の倭寇の請来物の可能性が高い主に朝鮮系渡来仏の分布と中央形式塔の分布はほぼ一致するとした(36)。この点から、有明海沿いに確認される統一新羅時代から高麗時代に想定される渡来仏の存在も、有明海を舞台にした海上交渉を考える上で重要な示唆を与える資料である。事例としていくつかあげると、前頁表のようになる(37)。

この中の玉名市内では高瀬の願行寺と伊倉の光専寺で中央形式塔が確認されるが、同じく中央形式塔が確認される佐世保湾内にあっても東漸寺(中里町)で統一新羅時代の銅造如来形立像が認められる(38)。ただ、大村湾内で朝鮮系の渡来仏は今だ確認されていない。そればかりか中世仏像もほとんど確認されておらず、純忠時代に起こったキリシタンによる寺社破壊の影響があったものと想定されている。そのため、大村湾内に朝鮮系渡来仏が搬入されていたのかどうかは分からず、渡来仏からの言及は現段階ではできないことを付言しておく。

(大石一久)

註

- (1) 大石一久「中世・石造物にみられる石造文化圏の問題について」(松浦党研究連合会編『松浦党研究』第二十二号 松浦党研究連合会 一九九九)、大石一久「石造文化と異質石塔」(石造物研究会編第4回研究会資料『海をこえての交流 ―石造物から中世社会を探る―』石造物研究会 二〇〇三)など

- (2) 大石一久「弥勒寺郷線刻石仏の造立年代について」(大村史談会編『大村史談』第二十三号 大村史談会 一九八七)、大石一久「郡川周辺における中世諸寺院の宗旨について ―とくに石造美術から見た天台密教系山岳仏教(修験)の影響について」(大村史談

会編『大村史談』第三十四号 大村史談会 一九八九など

(3) 大木公彦・古澤 明・高津 孝・橋口 亘『薩摩塔研究―中国産石材による中国系石造物という視点から』(鹿大史学会編『鹿大史学』第五十七号 鹿大史学会 二〇一〇)、大木公彦・古澤 明・高津 孝・橋口 亘『薩摩塔石材と中国寧波産の梅園石ころの岩石学的分析による対比』(鹿児島大学理学部編『鹿児島大学理学部紀要 the Reports of Faculty of Science, KAGOSHIMA University』Vol.42 鹿児島大学理学部 二〇〇九)

(4) 井形 進『薩摩塔の時空 異形の石塔をさぐる』花乱社選書4(花乱社 二〇一二)、久山町教育委員会編『首羅山遺跡発掘調査報告書』福岡県糟屋郡久山町所在遺跡の発掘調査報告書 久山町文化財調査報告第16集(久山町教育委員会 二〇一二)、平戸市史編さん委員会編『平戸市史』民俗編(平戸市 一九九八)、久山町教育委員会編『首羅山遺跡発掘調査概要報告書』発掘調査概要報告書 久山町文化財調査報告第15集(久山町教育委員会 二〇一〇)、大木公彦・古澤 明・高津 孝・橋口 亘『薩摩塔研究―中国産石材による中国系石造物という視点から』(鹿大史学会編『鹿大史学』第五十七号 鹿大史学会 二〇一〇)など

(5) 満井録郎『中世彼杵庄の一考察』(大村史談会編『大村史談』第七号 大村史談会 一九七二)、大野安生・松川憲毅・松尾尚哉編『黒丸遺跡ほか発掘調査概報』Vol.5 大村市文化財調査報告第28集(大村市教育委員会 二〇〇五)、稲富裕和・橋本幸男編『寿古遺跡』大村市文化財調査報告第15集(大村市教育委員会 一九九〇)など

(6) 東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌 水と緑と道』上巻(東彼杵町 一九九九)、安楽 勉・久原巻二・川畑敏則他編『岡遺跡』彼杵中央地区圃場整備事業にかかる調査 東彼杵町文化財調査報告書2(東彼杵町教育委員会 一九八八)、安楽 勉・伴耕一郎・立平 進他編『白井川遺跡』彼杵中央地区圃場整備事業にかかる調査 東彼杵町文化財調査報告書3(東彼杵町教育委員会 一九八九)など

(7) 井形 進『薩摩塔の時空 異形の石塔をさぐる』花乱社選書4(花乱社 二〇一二)、久山町教育委員会編『首羅山遺跡発掘調査報告書』福岡県糟屋郡久山町所在遺跡の発掘調査報告書 久山町文化財調査報告第16集(久山町教育委員会 二〇一二)など

(8) 久山町教育委員会編『首羅山遺跡発掘調査報告書』福岡県糟屋郡久山町所在遺跡の発掘調査報告書 久山町文化財調査報告第16集(久山町教育委員会 二〇一二)、久山町教育委員会編『首羅山遺跡発掘調査概要報告書』発掘調査概要報告書 久山町文化財調査報告第15集(久山町教育委員会 二〇一〇)など

(9) 平戸島や坊津などの薩摩塔については、大石 一久『第IV編 石造物と渡来仏 二 中世の石造美術』(平戸市史編さん委員会編『平戸市史』民俗編 平戸市 一九九八)、井形 進『薩摩塔の時空 異形の石塔をさぐる』花乱社選書4(花乱社 二〇一二)

など

⑩ 『長崎県文化・スポーツ振興部編』媽祖に関する調査研究 報告書(長崎県文化・スポーツ振興部 二〇一〇)など

拓本による銘文判読は、井形 進『薩摩塔の時空 異形の石塔をさぐる』による。井形によれば、銘文の冒頭部分に人名(真高)がくるのは日本ではあまり一般的でないが、寧波市の『寧波の三石碑』(天一閣博物館所蔵)では人名(施主・関係者)が冒頭に刻まれているとして、中国との関係を強調されている。また、紀年銘につき、井形は「元亨三年」(一三三二〜一三四)としているが断定はしておらず、今後の調査に期待したい。

⑪ 井形 進『薩摩塔の時空 異形の石塔をさぐる』花乱社選書4(花乱社 二〇一二)

⑫ 川内野篤・久村貞男・大橋康二・久田松和則・大石一久・吉福清和・中村修身編『針尾城跡』平成16年度佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書(佐世保市教育委員会 二〇〇五)

⑬ 前掲註(13)

⑭ 志々伎神社については、久田松和則『考古編 第6章 第2節 古代の志々伎神社』平戸市史編さん委員会編『平戸市史』自然・

考古編 平戸市 一九九五

⑮ 大石一久『第IV編 石造物と渡来仏 二 中世の石造美術』(平戸市史編さん委員会編『平戸市史』民俗編 平戸市 一九九八

など

⑯ 前掲註(12)、久山町教育委員会編『首羅山遺跡発掘調査報告書』福岡県糟屋郡久山町所在遺跡の発掘調査報告書 久山町文化財調査報告第16集(久山町教育委員会 二〇一二)、久山町教育委員会編『首羅山遺跡発掘調査概要報告書』発掘調査概要報告

書 久山町文化財調査報告第15集(久山町教育委員会 二〇一〇)

⑰ 井形は、『薩摩塔の時空 異形の石塔をさぐる』の中で、沖津宮薩摩塔について「須弥壇を見ると、薩摩塔ならではの、木造の高欄を模した表現が見られる。ただ、一方で須弥壇には、薩摩塔の典型作にはない、連弁の表現が見受けられたり、雲気の表現が見受けられたりと、異色の点もあって、薩摩塔であるとする、その定型が確立する以前の作例、ないしは、大きさに鑑みても、通常とは異なる意義をもった、特別な作例だと見るべきではないかと考えている。」(八三頁)と述べられている。

⑱ 小値賀町教育委員会編『小値賀諸島の文化的景観保存調査報告書』小値賀町文化財調査報告書第23集(小値賀町教育委員会 二〇一二)、瀬野精一郎校訂『青方文書』第一八史料纂集 古文書編(統群書類従完成会 一九七六)など

⑲ 小値賀町教育委員会編『小値賀諸島の文化的景観保存調査報告書』小値賀町文化財調査報告書第23集(小値賀町教育委員会 二〇一二)など

⑳ 小値賀町教育委員会編『小値賀諸島の文化的景観保存調査報告書』小値賀町文化財調査報告書第23集(小値賀町教育委員会 二〇一二)など

二〇一二)など

①

坊津など鹿児島への薩摩塔や宋風狛犬など中国関係遺品の搬入ルートについては、九州北部経由、薩摩への直接ルート、南西諸島經由ルートが挙げられているが、橋口によれば九州北部經由説が最も蓋然性が高いという(橋口 巨「中世前期の薩摩国南部の対外交流史をめぐる考古新資料―南さつま市芝原遺跡出土薩摩塔・同市加世田益山八幡神社現存の宋風獅子・三島村硫黄島発見の中国陶磁器を中心に―」鹿児島県考古学会編『鹿児島考古』第43号 鹿児島県考古学会 二〇一三)。

②

大石一久「石が語る中世の社会 長崎県の中世・石造美術」ろうきんブックレット9(長崎県労働金庫 一九九九)、大石一久「長崎県編」(日本石造物辞典編集委員会編『日本石造物辞典』吉川弘文館 二〇一三)など

③

第四期十六世紀代の溶結凝灰岩製塔は注意すべきで、肥後方面というよりも現地・島原半島(原城跡周辺)で制作された可能性も否定できない(伊藤健司編『日野江城跡』総集編1 平成21年までの調査成果 南島原市文化財調査報告書第6集 南島原市教育委員会 二〇一三)。平成七年度から始まった日野江城跡の発掘調査で、二の丸へ続く上方階段(階段Ⅱ)の両側にバズル状に築かれた石垣が出てきた。築造時期は十六世紀代(主に後半)であるが、この石垣部材は溶結凝灰岩で、その採石地は原城跡西側海岸の露出した岩盤である可能性が高い。であれば、十六世紀代に制作された溶結凝灰岩製塔も、断定はできないが、当地で制作された可能性も否定できない。

前掲註(1)

④

福井県立博物館編「石をめぐる歴史と文化―笏谷石とその周辺―」福井県立博物館第11回特別展(福井県立博物館 一九八九)

⑤

田岡香逸「石造美術」第3号(「石造美術学会」機関誌合作 一九八〇)

⑥

古川 登・村上雅紀「越前地方における石造多層塔の研究」(清水町教育委員会編『片山鳥越墳墓群 片山真光寺跡塔址』清水町埋蔵文化財発掘調査報告書清水町片山地区における遺跡の調査 清水町教育委員会 二〇〇四)

⑦

大石一久「石塔類からみた中世・西海町の様相」とくに唐人墓から見た海上交易について(西海史談会編『西海史談』第11号 西海史談会 二〇〇一)

⑧

中央形式塔(日引石塔、花崗岩製塔)については、大石一久「日引石塔に関する一考察」とくに長崎県下の分布状況から見た大量搬入の背景について(石造物研究会編『日引』(石造物研究会会誌)創刊号 石造物研究会 二〇〇二)、大石一久「考古編 第7章 第3節 平戸の中世・石造美術」(平戸市史編さん委員会編『平戸市史』自然・考古編 平戸市 一九九五)、大石一

⑨

久「日島の中世・石造美術」(若松町教育委員会編『日島曲古墓群発掘調査報告書』若松町教育委員会 一九九六)、大石一久「対馬の中世・石造美術(その一)」(対馬の自然と文化を守る会編『対馬の自然と文化』第17集 対馬の自然と文化を守る会

一九八九、大石一久「対馬の中世・石造美術(その二)」「対馬の自然と文化を守る会編『対馬の自然と文化』第18集 対馬の自然と文化を守る会 一九九〇)など

鹿児島県種子島の西之表市御坊墓地で三基の花崗岩製五輪塔が確認される。この御坊墓地の三基が日本列島の一番南端に建塔された中央形式塔であるが、その搬入ルートは、日本海ルートで大量に運ばれ各地に建塔されている中央形式塔とは異なり、太平洋ルートで搬入された可能性が高い。そこで、本文では、日本海から東シナ海ルートで搬入されたと考えられる鹿児島県坊津の一乗院跡を南限とする(吉井敏幸「種子島の寺院について(前編)」(財団法人元興寺文化財研究所編『元興寺文化財研究』通巻49号(94年5月号)、財団法人元興寺文化財研究所 一九九四)、吉井敏幸「種子島の寺院について(後編)」(財団法人元興寺文化財研究所編『元興寺文化財研究』通巻50号(94年8月号)、財団法人元興寺文化財研究所 一九九四)。

高浜町編『高浜町誌』(高浜町 一九八五)には「日引石」として「青葉山若丹の国境より産する日引石は安山岩質凝灰岩及び石英粗面岩質の複成凝灰岩で黒色緻密で建築用材に供せられて日引石の名があり(以下略)」「一七頁」とある。また舞鶴市史編さん委員会編『舞鶴市史』各説編(舞鶴市 一九七五)では、日引石で制作された医王寺宝篋印塔(応安七年銘 一三七五)などが紹介され(四三四頁)、また石灯籠の項目で「この素材には、隣接する若狭内浦湾の日引(高浜町)に産出する彫刻に適した緻密な良質の凝灰岩(淡青緑色)が多く用いられ、次いでもと田辺領であった由良(宮津市)の花崗岩が使われている(四三〇頁)」と記している。

図Ⅰ、図Ⅱで示した分布図で、脇岬観音寺(長崎市)に日引石塔の宝篋印塔基礎が一点確認されるが、反花の彫出や格狭間の形状などから十六世紀代に制作されたものと思われる。そのため、ここで問題にしている十四世紀後半から十五世紀代にはその範囲からは除外されることを附言しておく。

中央形式塔の大部分を占める日引石塔の搬入には十四〜十五世紀の倭寇の活動が深く関与していた可能性が高いとしたのは長崎県内の島々における建塔の背景について述べたものであり、北は青森県十三湊から南は鹿児島県坊津まで日本海から東シナ海沿いに運ばれたすべての日引石塔に倭寇が関与していたとは捉えていない。ただ、少なくとも当時共通して日引石塔が搬入され建塔された地域には活発な海上活動があったであろうことは容易に想定されることである。

高橋公明「中世西日本海域と対外交流」(森 浩「責任編集集『海と列島文化』第2巻『日本海と出雲世界』小学館 一九九一)日引石塔などの中央形式塔と渡来仏との関係については、大石一久「日引石塔に関する一考察」とくに長崎県下の分布状況から見た大量搬入の背景について(『石造物研究会編『日引』(石造物研究会誌)創刊号 石造物研究会 二〇〇二)、大石一久「考古編 第7章 第3節 平戸の中世・石造美術」(平戸市史編さん委員会編『平戸市史』自然・考古編 平戸市 一九九五)、大

石一久「日島の中世・石造美術」(若松町教育委員会編『日島曲古墓群発掘調査報告書』 若松町教育委員会 一九九六)、大石一久「対馬の中世・石造美術(その一)」(対馬の自然と文化を守る会編『対馬の自然と文化』第17集 対馬の自然と文化を守る会 一九八九)、大石一久「対馬の中世・石造美術(その二)」(対馬の自然と文化を守る会編『対馬の自然と文化』第18集 対馬の自然と文化を守る会 一九九〇)など

③7 八尋和泉編『大陸渡来文物緊急調査報告書』長崎県文化財調査報告書第107集(長崎県教育委員会 一九九二)、佐賀県立博物館編『佐賀県立寺調査報告書』(佐賀県立博物館 一九九六)、佐賀県立美術館編『佐賀の信仰と美術 平成8年度企画展』(のりのかたち(佐賀県立美術館 一九九七)など

③8 佐世保市上原町の浄漸寺でも高麗時代の銅造如来形坐像が確認されるが、この渡来仏は本来、平戸・勝音寺にあったものという。

第四節 水軍と牧

日本列島は四方を海に囲まれており、人々は漁業や製塩そして船による海上運送(交易)などを通じて海を媒介とした営みが存在していたことも事実であり、近年この方面での調査研究が進歩している。

中世は後の近世よりも、日本列島に住まう人々の動きが非常に活発であり、海を通じて広範囲に移動し活動していたことが分かってきている。

本節では、中世における海を媒介とした人々の営み、海と関係のある武士(水軍)の活動を先学に拠って全国的な視点で概観し、その後に現在の太田市域と江戸時代の大村藩領域を中心に肥前国内における海と人々の足跡を述べる。

◆ 海を生活の糧とする人々「海民」

本項では、「海民」^{かづみん}について数々の研究成果を世に出した、網野善彦の論説①を要約して紹介するものである。

■一・白水郎から海夫へ

古代、日本では「海民」を中国にない「白水郎」と表記した。十世紀には「海夫」と呼ばれた。海夫の語は、『小右記』長徳三年（九九七）十月一日条に初見され、九州西部の海民がそう呼ばれたことが知れる。『権記』長保元年（九九九）には、大宰大貳藤原在国が、左大臣藤原道長に「松浦海夫」の収穫したアワビを献上したとあり、白水郎の流れをくむ人々がいたとわかる。大宰府の解文に海夫の記載があり、十、十二世紀においては北陸地域の「海人」、琵琶湖・瀬戸内海の「網人」のように各地の呼称があり、海夫は西海海民を指す名称として公的に通用したらしい。

しかしながら、十三世紀前半頃大きな変化が現れる。荘園公領制の確立と軌を一にして、海民を表す各地の称呼は、「百姓」の語に替わる。もとはと言えば、すべての公民に田地を割り当て、それを百姓と呼んだ古代国家の制度に基づく呼称である。実際には公民の生業は多様であったから、百姓すなわち農民ということにはならないわけである。白水 智（2）によれば、五島列島浦部島（中通島）の百姓は「宿人」「浪人」というほど流動的で、狩猟、製塩に当たるとともに、「多分に海に依存した生活」を送る人々で、なかには商人を寄宿させる人、交易により財を蓄える人もいたとの指摘を引き、百姓の多様性を強く述べた。

■二・肥前国彼杵荘等における海民

次に、当該期の彼杵荘内御家人と海の関係について、網野善彦は以下のように述べた（3）。

上総国御家人深堀氏が承久三年（一二二二）の承久の乱の勲功として、再三の替地により地頭職を得た肥前国彼杵荘の戸町浦（戸八浦）には、「船津在家」を根拠とする「網人・釣人」がいた。正和元年（一二三二）には、惣領の深堀孫房丸（時明）と庶家で野母浦地頭の深堀平五郎仲家との相論において、仲家は、孫房丸が仲家領内の海で一〇余艘の船で海産物を奪い取った、と訴えた（『深堀家文書』）。正和四年（一二三五）、東福寺雑掌は、彼杵荘の彼杵次郎入道行運が年貢や漁労具等を差し出さないと訴えた（『前田家蔵東福寺文書』）。網場の存在を確認できるし、元徳三年（一二三二）の深堀氏所領の海にも網代を確認できるらしい。

孫房丸と仲家の相論原因は網場を交替で使用しなければならぬところ、孫房丸が「船党」の武力によって、仲家の順番を無視し、収穫物を押さえ取ったのであり、「船党」は兵であるとともに漁師でもある海夫であった。さらに孫房丸側が仲家領内に上陸のうえ金品、人、船を奪ったと訴えられており、この浦の豊かさをうかがわせる。白水④がいうように、深堀氏も廻船による交易に関与していたと考えられる。建武四年（一三三七）には、幕府軍の命で動いた源俊賢が、深堀孫太郎入道明意（時通）に宛て「有得（徳）廻船」を確保し、兵糧を徴発するよう指令していることから、廻船所有を推測できる。また、彼杵荘からも「水手米」が広く徴収されており（「正慶乱離志裏文書」）、「船党」、海夫船はこうした水手米を給されながら廻船を運営したと考えられる。西海市大瀬戸町産の石鍋の広域的分布も廻船の存在を示すと述べた。

■三、牧の領有と海の関係

引き続き、網野の論⑤を要約して記す。

西北九州領主にとって、牧と牛馬は重要な問題であった。戸田芳実⑥は、康和四年（一一〇二）讓状の「野」を御厨牛の牧野と推定した。また『吾妻鏡』寛元三年（一二四五）二月二五日条の牛牧に係る松浦執行源授と鶴田五郎源馴の相論から、松浦党の領主らは牛牧を経営したのではないかとした。文永一〇年（一二七三）、安富氏と越中氏との肥前国深江村の「所務条々」を巡る相論に対する六波羅下知状（「深江家文書」）に「四十四疋馬事」「百頭牛事」の記述があり、雲仙山麓に多数の牛馬が飼育されていたと紹介した。

松浦党はじめ西北九州の領主らは、海夫、船木山及び牧を押さえ、東シナ海を含む海域でその活動を展開した。彼らを白水⑦がいう「西の海の武士団」からさらに進めて「海の領主」と言い表すことができる。松浦党と同祖の渡辺党もまた、海賊活動を展開する一方、馬寮役人となった者は牧とも関わったと考えた。

上総国伊南荘を本貫地とする御家人深堀氏の場合、相伝所職は「御牧別当職」であったが、承久の乱の勲功に与えられた摂津国内の地頭職について一部替地を求め、建長二年（一二五〇）筑後国内の地頭職を得た。それでも深堀氏

は満足せず、さらにその替地として建長七年（一二五五）に至り、彼杵莊戸町浦の地頭職を得た。深堀氏の本拠は牧を背負う上総の海上交通要地であり、摂津淀川の要衝地を得、さらに肥前においても沿岸要地を獲得したことは、深堀氏の性格を表しているという。

また鎌倉時代、瀬戸内海交通を強力に支配した貴族の西園寺家は、元亨二年（二三三二）までには、宇野御厨をその所領とした。元亨二年（一三三二）の西園寺実兼処分状（「雨森善四郎所蔵文書」）にある小牛は、この御厨からの年貢であり「御厨牛」である。西園寺家が宇野御厨を所領としていた。しかし宇野御厨は松浦党の根拠地であり、その支配は一方で松浦党ほか海の領主らと西園寺家とを結びつけており、西園寺家の海上交通支配と関連することがわかる。しかも石井進⁽⁸⁾によれば、西園寺実氏以後、同家は少なくとも建長元年（二四九）から文永八年（二二七一）まで、筑前国宗像社の領家職にあった。つまり瀬戸内海と北九州をつなぐ重要地と、東シナ海世界と境界を共有する宇野御厨を押さえることは、同家の運営に欠かせなかったと述べた。

二 木材と船

長崎県内には「船木」「楠木」などの地名が存在するが、これは船を造る際に木材を伐採した地を示しているという。さらに筆者が思うに、「木場」という地名もその一つではないか。木は船材として利用されるため、海の営みとは切っても切り離すことができない。

江戸の深川、現在の東京都江東区深川の地名として木場がある。貯木場のことを木場と書いて「きば」と発音し、江戸時代初期に深川の隅田川の河口に木場が設けられ、かつては木場と言え、必ず同地を連想する地名として著名であった。東彼杵町内の江串川上流の郷・木場は、江串鉄砲組を配置した場所で、「こば」と発音する。江串鉄砲組は江串山の材木を切り出す際、江串山から延びる尾根を通して、江の串川と串川の両河川のどちらかに下ろすしかなかった。

長崎街道が彼杵宿から佐賀県の嬉野に向う途中、彼杵川の二つの瀬という渡しの近くに「大楠」という巨木が現存している。出島オランダ商館医で博物学者のドイツ人、ケンベルが元禄四年（一六九二）に出島オランダ商館長（カピタン）の従者として江戸参府の途上、当地を通過した折、その周辺を六尋と見積っていた。苦勞してでも測ってみるだけの値打があると思つて元氣な門人たちの助けを借りて地面のすぐ上のところで幹を測つた。周囲は一六・八八四^尺、直径は五・三七四^尺、面積は二二・六七五平方^尺と記録を残している。空洞は一五人がその中に立てるといふのは誇張ではない。ケンベルはこの近くに小屋を立てている老人が小屋を立てて「この木は日本で尊崇されている弘法大師が植えた枝から生じた」と我々に教えてくれた。」と記録をしている⁹。明治になって樟脳つくりのため木は伐採されて昔の姿はなくなつたが出島オランダ商館医で博物学者のドイツ人、シーボルトが自身お抱えの長崎の絵師、川原慶賀に描かせた木の絵が残っている¹⁰。

今日はそれほどの巨木は耕地に日陰をさすというので姿を消したが、そうまでではない楠の木であれば僅かながら残り、またオガタマノキは幹回り六^尺で県下でも珍しい巨木であるが、残る桑の木も高さ約一〇^尺、幹回り三^尺の県下でも類をみないであろう巨木であり、住家の屋根を保護する目的で保存されている¹¹。巨木は多良山系、とくに西斜面は五島灘を越えて吹きつける雨風を受けて大木が成長する。江戸時代に水田開発が盛んになってから棚田が増えると、大木は伐採され少なくなつたと思う。標高三〇〇^尺から四〇〇^尺の傾斜地に神林、垣内、狩倉という斜面集落が地名として残っている。

三 大村湾と西彼杵半島における海と人々

本項では、大村湾と江戸時代の大村藩領域の一つであった西彼杵半島西岸地域（外海）における武士と海の活動を展開したい。

■一・大村湾における水軍の動向

大村湾東岸の地方と称する地域は山越えをして有明海と通じるが、一〇〇〇以上の山を越えるより低地を越す方が楽で、その低地の地の方が昔から開けていたようである。

大村湾の最南、三浦と喜々津に囲まれた湾入は有明海への地峡である。近代に入って、大村から諫早へ鉄道を建設する時、最初三浦の南側をまわる津水案があったとも聞いたが、漁港、商港としての利用上、鈴田になり、トンネルを掘ったという話を聞いたことがある。話は遡るが鎌倉時代初期、諫早地峡を経て有喜に出る谷間から小野、森山方向に渡辺透という長者がいて、宗像氏に所領を売却した。宗像氏は鎌倉時代執権北条氏と親しい関係にあったことから、千々石湾（橋湾）にも海上権を延ばすことになっていく。ところでこの千々石湾沿岸には深堀水軍、そして江戸浦の名が示す大江氏の勢が入ってくる（本章第二節第一項を参照）。この水域は行基伝説⑫が残っている海域で由緒も深い。古代末期から中世にかけて、東シナ海を横断し、交易を目的とする唐人が多数やってきたが、彼らは綱領（綱主・綱首）と従者たちであった。そのような唐人が日本に置いた拠点が「唐房」であり、服部英雄の研究により、玄界灘沿岸を中心に鹿児島県沿岸にも設けられたことが考えられている。実は、服部は千々石湾内、かつて長崎市の海水浴場として有名だった矢上地区の東望の浜（長崎市田中町）も「唐房」と関連がある地名として推定している⑬。

なお、大村湾内の水軍は永祿五年（一五六二）の丹坂峠合戦において、つまりは大村氏と有馬氏の連合軍が龍造寺隆信に敗れたことで後藤貴明、西郷、松浦氏の連携が崩れ、大村氏と有馬氏の水軍の連携も崩れることとなり、ひいては近世初頭とも言うべき天正十六年（一五八八）に、豊臣秀吉によって出された「海賊停止令」で水軍の闘争は止むのである。

■二・西彼杵半島における海の武士 海と牧の関係

一・田河（田川）氏と小佐々氏

太田 亮の『姓氏家系大辞典』によると田河（田川）氏⑭は、

肥前国彼杵郡の豪族にして前項（豊前の田河氏）と同族と云ふ。土系録に「藤姓。隆輔・豊前田川庄司。子孫彼杵郡に來り、城を雪浦鳥越に築き、以つて居り且つ其の地を領す」と。その數世―隆興（左近將監、領雪浦）―隆治（隼人尉）―隆世（掃部介）―隆豊（兵部藏人）―隆重（彈正忠、文明十二庚子年、純伊公大村復歸の時云々）と見ゆ。

とある。

江戸時代の幕藩体制下、大村氏が西彼杵半島に配置した家臣は重臣クラスの藩士の家系であった。『大村郷村記』第一卷⑮によると、大島の黒瀬（西海市大島町黒瀬）には洪江氏の直系で大村氏を名乗る小鹿島氏、伊ノ浦瀬戸の出口（西海市西彼町小迎郷）には稲田氏（田崎氏の宗家）、旧琴海町長浦（長崎市長浦町）には針尾氏（児玉氏）、亀岳方面（西海市西彼町龜浦郷・下岳郷）は大村氏を名乗る熊野氏（福田氏の宗家）、外海側は直轄地の面高（西海市西海町面高郷）、同地の南部の中浦（西海市西海町中浦北郷・中浦南郷）から七釜（西海市西海町七釜郷）に北条氏、多以良（西海市大瀬戸町多以良内郷・多以良外郷）には小佐々氏、瀬戸は直轄、雪浦は富永氏、神浦は大串氏といったように大村藩の重臣クラスの家系が占めた。このうち、小佐々水軍はかつての松浦党に名を連ねていたが、応仁元年（一四六七）に西彼杵半島に移住した⑯。

小佐々氏が西彼杵半島へ移住する以前、同地の海を押さえていたのは、雪浦（西海市大瀬戸町雪浦地区）を拠点とした田河（田川）氏と考えられる。

太田⑰によると、豊前の田河（田川）氏については、「當国田河郡より起りしならん。宇都宮家譜、曆仁元年、道房の家士に田河四郎あり。」とある。

続いて、肥前国彼杵郡の田河（田川）氏⑱については、

此の氏は此の地方の名族にして、既に博多日記裏書に「田河六郎」、また「田河彦太郎（正中二四廿九、同五十九）、雪浦、并に馬手浦領主」と載せ、又正平年間の彼杵郡郷土連判状に「田河左近將監、同掃部介・領主たるのよ



写真1-38 西海市大瀬戸町雪浦



写真1-39 西海市大島町馬込港

盛んな時期は杭木の積出し港であった。このあたりに合流する羽出川は石鍋の産地として近年有名になった。下流に小丘があり、鳥越城という砦の跡がある。これが田河(田川)氏の居城跡である。

小佐々氏の足跡と西海市の歴史文化を研究している小佐々学は、自身が大村藩小佐々水軍の後裔である。同氏の説⑳では水軍の城には三つの要素があると説いている。第一は見張り所で高い山を持つこと、第二は船舶の停泊所として広い水域をもつこと、第三は港の入口が外敵から見えないことの三条件を述べている。瀬戸の北、多比良城とこれにつながる七釜の広い海面は入口が外海に隠れ、湾外に高帆山(西海市大瀬戸町多比良外郷)という二二三メートルの山を控えている。これ以外には半島の北端に面高港があり、広い水面を持つが外敵の備えに対して弱い。江戸時代、ここを守る守備隊の駐屯地があった。この西方で港を防ぐのが大島である。この島の頂上を百合岳(標高一九三・七メートル)という。高帆山と百合岳の頂上を見通した海域は、江戸時代、平戸藩と大村藩両藩の領海域であった。大島の北端は

し正平應安連判状にあり。子孫同彌右衛門隆武(安田の祖)の代、故ありて先祖累代の領地雪の浦を畝苜に轉賜す(後略)。」とある。

雪浦は西彼杵半島外海の中心、大瀬戸町から南へ四キロ、雪浦川を抱えている。雪浦は江戸時代初期は幕府領で、後に大村藩領となった⑲。瀬戸福島に抱かれ、松島水道を隔て松島と相対し、特に「あなせ」という冬の西北風から守ってくれる水域である。雪浦川の河谷は奥が深く、川口から五キロ近い奥浦は松島炭鉱が

突起する岩石海岸で、端ノ島・中ノ島・寺島という三つの島が北風から海水面を護っている。現在は造船所の泊地となっている。それまでの大島東岸はリアス式で、東岸は穏やかな水面を持つていた。馬手が浦という穏やかな水面が曲折した。ここに近い陸地が馬込で、馬の積出港つまり現在の馬込港である。

「東福寺文書」に出てくる馬手島については、西海市大瀬戸町の松島とする説²¹があるが、筆者はこの西海市大島町の馬込港こそが馬手島に結び付くと考えている。西彼杵半島の台地や島々は江戸時代において牧畜の適地であった。特に馬については険しい地形で馬の足を鍛え、寒冷な「あなげ」という厳しい風が強健な馬を育てることからよしとされた。沖合に見える漁火は馬の目を馴らす絶妙な適地であったとは、楠本喜左衛門という老翁が明治時代初期生まれの祖父から直接教示を受けたとされる。大島の牧場は一カ所だけに決めることはしなかった。それは、数年経つと寄生虫が湧いて牧馬が病気を起こすので、牧場を点々と変える必要があったためという²²。

二・福田氏

肥前国彼杵荘生手(老手・長崎市福田町)・手隈両村(長崎市手熊町)両村の地頭職に補任された御家人家系の福田氏も牧を所有していたことは「福田文書」²³によって明らかである。

「福田文書」に記載される年月日未詳の「某書状断簡写」²⁴に「福田之牧」とあり、浦上五方の一族分二〇疋と庶子中の馬持に対して更にもう一疋ずつ定めた以外、「牧賃」は福田氏側に支払うように浦上側(浦上氏か)との契約がなされている。これにより福田氏は牧を経営していたことが分かる。福田氏の所領には現在の福田港をはじめ、長崎市小江町や長崎市手熊町にも港を有していたことから、多分に福田氏が海からの糧も有していたことが考えられ、水軍の性格を帯びていたと考えてもおかしくないのである。その福田氏が牧を経営していたとなると、水軍と牧の関連をあらわす証左となるのである。なお、「福田文書」に記載される弘安六年(一二八三)十二月一日付の「関東裁許状写」²⁵によると、承久二年(一二二〇)に福田と浦上(長崎市浦上地区)の境界争いが生じ、怒った福田兼信が浦上内の塩屋(製塩施設)を焼失させるなどの放火狼藉を行っている。当時、肥前国彼杵荘の浦上においても製塩

を行ってゐることからすると、当該地域に居住する者が海民的性格を有していたことがいよいよ顕著となつてくる。
また、「福田文書」に収載される応永二十六年（一四一九）卯月（四月）二日付「重通姓未詳等連署状」²⁶にも「浦上分南一疋」、「家野分江次郎一疋」、「淵分」と記されており、文書の内容を把握することは困難であるが、いずれにしても、福田に接する現在の長崎市淵町から浦上地区にも牧が営まれていたことが考えられる。

（満井録郎）

註

- (1) 網野善彦「序章 西海の海民文化」（網野善彦責任編集『海と列島文化』第4巻「東シナ海と西海文化」）小学館 一九九二
- (2) 白水 智「第二章 東シナ海の海民 一 西の海の武士団・松浦党 ―青方文書にみる相剋の様相―」（網野善彦責任編集『海と列島文化』第4巻「東シナ海と西海文化」）小学館 一九九二
- (3) 前掲註（1）
- (4) 前掲註（2）
- (5) 前掲註（1）
- (6) 戸田芳実「平安初期の五島列島と東アジア」（戸田芳実「初期中世社会史の研究」）東京大学出版会 一九九二
- (7) 前掲註（2）
- (8) 石井 進「一四世紀初頭における在地領主法の一形態」（石井 進『日本中世国家史の研究』）岩波書店 一九七〇年
- (9) 開 正和「第二編 歴史 第八章 長崎街道彼杵宿 第三節 大名や商館長の往来 三、オランダ商館長の江戸参府 1、ケンベル」（東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌』水と緑と道 上巻 東彼杵町 一九九九）
- (10) 開 正和「第二編 歴史 第八章 長崎街道彼杵宿 第三節 大名や商館長の往来 三、オランダ商館長の江戸参府 5、シーボルト」（東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌』水と緑と道 上巻 東彼杵町 一九九九）
- (11) 下田章吾「第三編 人文 第三章 文化財・遺跡と歴史民俗資料館 第一節 指定文化財 十、太ノ原のオガタマノキ 町指定天然記念物」（東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌』水と緑と道 上巻 東彼杵町 一九九九）
- (12) 満井録郎「第二章 歴史 第三節 野母崎町域の古代から中世 2. 近世以前の野母崎町の寺社（2） 御崎観音禅寺」（野母崎町 企画課編『野母崎町郷土誌』野母崎町 一九九六 改訂版）

- 〔13〕 服部英雄「第Ⅳ部 福岡の歴史的景観を採る 第2章 チャイナタウン・唐房―福岡市内および周辺トウボウ地名所在地の歴史的環境」(福岡市史編集委員会編『新修 福岡市史』―特別編 自然と遺跡からみた福岡の歴史 福岡市 二〇二三)
- 〔14〕 太田 亮、田川 7 藤原姓(太田 亮「姓氏家系大辞典」第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 〔15〕 「大村久原之部諸土持高」(藤野 保編『大村郷村記』第一卷 国書刊行会 一九八二)
- 〔16〕 小佐々学「小佐々水軍城と西海の城」(東アジアの城郭との関わりについて)『海路』編集委員会編『海路』第11号 戦国・織豊期の九州の城郭 海鳥社 二〇二三)
- 〔17〕 太田 亮、田川 6 豊前の田河氏(太田 亮「姓氏家系大辞典」第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- 〔18〕 前掲註(14)
- 〔19〕 「第六十四 雪浦村 雪浦村爲公領再爲當領事」(藤野 保編『大村郷村記』第六卷 国書刊行会 一九八二)
- 〔20〕 小佐々学「北松浦半島、西彼杵半島および五島灘海域における小佐々水軍の城跡について」(大村史談会編『大村史談』第四十三号 大村史談会 一九九三)、小佐々学「北松浦半島、西彼杵半島および五島灘海域における小佐々水軍の城跡について」(大村史談会編『大村史談』第四十五号 大村史談会 一九九四)、前掲註(16)
- 〔21〕 「西彼杵郡大瀬戸町 松島村」(瀬野精一郎監修『長崎県の地名』日本歴史地名大系 第四三卷 平凡社 二〇〇二)
- 〔22〕 楠本喜右衛門「西彼杵郡大島町御領牧場 太田尾牧場を中心として」(大村史談会編『大村史談』第二十一号 大村史談会 一九八二)、満井録郎「第二編 町の成り立ち 第三章 近世 第四節 馬垣の消長」(大島町郷土誌編纂委員会編『大島町郷土誌』大島町教育委員会 一九九五)、楠本喜右衛門「大島町馬垣―太田尾牧場を中心として」(大島町郷土誌編纂委員会編『大島町郷土誌』大島町教育委員会 一九九五)
- 〔23〕 「付録 福田文書」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)
- 〔24〕 「付録 福田文書」二〇六 某書状断簡写(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)
- 〔25〕 「付録 福田文書」二二 関東裁許状写(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)
- 〔26〕 「付録 福田文書」二〇七 重通姓未詳等連署状写(外山幹夫『中世九州社会史の研究』吉川弘文館 一九八六)